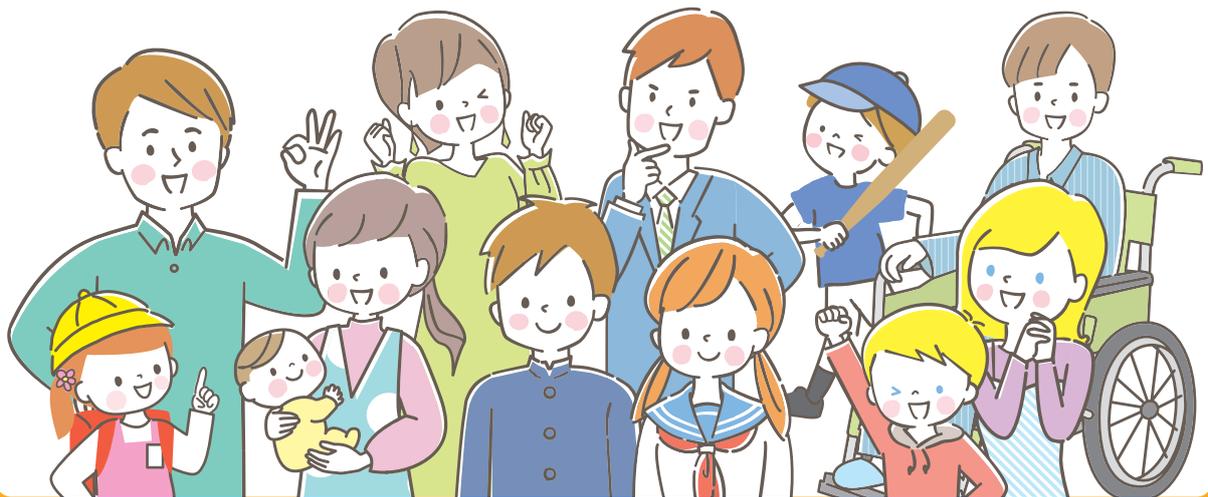


沼津市

こども計画

.....
令和7~11年度
.....



令和7年3月
沼津市

ごあいさつ

本市は、美しい自然や歴史・文化などの地域資源が豊富で、様々な都市機能が集積する県東部の広域拠点都市として、令和5年には大きな節目である市制施行100周年を迎えることができました。これからも「誇り高い沼津」であり続けるためには、夢や希望を持ち、いきいきと活躍する子どもや若者たちの存在が不可欠だと考えます。子どもや若者が健やかに成長し、自由に多様な選択をすることができるよう、我々は、より良い環境づくりを進めていかなければなりません。

しかし、全国的に進む少子化は、本市でも同様に進んでおり、平成31年から令和6年までの年少人口の減少率は静岡県 -8.2% を上回る -14.2% となっています。また、令和4年には年少人口が1割を下回り、少子化対策や子育て家庭の定着、これから家庭を築く若者の定着は喫緊の課題となっています。

また、コロナ禍以降の働き方の変化や近年の物価高騰、仕事と子育ての両立、核家族化による支援者不足など、社会情勢の変化や多様な家族形態により、子育て家庭や社会を担う若者を取り巻く状況や支援のニーズも変化しています。

これらの課題を受けて、このたび、保育施設や保育サービスの提供などの子育て支援施策や、こどもの貧困対策、若者の健やかな成長や自立に向けた施策等を1つにまとめ、子どもから若者の幅広い世代の様々な状況に対して一元的に支援していくことを目的とした、「沼津市子ども計画」を新たに策定いたしました。

今後とも、すべての子ども・若者が地域の一員として尊重され、健やかに成長できるように、そして、子ども達とご家族が幸せを感じられるまちを目指し、市民の皆さまと共に歩んでまいりたいと考えておりますので、引き続き温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、アンケート調査を通して貴重な御意見をいただきました市民の皆さまをはじめ、御審議を賜りました、子ども計画策定懇話会委員の皆さま、関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

沼津市長 頼重 秀一

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
第2章 沼津市のこども・子育て、若者を取り巻く環境	4
第1節 統計にみる沼津市の現状	4
1 市の人口、年齢層別人口の推移	4
2 家族類型別世帯数、核家族世帯の内訳の推移	5
3 出生数、出生率の推移	6
4 自然動態、社会動態の推移	6
5 婚姻・離婚件数等の推移	7
6 就業人口等の推移	8
7 児童虐待の把握件数の推移	9
8 少年犯罪検挙数、不良行為少年補導件数の推移	10
9 若者の自殺者数の推移	10
第2節 こども関連支援施策の実施状況	11
1 第2期 子ども・子育て支援事業計画	11
2 第1期 子どもの貧困対策推進計画	12
第3節 アンケート調査の実施状況	13
1 調査種類別の実施概要	13
2 アンケート調査からみえる、特徴・課題について	15
第3章 計画の基本的な考え方	29
第1節 計画の基本理念	29
第2節 基本的視点	30
第3節 基本方向	31
I ライフステージを通じた施策	31
II ライフステージ別の施策	32
III 子育て当事者への支援に関する施策	33
第4節 計画の体系	34
第4章 こども施策の展開	35
I ライフステージを通じた施策	35
1 こども・若者が活躍できる支援の充実	35
2 こども・若者の状況に応じた適切な支援の充実	36
II ライフステージ別の施策	39
1 こどもの誕生前から幼児期まで	39

2	学童期・思春期（小学生から18歳まで）	40
3	青年期	41
Ⅲ	子育て当事者への支援に関する施策	43
1	保護者の悩みや課題に寄り添った支援の充実	43
2	仕事と生活が調和するライフスタイル確立に向けた支援の充実	43
3	子育て世帯の家庭状況に応じた支援の充実	44
第5章	こども施策を推進するために必要な事項	45
第1節	こども・若者の社会参画・意見反映	45
1	多様な意見の聴取、施策への反映方法の充実	45
2	こども・若者が主体的に社会に参画しやすい環境の整備	45
第2節	こども施策の共通の基盤となる取組	46
1	こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	46
2	地域における包括的な支援体制の構築・強化	46
3	子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信	47
4	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	47
5	数値目標と指標の設定	48
第3節	施策の推進体制	49
第4節	数値目標（指標）の設定と進捗管理	51
第5節	県、関係機関等との連携	51
第6節	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて	51
1	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	51
子ども・子育て支援事業計画		53
1	子ども・子育て支援事業の概要	53
(1)	子ども・子育て支援制度の概要	53
(2)	給付を受けるこどもの認定区分	53
(3)	教育・保育提供区域の設定	54
2	こども・若者の推計人口	56
(1)	未就学児（0～5歳）	56
(2)	小学生（6～11歳）	56
(3)	中学・高校生該当年齢層（12～17歳）	57
3	子ども・子育て支援事業の実施状況	58
(1)	認定区分ごとの教育・保育事業の状況	58
(2)	地域子ども・子育て支援事業	60
4	教育・保育施設の量の見込み・確保の方策	64
(1)	幼児教育	64
(2)	保育	66
5	地域子ども・子育て支援事業	77
(1)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	77

(2) 延長保育事業（保育所等）	84
(3) 一時預かり事業	86
(4) 地域子育て支援拠点事業	89
(5) 病児・病後児保育事業	91
(6) 子育て短期支援事業（シヨートステイ）	92
(7) 利用者支援事業（基本型）	92
(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	93
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	94
(10) 養育支援訪問事業	94
(11) 妊婦健康診査	95
(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	95
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	95
(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	95
(15) 子育て世帯訪問支援事業	96
(16) 児童育成支援拠点事業	96
(17) 親子関係形成支援事業	97
(18) 妊婦等包括相談支援事業	97
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	98
(20) 産後ケア事業	99
資料編	100
1 計画の策定体制	100
2 計画策定に関わる会議の開催経過	100
3 用語解説	101

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、こどもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」存在であり「権利の主体」であることを示した条約です。平成元年11月20日に第44回国連総会において採択され、わが国では平成6年4月22日に批准を行いました。子どもの権利条約では「差別の禁止（差別のないこと）」、「こどもの最善の利益（こどもにとって最も良いこと）」、「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」、「こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）」の4つの原則を掲げています。

わが国では、令和4年6月に国会において「子どもの権利条約」の4つの原則を反映した「こども基本法」が成立しました。同時に「こども家庭庁設置法」も成立し、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が設置されたことで、こども施策の推進体制の整備が進められました。

令和5年12月22日に「こども大綱」が閣議決定されたことで、新たなこども施策に係る計画の策定が努力義務化されました。この「こども大綱」では、既存の「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、関連施策の総合的な推進を目指すものとしました。また、「こども基本法」では「こども大綱」を基本に地方自治体が「こども計画」を策定することを努力義務として位置づけられています。

これまで、各地方自治体では子育て支援計画として、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を策定してきました。また、関連する計画として子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進法に基づく「貧困対策計画」等の多様な計画を策定してきました。今後は、こども施策を一元化した「こども計画」の策定が進んでいくことが見込まれます。

本市のこどもや保護者への支援施策は、令和元年度に策定した「第2期 沼津市子ども・子育て支援事業計画」や、令和5年度に策定した「第2期 沼津市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、様々な取組を行ってきました。

このような中で、「第2期 沼津市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に終期を迎えることから、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの貧困対策推進計画」に少子化社会対策や子ども・若者育成支援の分野を一元化し、新たに「沼津市こども計画」として策定するものです。

2 計画の性格

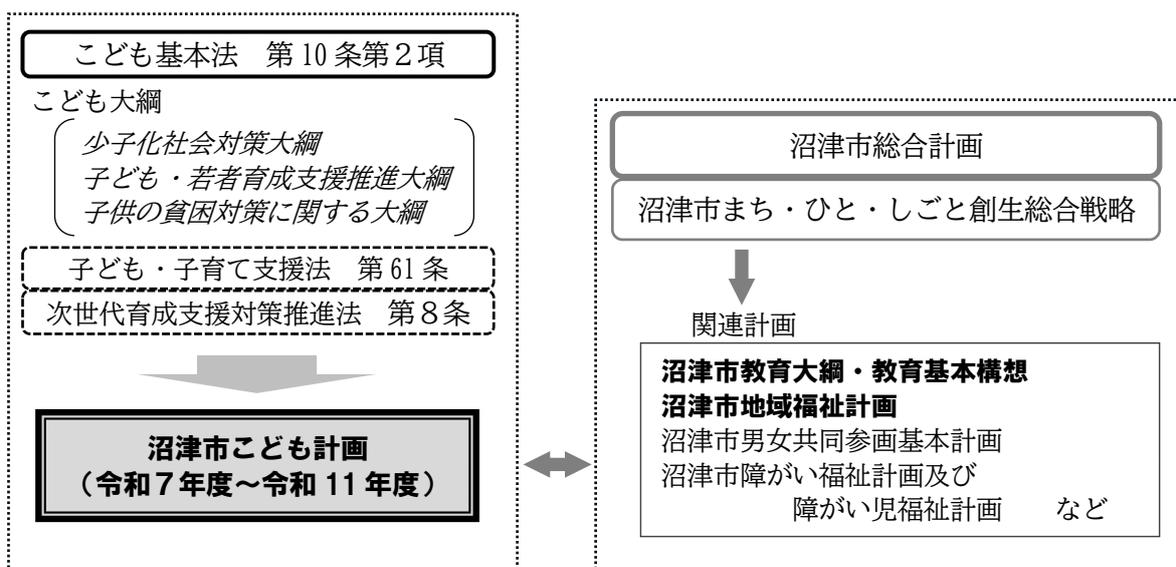
本計画は、「こども基本法」第10条第2項の規定に基づき策定したものです。

また、「こども基本法」第10条第5項の規定に基づき、市町村こども計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に規定する市町村計画、その他こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成したものです。

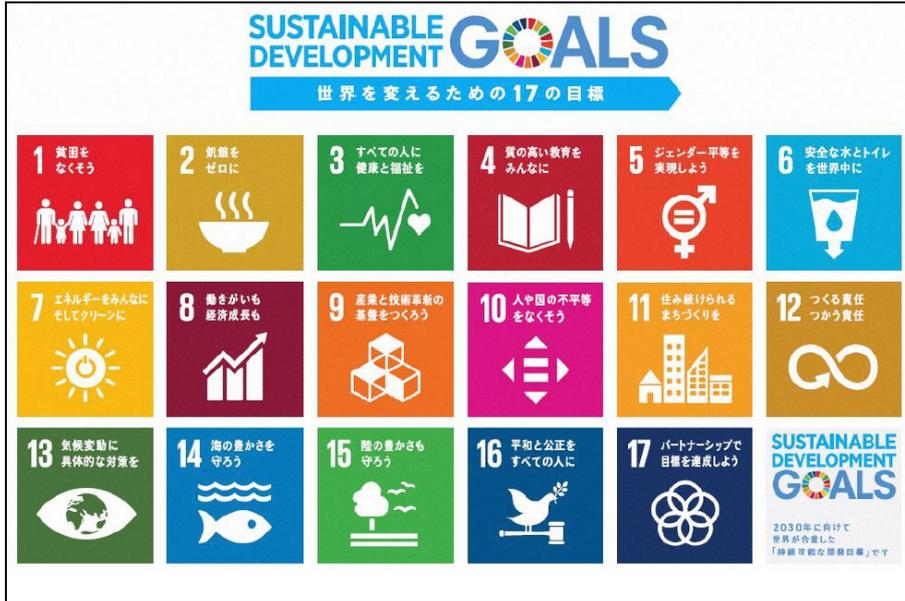
計画の策定に際し、「こども基本法」第9条に規定する「こども大綱」を勘案するとともに、静岡県「(仮称)静岡県こども計画」との整合を図りました。

市の計画との関連性については、市の最上位計画である「沼津市総合計画」の下位計画として策定しました。また、「沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「沼津市教育大綱・教育基本構想」、「沼津市地域福祉計画」、「沼津市男女共同参画基本計画」、「沼津市障がい福祉計画及び沼津市障がい児福祉計画」など、その他の関連計画と整合性を保つとともに、総合計画で取り組んでいる持続可能な開発目標(SDGs)にも対応した計画として策定しました。

■他の関連計画との整合性



■SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標



本計画では、SDGsの目標のうち、

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべてのひとに

が関連しています。

3 計画の期間

計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。

4 計画の対象

概ね29歳以下の市民及びその家族を対象としますが、施策によっては39歳以下の市民も対象とします。

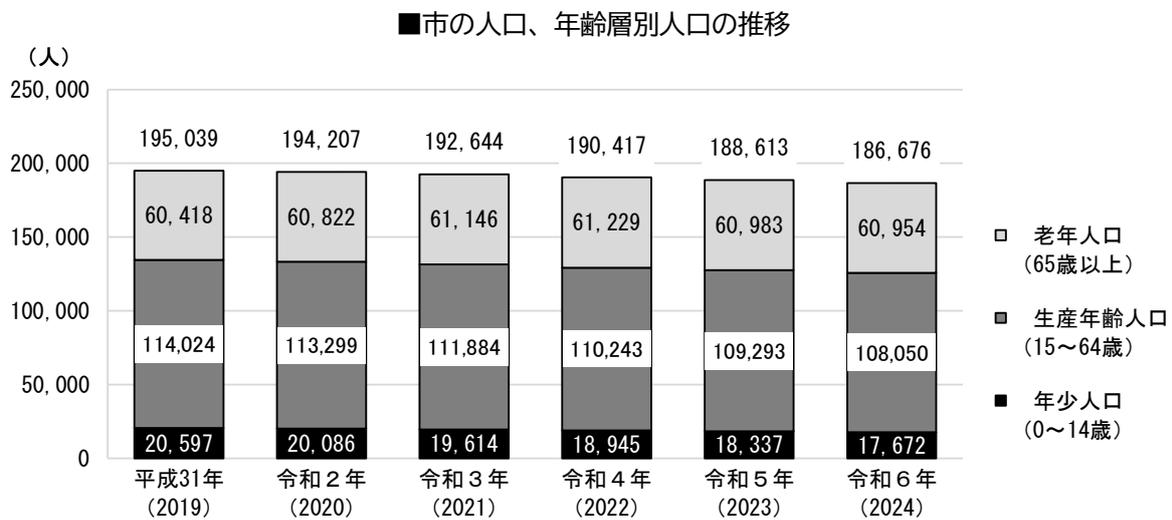
第2章 沼津市のこども・子育て、若者を取り巻く環境

第1節 統計にみる沼津市の現状

1 市の人口、年齢層別人口の推移

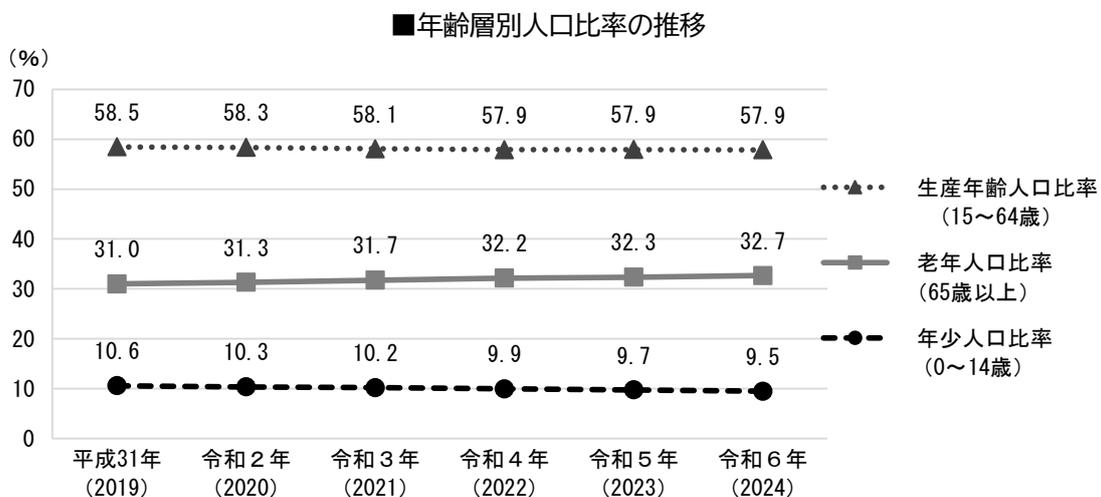
市の人口（4月1日現在）は、平成31年の195,039人から令和6年には186,676人となり、5年間で8,363人（4.3%）減少しています。なお、静岡県全体では同期間で1.8%の減少であり、県を上回る減少となっています。

年少人口（0～14歳）は平成31年の20,597人から令和6年には17,672人となり、5年間で2,925人（14.2%）減少しています。なお、静岡県全体では同期間で8.2%の減少であり、県を上回る減少となっています。



資料：沼津市住民基本台帳（各年4月1日）

年少人口の割合は年々低下し、令和4年に9.9%と1割以下に低下し、令和6年には9.5%となっています。

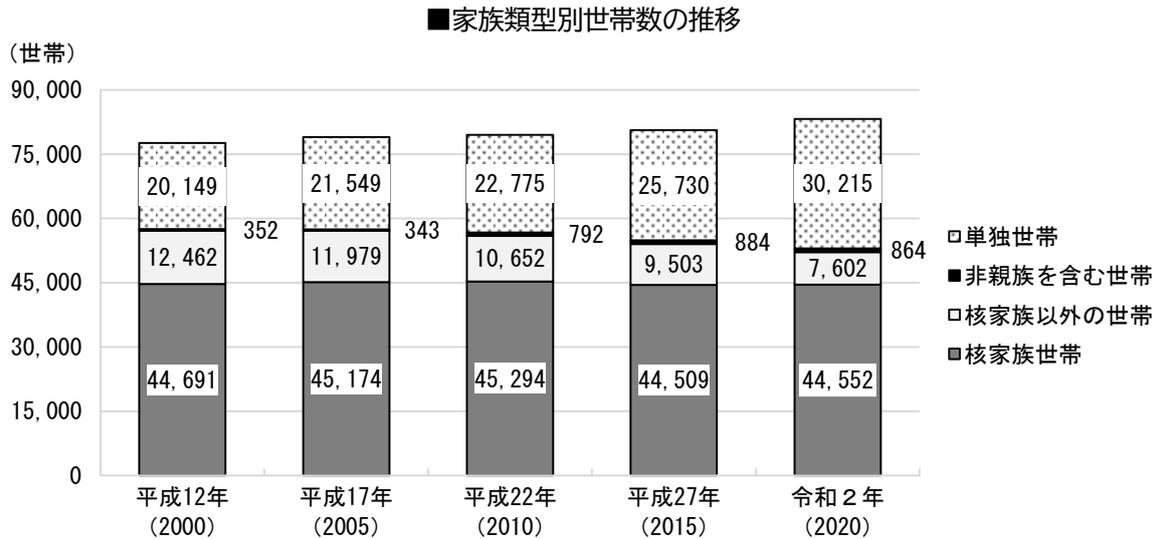


資料：沼津市住民基本台帳（各年4月1日）

2 家族類型別世帯数、核家族世帯の内訳の推移

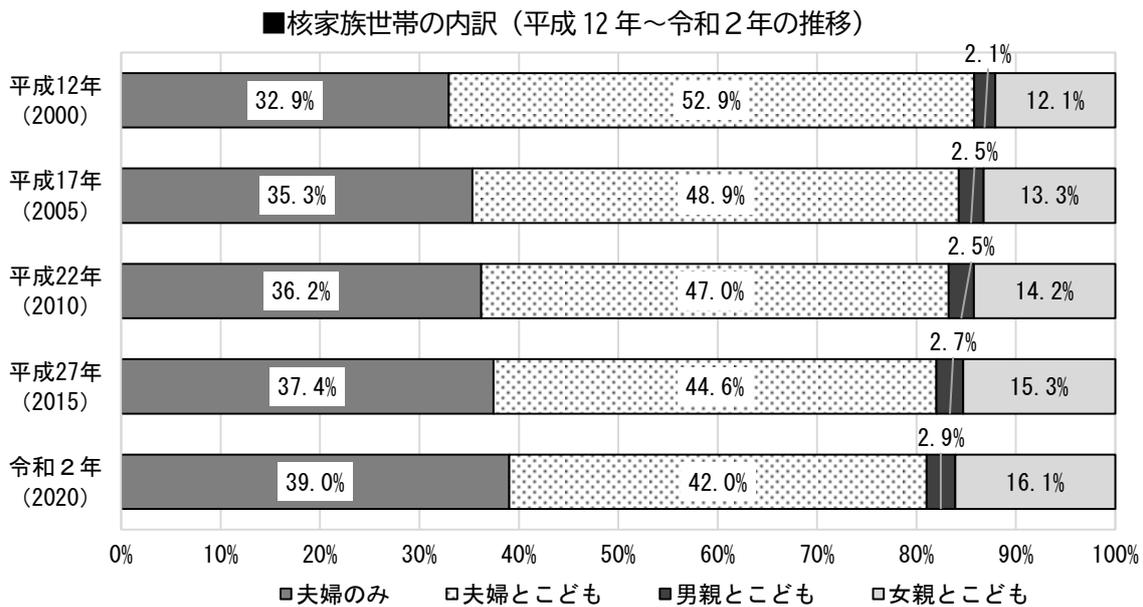
家族類型別の世帯数は、核家族世帯が最も多く、令和2年には44,552世帯となっています。なお、平成12年の44,691世帯以降減少傾向がみられ、一般世帯に占める割合も平成12年の57.6%から令和2年には53.5%に低下しています。

その一方で、単独世帯は増加傾向が続いており、平成12年の20,149世帯から令和2年の30,215世帯へと20年間で10,066世帯(50.0%)増加しています。また、一般世帯に占める単独世帯の割合は平成12年の25.9%から令和2年には36.3%に上昇しています。



令和2年における核家族世帯の内訳は、夫婦のみ世帯が39.0%、夫婦と子ども世帯が42.0%、ひとり親と子どもから成る世帯は19.0%となっています。

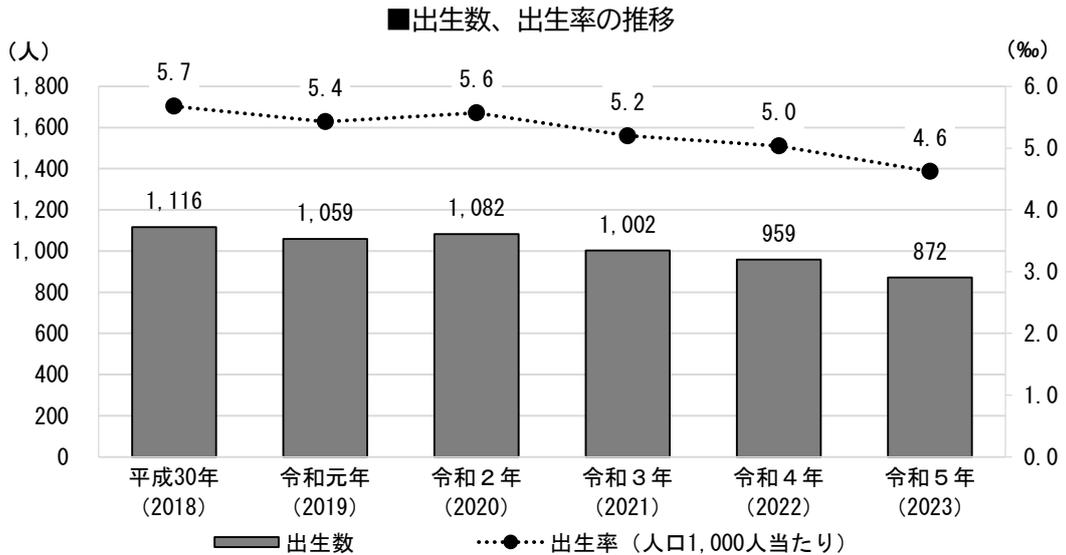
夫婦のみ世帯数は平成12年から令和2年の20年間で6.1ポイント上昇しています。また、ひとり親世帯の男親と子どもは0.8ポイント、女親と子どもは4.0ポイントそれぞれ上昇し、夫婦と子どもの世帯は10.9ポイント低下しています。



3 出生数、出生率の推移

出生数（各年1月1日～12月31日）は、減少傾向が続いており、令和2年には1,082人と一時的に増加したものの、令和3年には1,002人となり、令和5年までに872人となっています。また、平成30年の1,116人から令和5年の872人へと、5年間で244人（21.9%）減少しています。

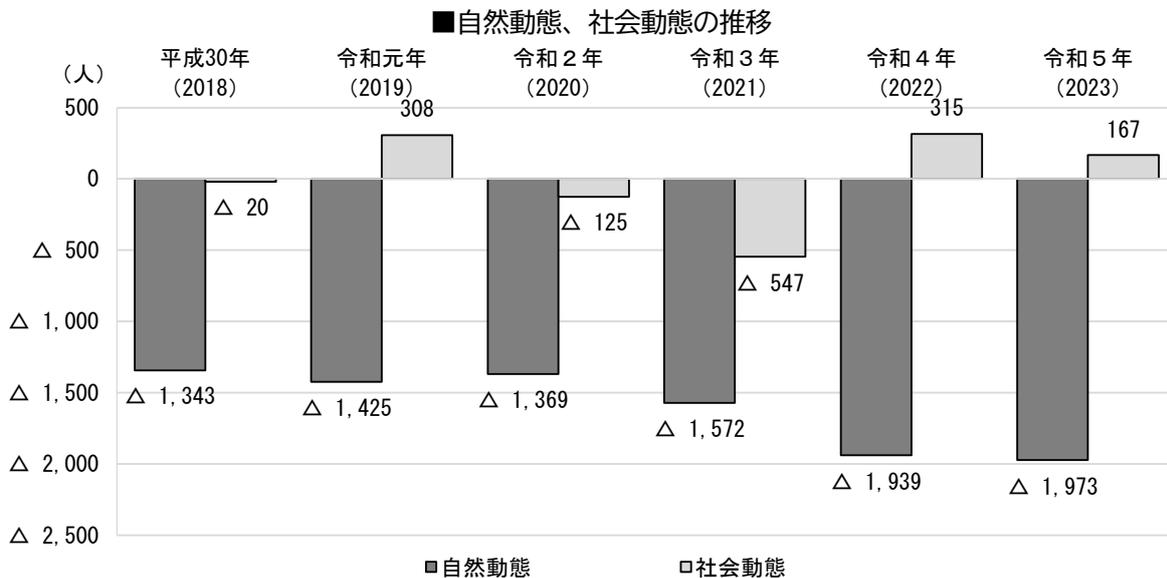
出生率（人口1,000人当たり）は令和2年に一時的に上昇したものの概ね低下傾向が続いており、令和5年には4.6%となっています。



4 自然動態、社会動態の推移

自然動態（出生-死亡）は、減少傾向が続いており、平成30年の1,343人減少からさらに減少幅が拡大し、令和5年には1,973人減少しています。

社会動態（転入-転出）は、令和2年に125人、令和3年に547人減少していましたが、令和4年以降は転入超過となり、令和5年には167人増加しています。



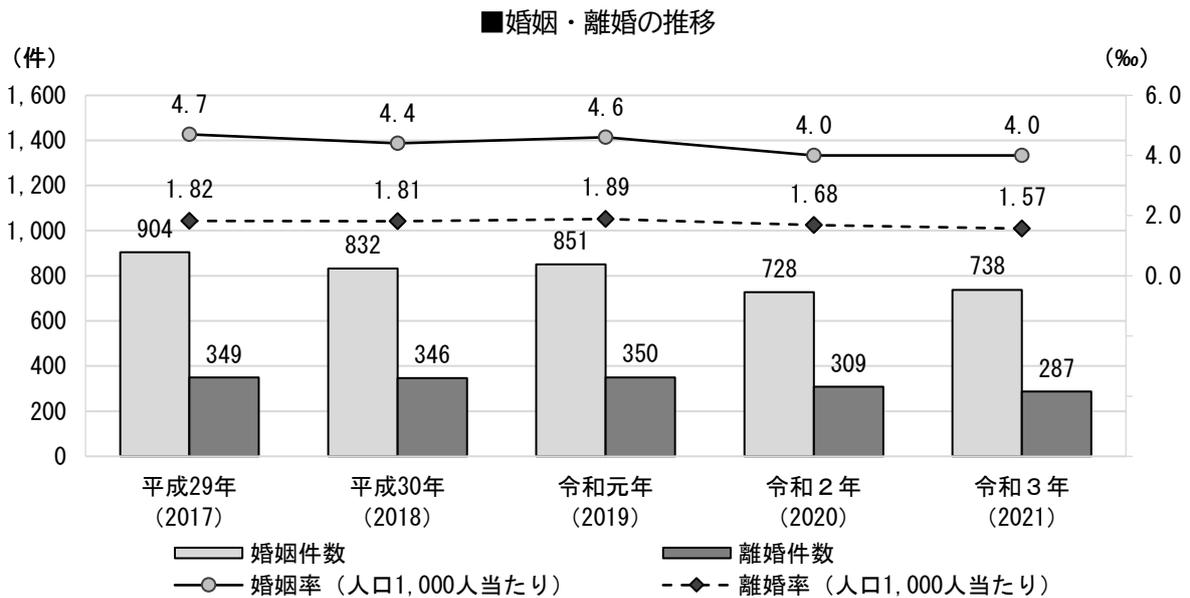
5 婚姻・離婚件数等の推移

婚姻件数は、平成 29 年以降概ね減少傾向がみられ、令和 2 年以降は 800 件を下回り、令和 3 年には 738 件となっています。

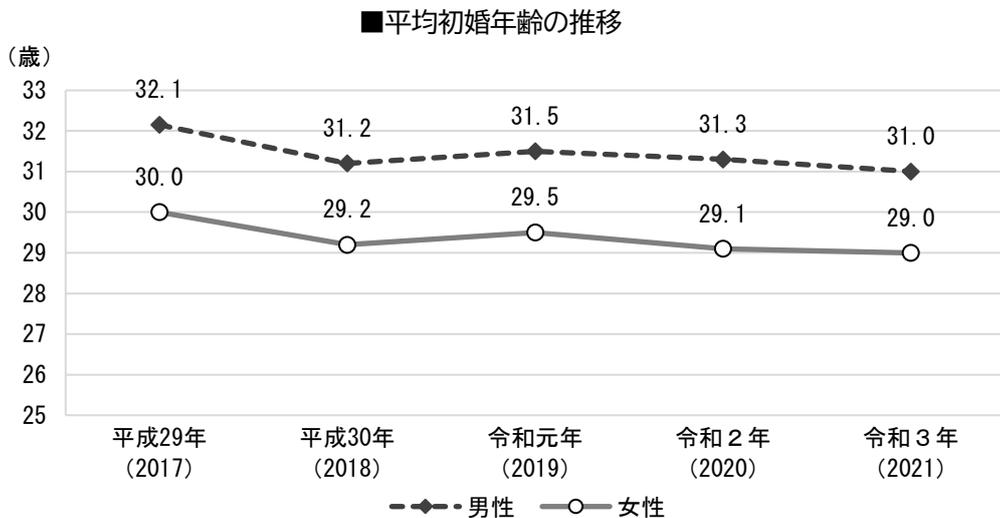
離婚件数は、令和元年まで 350 件前後で推移していましたが、令和 2 年以降は減少し、令和 3 年には 287 件となっています。

婚姻率は、婚姻件数の推移に伴い低下傾向がみられ、令和 2 年、令和 3 年ともに 4.0%（人口 1,000 人当たり）となっています。

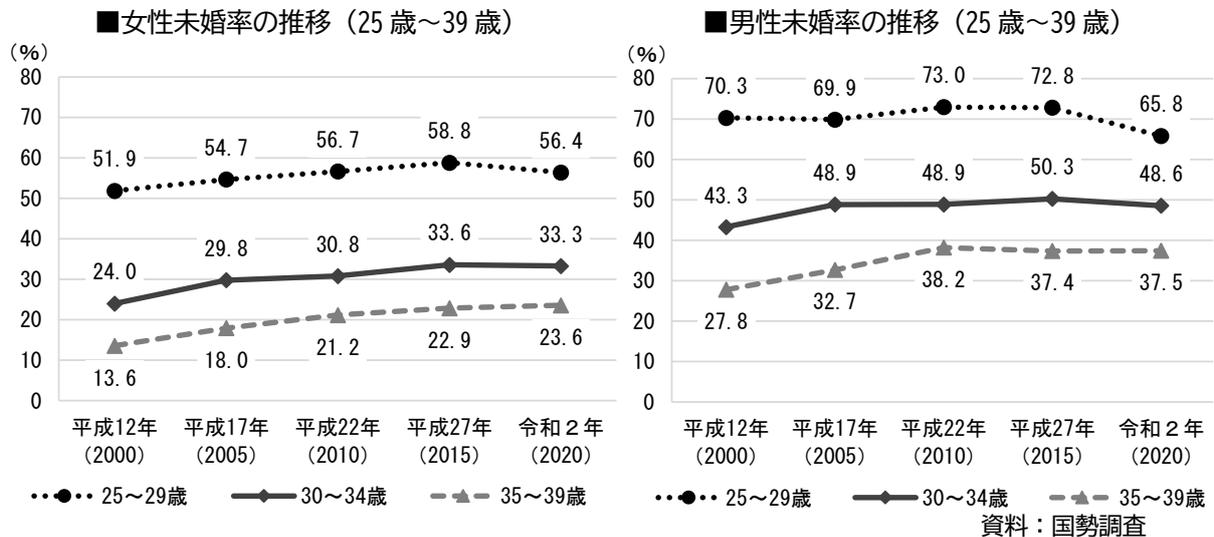
離婚率は、令和元年までは 1.8%台で推移していましたが、令和 2 年以降は低下し、令和 3 年には 1.57%となっています。



平均初婚年齢は、男女とも平成 29 年をピークに概ね低下傾向がみられ、令和 3 年には男性で 31.0 歳、女性では 29.0 歳となっています。



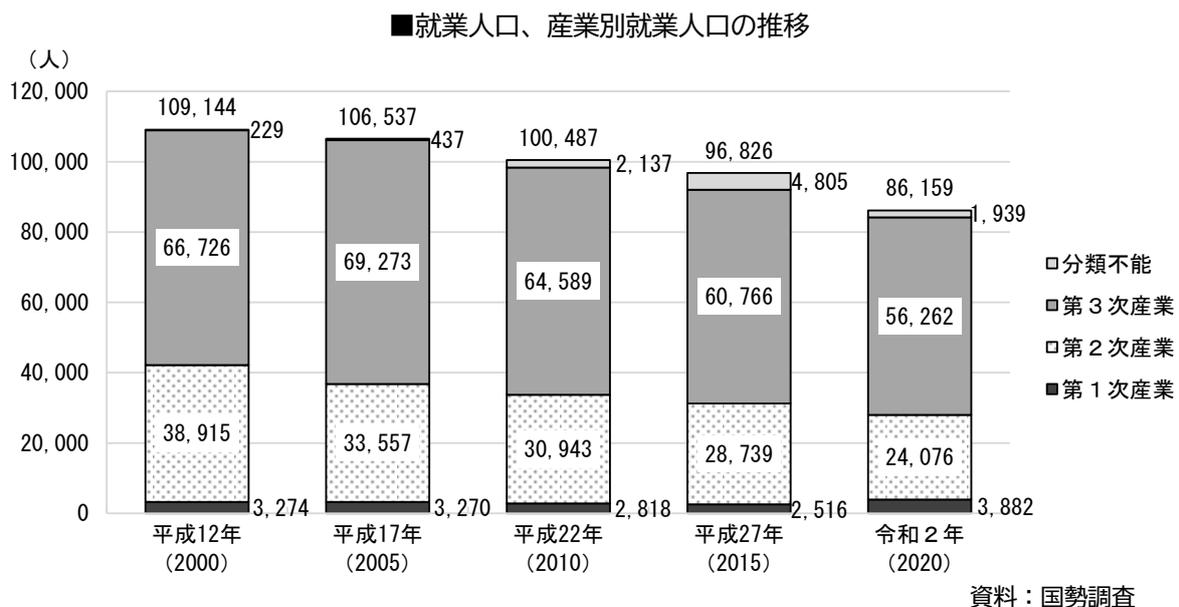
未婚率は、女性では平成27年まで、男性では平成22年まで上昇傾向がみられましたが、男女とも平成27年から令和2年にかけて、25～29歳と30～34歳の年齢層で低下しています。特に、25～29歳では女性で2.4ポイント、男性で7.0ポイント低下しています。



6 就業人口等の推移

就業人口は、平成12年以降減少傾向が続いており、平成12年の109,144人から令和2年の86,159人へと20年間で22,985人（21.1%）減少しています。

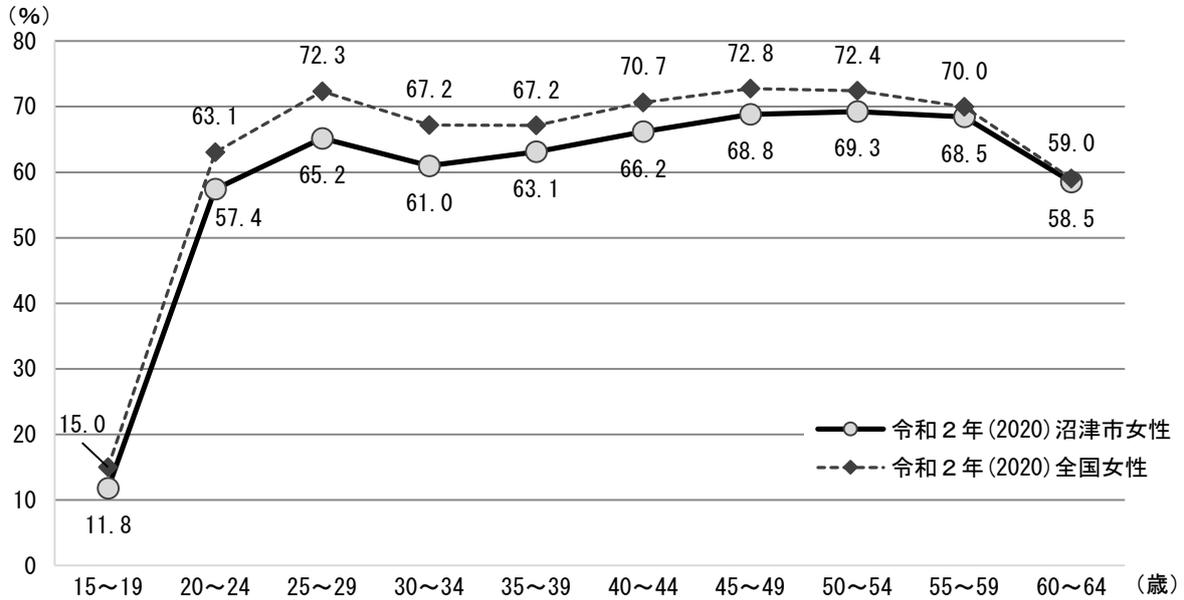
産業別就業人口は、第1次産業では、平成12年から平成27年にかけて就業人口が減少したものの、令和2年には増加して3,882人となっており、平成12年を上回る就業人口となっています。また、第2次産業は平成12年以降、第3次産業は平成17年以降減少が続いています。



女性の就業率（令和2年国勢調査）は、20代後半から50代後半までの年齢層で60%台、20代前半と60代前半で50%台となっています。なお、30代で就業率が低下しており、「M字カーブ」の傾向がみられます。

これを全国女性と比較すると、各年齢層の女性の就業率を下回っています。

■年齢層別女性の就業率の比較（令和2年 全国との比較）

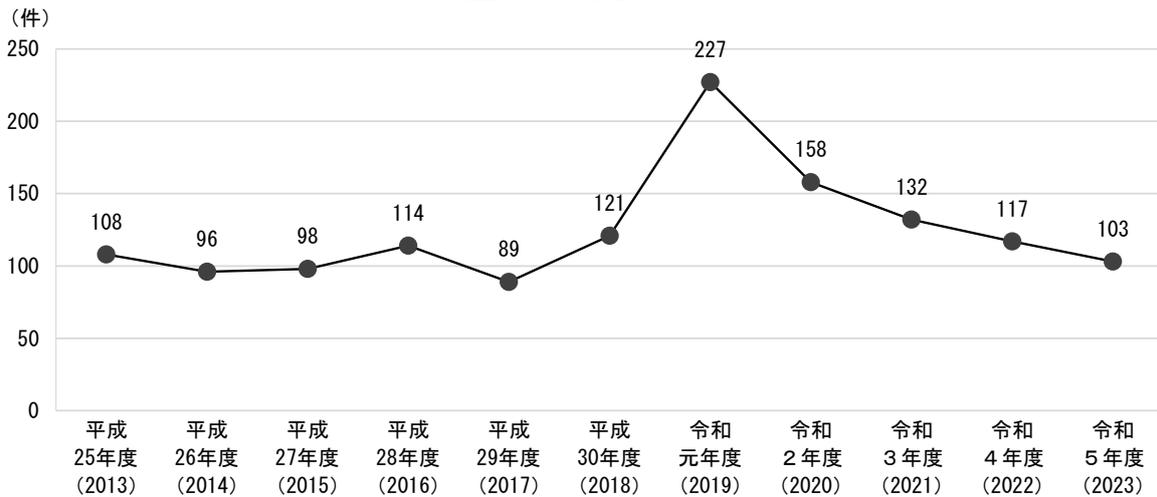


資料：国勢調査

7 児童虐待の把握件数の推移

児童虐待の把握件数は、令和元年度の227件をピークに減少し、令和5年度は103件となっています。

■児童虐待の把握件数の推移

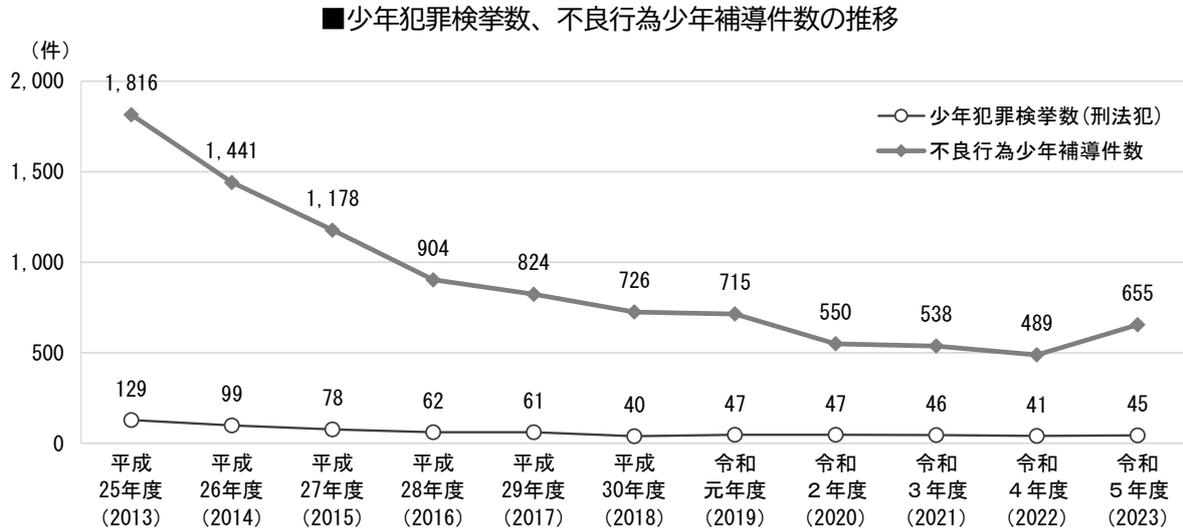


資料：こども家庭センター

8 少年犯罪検挙数、不良行為少年補導件数の推移

少年犯罪検挙数(刑法犯)は、平成 25 年度の 129 件以降は減少し、平成 30 年度以降は 40 件台で推移しています。なお、令和 5 年度は 45 件となっています。

不良行為少年補導件数は、平成 25 年度の 1,816 件以降令和 4 年度まで減少傾向が続いていましたが、令和 5 年度に増加し 655 件となっています。

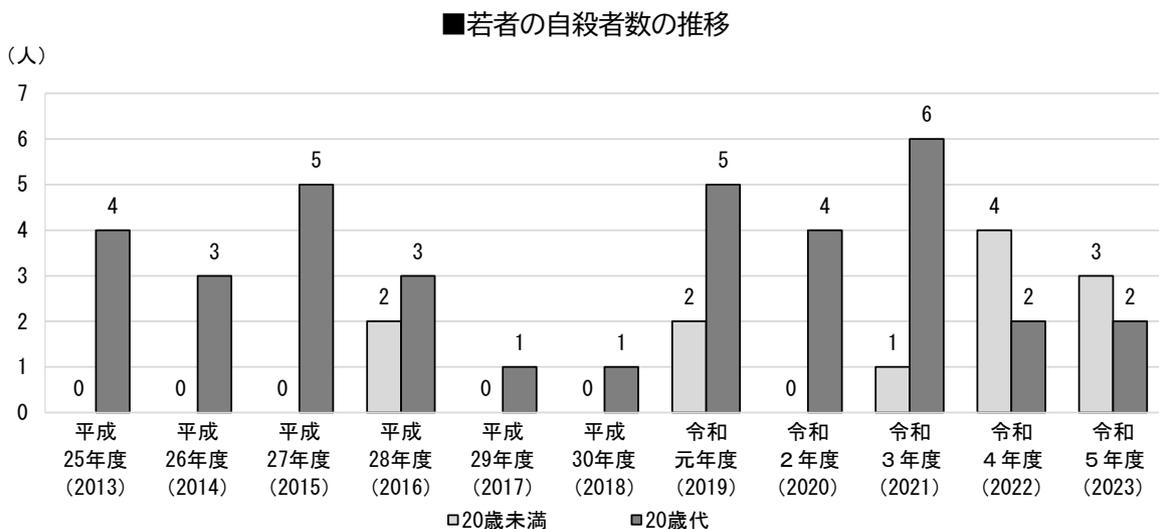


資料：沼津警察署

9 若者の自殺者数の推移

若者の自殺者数のうち、20 歳未満は平成 28 年度、令和元年度で 2 人となっています。なお、令和 3 年度以降毎年自殺者がみられ、令和 4 年度には 4 人、令和 5 年度には 3 人となっています。

20 歳代の自殺者は毎年度みられ、最も多い令和 3 年度には 6 人となっていましたが、令和 5 年度には 2 人となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

第2節 こども関連支援施策の実施状況

1 第2期 子ども・子育て支援事業計画

(子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画)

第2期子ども・子育て支援事業計画の施策評価（令和5年度までの実施状況）については、実施状況に応じて、「A 計画どおり実施している」、「B 計画どおりではないが、実施している」、「C 実施していない」の3段階で評価しています。

第2期子ども・子育て支援事業計画に記載されている116の施策について、109の施策を実施しています。

施策・事業	実施状況 (事業数)	該当事業数		
		評価 A	評価 B	評価 C
基本方向1 乳幼児が安心して教育・保育を受ける環境の充実へ				
施策1 誰もが必要とする教育、保育サービスが受けられる場の確保	22	3	14	5
基本方向2 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ				
施策1 子どもを社会全体で支えるとともに、平等な教育機会の確保を行う（家庭や地域の教育力向上）	8	1	7	0
施策2 子どもの地域での居場所づくり	9	4	5	0
施策3 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実	3	3	0	0
施策4 次代の親教育の推進（思春期保健・健全育成等）	2	0	2	0
施策5 青少年の健全な心と身体の育成	10	9	1	0
施策6 意欲を持って就業と自立に向ける社会をつくる	1	1	0	0
施策7 社会生活に必要なことを学ぶ機会の提供	1	1	0	0
基本方向3 いじめや虐待のない社会へ				
施策1 子どもが安心して生活できる社会づくり	8	8	0	0
基本方向4 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ				
施策1 安心して妊娠・出産できるように	10	4	6	0
施策2 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように	9	8	1	0
施策3 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように	17	13	4	0
基本方向5 多様なネットワークで安心できる地域社会へ				
施策1 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように	3	1	2	0
施策2 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように	4	3	1	0
施策3 広域連携における子育て支援	2	0	0	2
基本方向6 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランス）				
施策1 働き方の見直し（働く場所の確保）	2	2	0	0
施策2 仕事と家庭が両立できる環境の実現	3	2	1	0
施策3 安心して外出できる環境の充実	2	1	1	0

2 第1期 子どもの貧困対策推進計画

第1期沼津市子どもの貧困対策推進計画（令和元年度から令和5年度まで）の進捗や対策の効果等を評価・検証するため、4つの指標を設定し、数値を毎年管理・経年比較しながら数値の改善を目指し、必要に応じた施策の見直し等を図っています。

また、重点施策をつなげる「支援ネットワークの推進・活用」として、市の指標とともに本市における児童数、ひとり親世帯数、高校進学率・中退率、生活保護受給率、児童扶養手当、就学援助制度の利用者数や、国の大綱に定める指標などの統計情報を整理し、経年で更新する「沼津市子どもの貧困データベース」を作成し、毎年指標を管理するとともに、庁内各課での共有及び外部への情報発信に努めます。

※第2期子どもの貧困対策推進計画（令和6年度から令和10年度まで）は、令和6年度が初年度のため、こども計画策定作業時点では、まだ評価できません。そのため第1期の子どもの貧困対策推進計画の実施状況（令和4年度までの実施状況）を一部抜粋して記載しています。

施策分類	実施状況 (事業数)	評価		
		A	B	C
重点施策1 【教育の支援】				
<ul style="list-style-type: none"> 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと捉え、学校教育による学力の保障を図る。 学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び教育費負担の軽減など、総合的に対策を推進する。 				
(1) 学校における総合的な子どもの貧困対策の展開	4	3	1	0
(2) 貧困による教育機会の減少を防ぐための乳幼児への支援	2	0	2	0
(3) 大学等進学に対する教育機会の提供	3	2	1	0
(4) 生活困窮世帯等への学習支援	4	4	0	0
重点施策2 【生活の支援】				
<ul style="list-style-type: none"> 貧困などに由来する家庭の複合的な課題を解決する包括的な支援体制を整備する。 福祉部門を中心に、子どもと保護者の意思を尊重し、寄り添いながら支援を実施する。 				
(1) 保護者の生活支援	16	13	3	0
(2) 子どもの生活支援	4	2	2	0
重点施策3 【保護者の就労支援】				
<ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労の安定を確保し、貧困の連鎖を防止する。 生活困窮世帯をはじめ、困難を抱えた子どものいる世帯に対しての就労支援、職業訓練、保護者の学び直しを支援する。 				
(1) 保護者の就労支援	8	8	0	0
(2) 保護者の就労機会の確保	1	1	0	0
重点施策4 【経済的支援】				
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等の施策の周知徹底を通じて子育てに係る経済的負担の軽減を図る。 				
(1) 児童手当等	2	2	0	0
(2) 生活困窮世帯への支援	3	3	0	0
(3) 養育費の確保に関する支援	1	1	0	0
(4) 医療費の支援	2	2	0	0
重点施策5 【支援ネットワークの推進・活用】				
<ul style="list-style-type: none"> 様々な問題を抱える子どもやその保護者等が、社会から孤立せず、安心して暮らせるよう、必要な支援を適切につなげる相談窓口の連携を図る。 行政各部署、関係機関、地域等との連携体制の強化を図り、活用する。 				
(1) 相談窓口	11	10	1	0
(2) 連携体制の推進と活用	4	2	1	1

第3節 アンケート調査の実施状況

1 調査種類別の実施概要

(1) 生活実態調査（貧困対策）

○実施対象、実施期間、調査方法

実施対象	実施期間	調査方法
市内の小学5年生・中学2年生の児童生徒及びその保護者	令和4年9月2日 ～9月22日	学校にて配布・回収
各学校、放課後児童クラブ等、関係団体の職員、民生委員・児童委員及び主任児童委員	令和4年7月～9月	各団体に応じて郵送や会議等で調査・回収

○回収状況

対象区分	配布数	回収数	回収率
小学5年生及びその保護者	1,255	1,197	95.4%
中学2年生及びその保護者	1,465	1,340	91.5%
市内各小・中学校、放課後児童クラブ等、関係団体の職員	215	176	81.9%
民生委員・主任児童委員	372	332	89.2%

(2) 子育て支援に関するアンケート調査

○実施対象、実施期間、調査方法

実施対象	実施期間	調査方法
市内在住の就学前児童の保護者及び小学校児童の保護者	令和5年12月14日 ～令和6年1月10日	郵送による配布・WEBによる回答

○回収状況

対象区分	配布数	回収数	回収率
未就学児童の保護者	1,800	938	52.1%
小学生の保護者	1,800	953	52.9%

(3) 沼津市こども・若者の意識と生活に関する調査

○実施対象、実施期間、調査方法

実施対象	実施期間	調査方法
市内在住の15歳から39歳の市民	令和6年1月19日 ～2月9日	郵送による二次元コードの配布・WEBによる回答
上記若者に接する機会のある人（沼津市青少年を健やかに育てる会、沼津市青少年育成推進員、沼津市補導委員、民生委員、保護司等）		郵送による配布・回収

○回収状況

対象区分	配布数	回収数	回収率
市内在住の15歳から39歳の市民	2,000	337	16.9%
上記若者に接する機会のある人（沼津市青少年を健やかに育てる会、沼津市青少年育成推進員、沼津市補導委員、民生委員、保護司等）	96	72	75.0%

(4) こども・若者の意見聴取のための調査

○実施対象、実施期間、調査方法

実施対象	実施期間	調査方法
市内在住の13歳から29歳の市民	令和6年7月19日 ～8月2日	郵送による二次元コードの配布・WEBによる回答
市内の小学校に通学している小学5・6年生		

○回収状況

対象区分	配布数	回収数	回収率
13歳から29歳の市民	2,000	441	22.1%
小学5年生	1,190	954	80.2%
小学6年生	1,297	1,087	83.8%

2 アンケート調査からみえる、特徴・課題について

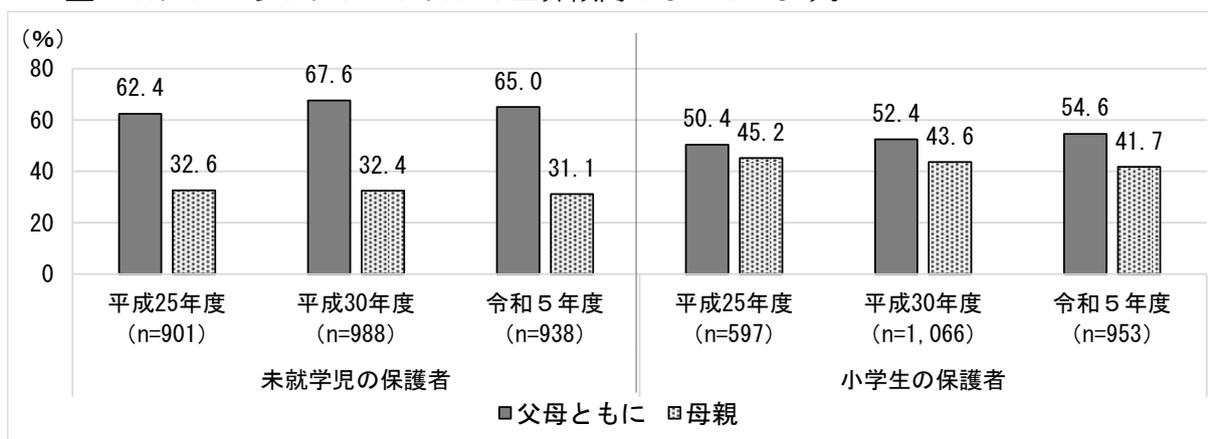
本項目に掲載するアンケート調査の結果は、全て割合で表示しています。

なお、割合は小数点以下第二位を四捨五入し、小数点第一位で表示しているため、表示されている割合を合算した場合、合計値に誤差が生じることがあります。

(1) 子育て世帯の状況…子育て支援に関するアンケート調査

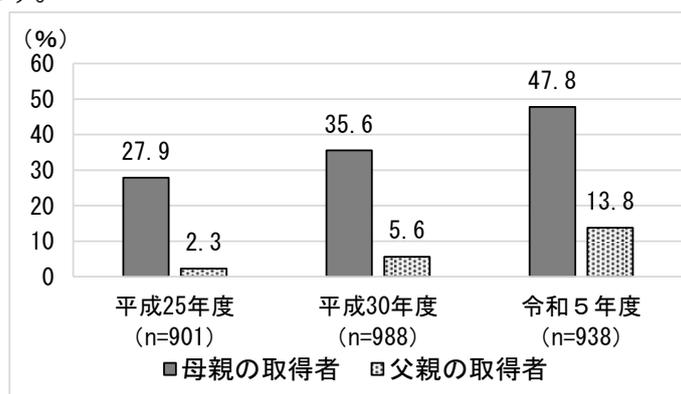
◎「父母ともに」子育てをしている世帯が増えている

日常から子育てに関わっている人は、「父母ともに」の割合が未就学児で平成25年度調査の62.4%から67.6%→65.0%と横ばいで推移していますが、小学生では平成25年度調査の50.4%から52.4%→54.6%と上昇傾向となっています。

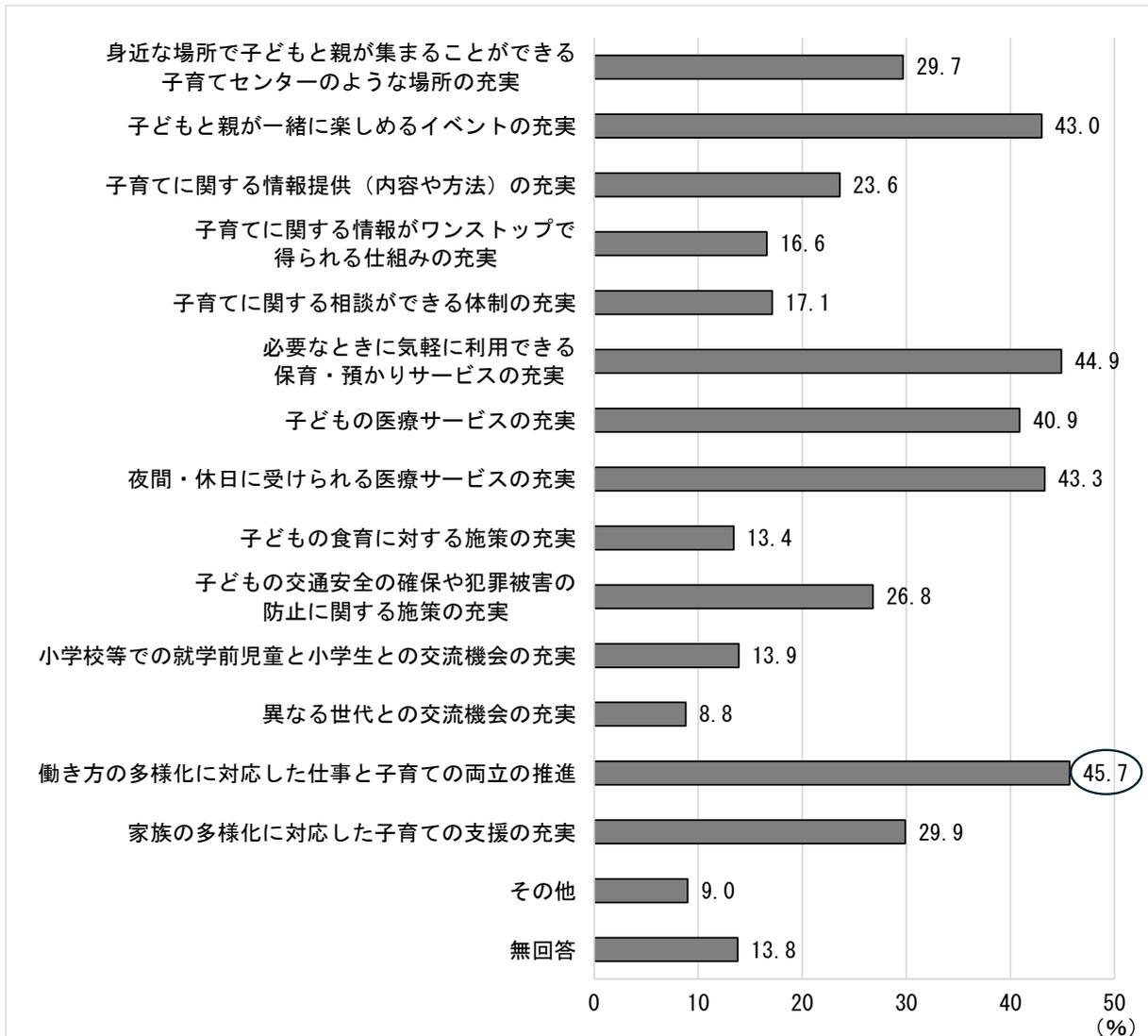


◎父母ともに、育児休業を取得している保護者が増えている

育児休業を取得している母親の割合は、平成25年調査の27.9%から35.6%→47.8%と上昇傾向となっています。同様に、父親の取得割合も2.3%から5.6%→13.8%と上昇傾向となっています。



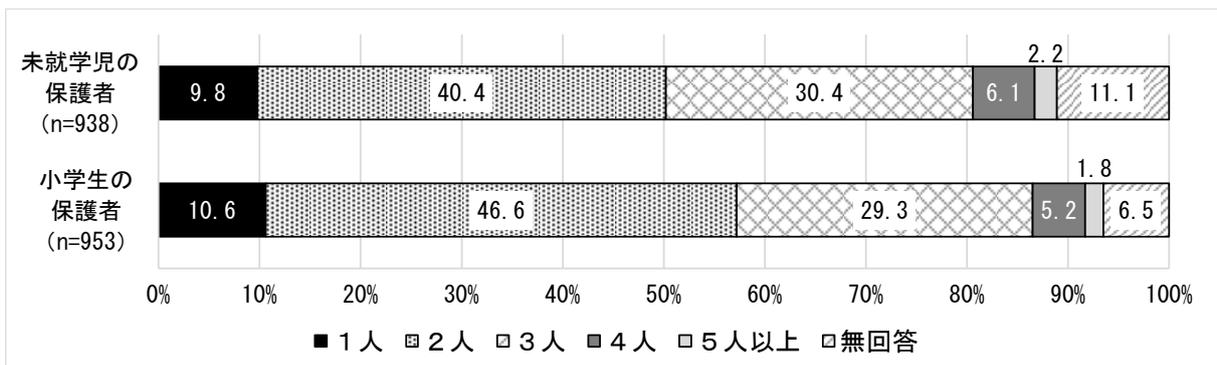
市に期待する施策として「働き方の多様化に対応した仕事と子育ての両立の推進」が45.7%と最も割合が高く、さらなる改善が期待されているとみられます。



◎子育てをしている世帯の7割以上がこどもを2人以上持ちたいと希望している

未就学児童を持つ保護者が将来ほしいこどもの人数のうち、1人の割合は9.8%、2人の割合は40.4%、3人の割合は30.4%となっています。

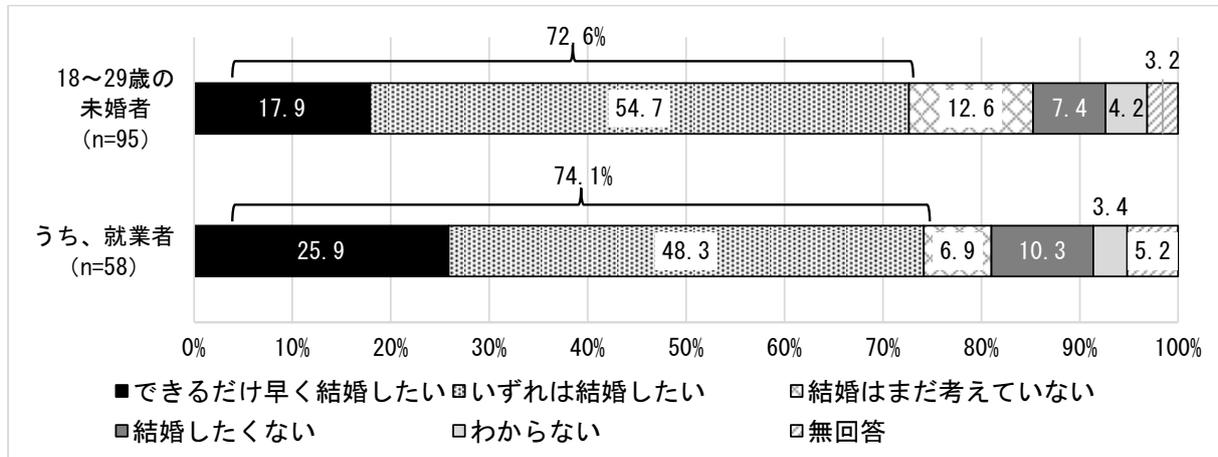
小学生を持つ保護者が将来ほしいこどもの人数のうち、1人の割合は10.6%、2人の割合は46.6%、3人の割合は29.3%となっています。



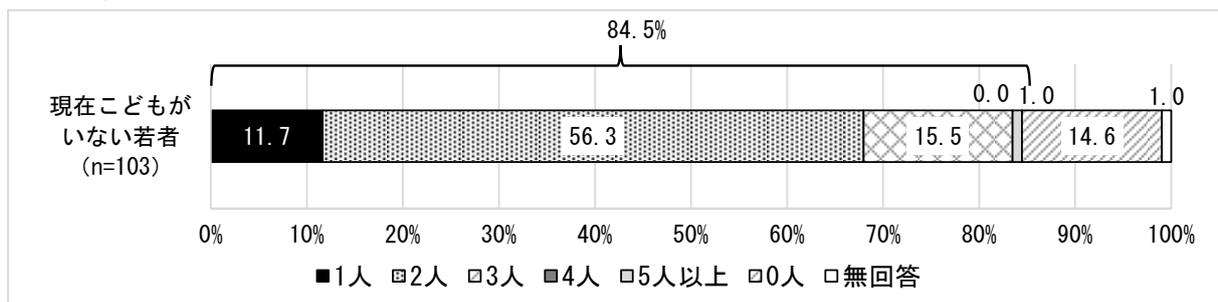
(2) 結婚意識…子ども・若者の意見聴取のための調査（13歳から29歳の市民）

◎家庭を築く意欲のある若者が多い

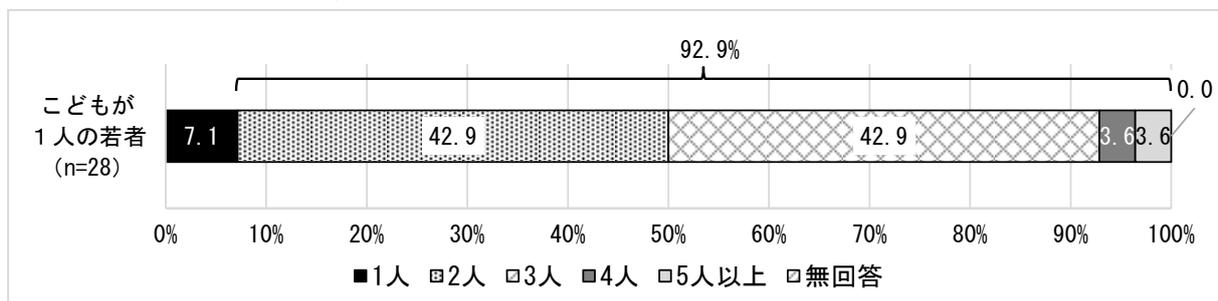
結婚を希望している若者層は72.6%みられ、そのうち就業者では74.1%となっています。



現在子どもがいない若者のうち、将来子どもがほしい若者の割合は84.5%となっています。



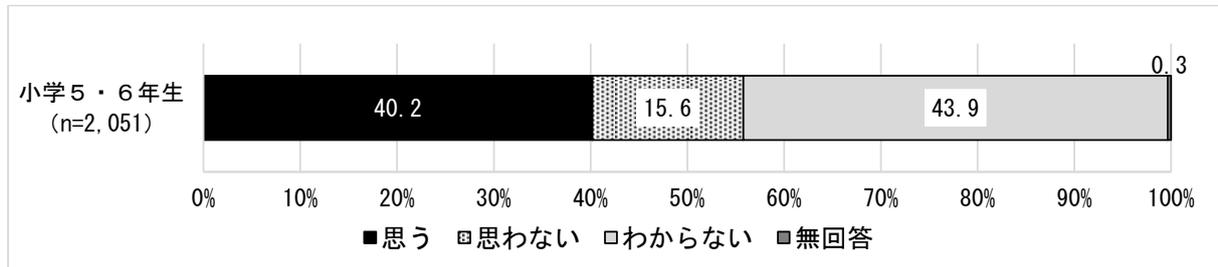
また、現在子どもが1人いる若者のうち、今以上に子どもがほしい若者の割合は92.9%となっています。



(3) 将来の定住希望…こども・若者の意見聴取のための調査（小学5・6年生）

◎小学生の4割程度が、今後も沼津市に住み続けることを希望している

今後も沼津市に住み続けたいと「思う」は40.2%、「わからない」が43.9%、「思わない」が15.6%となっています。



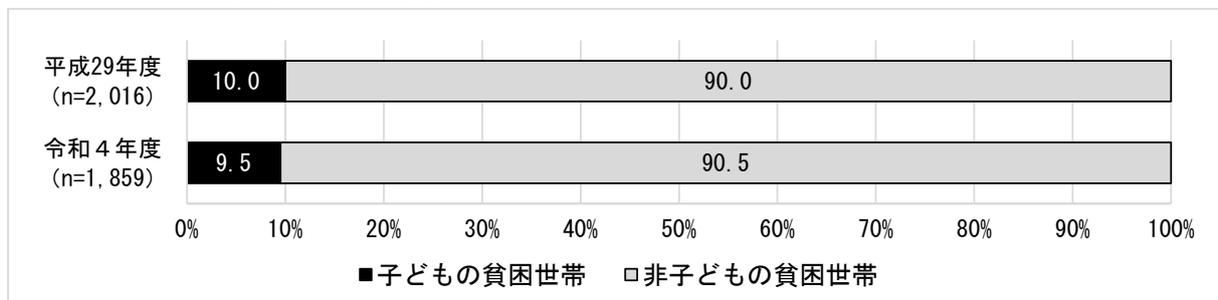
なお、住みたい理由は「自然豊かだから」、「家族がいるから」、「生まれ育った場所だから」などの意見がみられます。

その一方で、住みたくない理由は「都会に住みたい」、「地震や津波が怖い」などの意見がみられます。（自由記述より）

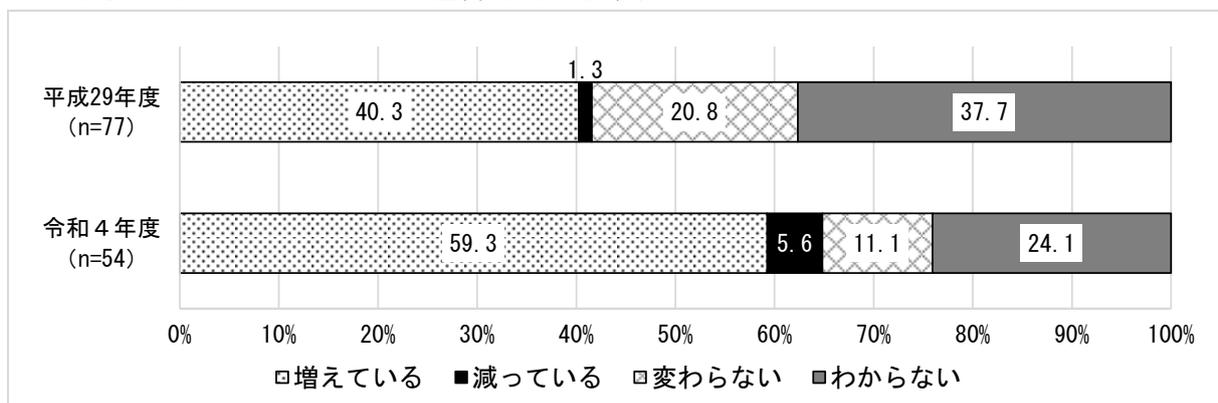
(4) 経済的な状況…生活実態調査（貧困対策）、子育て支援に関するアンケート調査

◎子どもの貧困世帯は、わずかに減少したが、潜在化している可能性がある

※「子どもの貧困世帯」は、世帯の児童数を基に可処分所得を算出した結果、127万円未満となった世帯
子どもの貧困世帯の割合は平成29年度の10.0%から令和4年度には9.5%と5年間で0.5ポイント低下しています。

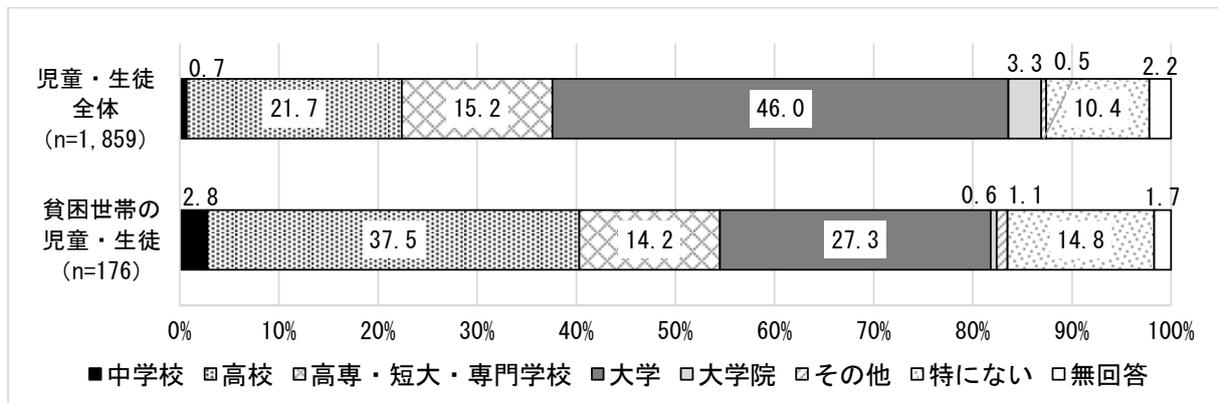


一方で、学校や放課後児童クラブなどの団体のうち貧困状態に置かれた子どもは「増えている」と感じていると回答した割合は平成29年度調査の40.3%から令和4年度調査では59.3%へ19.0ポイント上昇しています。

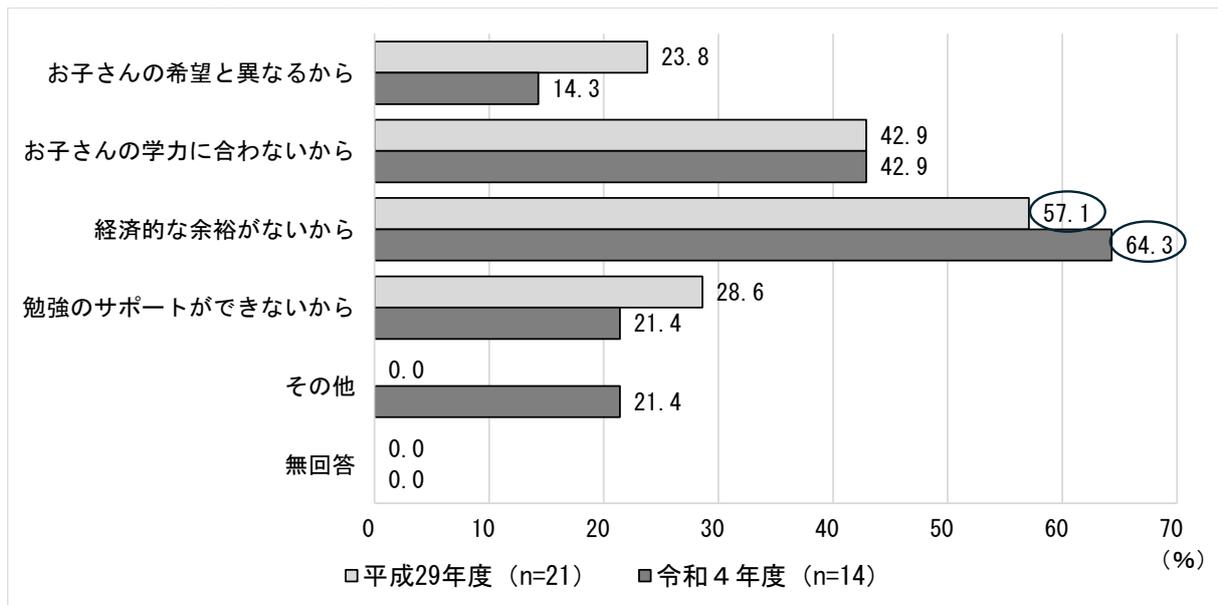


◎子どもの貧困世帯への経済的支援への期待が上昇している

子どもの貧困世帯における最終学歴の希望は「高校」が37.5%、「大学」が27.3%となっています。



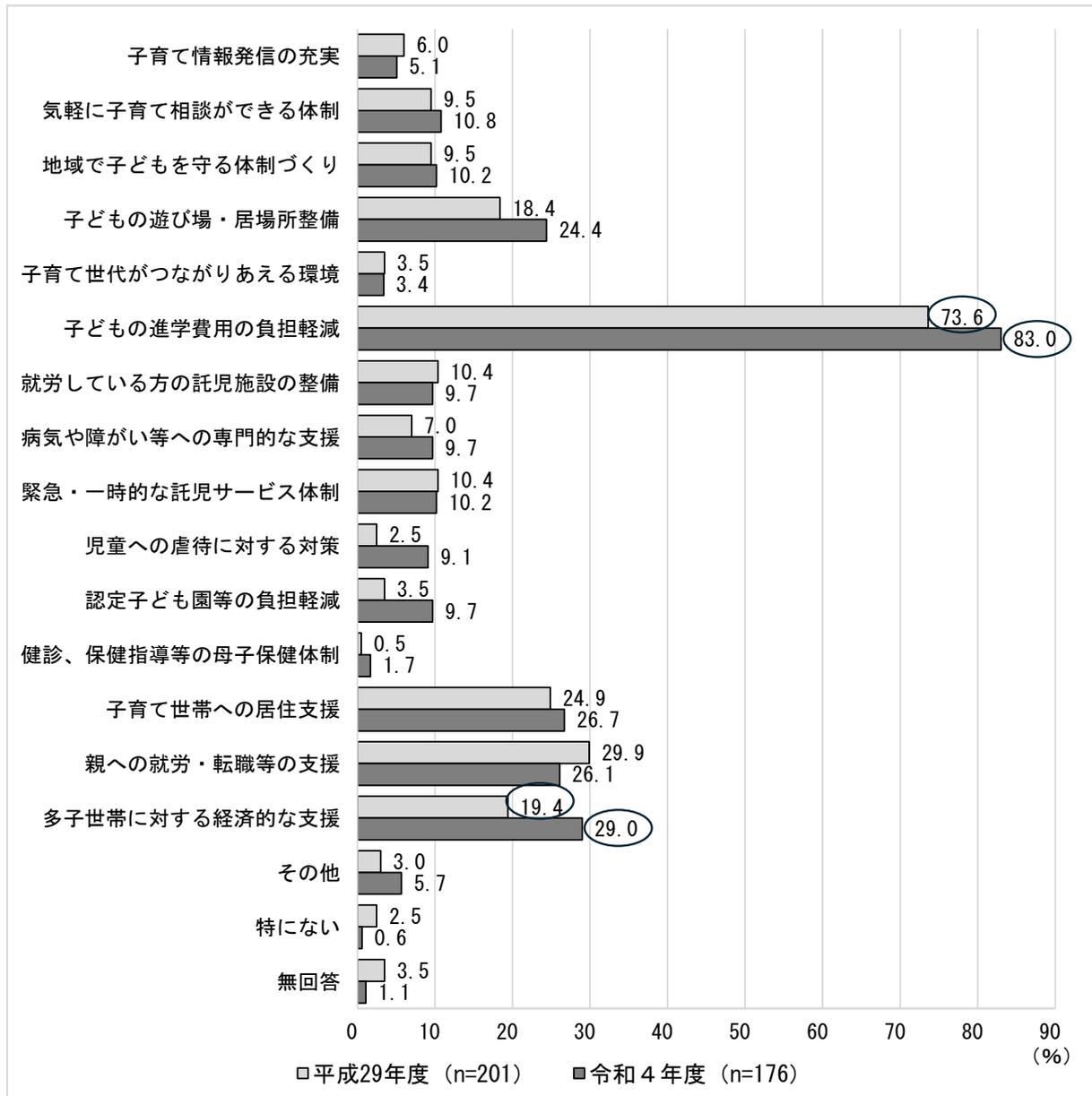
子どもの貧困世帯における進学希望がかなわない理由として「経済的な余裕がないから」が64.3%となっています。なお、平成29年度調査では57.1%となっており、7.2ポイント上昇しています。



◎多子世帯の負担軽減への期待が上昇している

貧困世帯に期待される支援として、「子どもの進学費用の負担軽減」が83.0%となっています。なお、平成29年度調査では73.6%となっており、9.4ポイント上昇しています。

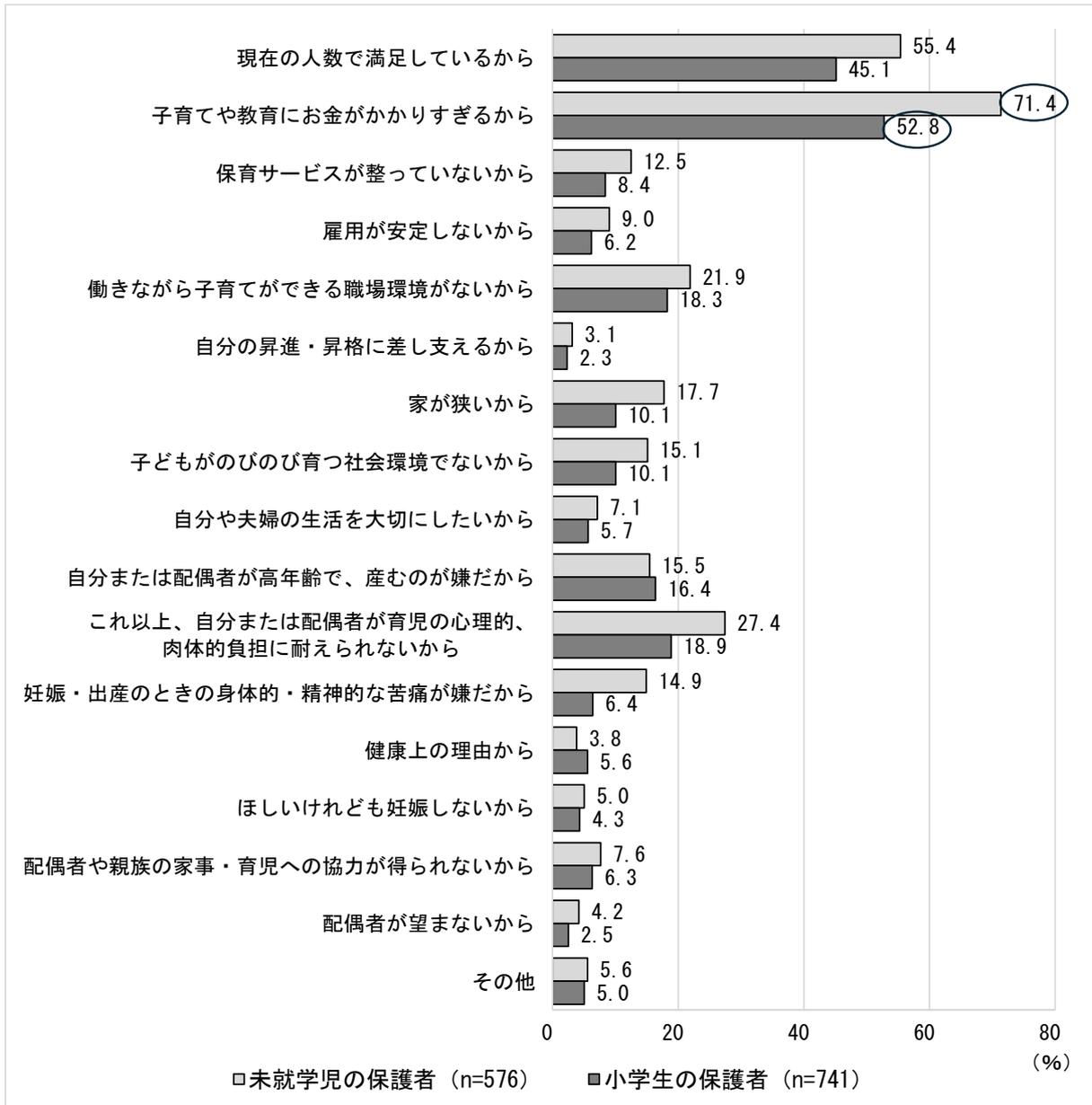
また、「多子世帯に対する経済的な支援」が平成29年度調査の19.4%から29.0%へと割合が上昇しています。



子育て支援に関するアンケート調査では、自由意見の中で「放課後児童クラブの費用や給食費について、多子世帯の負担軽減」などの意見が出ています。

◎子育て世帯への経済的負担軽減への期待が大きい

今よりも子どもを持つと思わない理由について、未就学児、小学生の保護者では、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と感じている保護者は未就学児で71.4%、小学生で52.8%となっています。



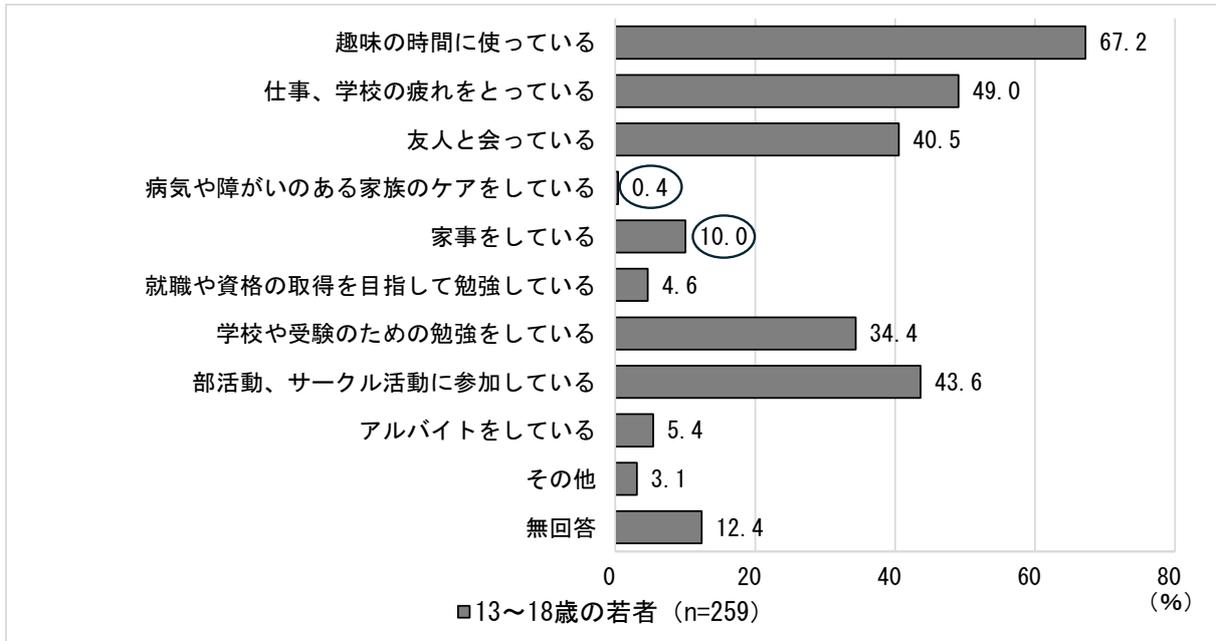
また、自由意見として「小学校、中学校入学時の準備費用の軽減、高校生への経済的支援」といった意見がみられ、未就学児や小学生だけではなく、高校生まで経済的支援を期待する意見がみられます。

(5) こども・若者への支援

…生活実態調査（貧困対策）、沼津市こども・若者の意識と生活に関する調査

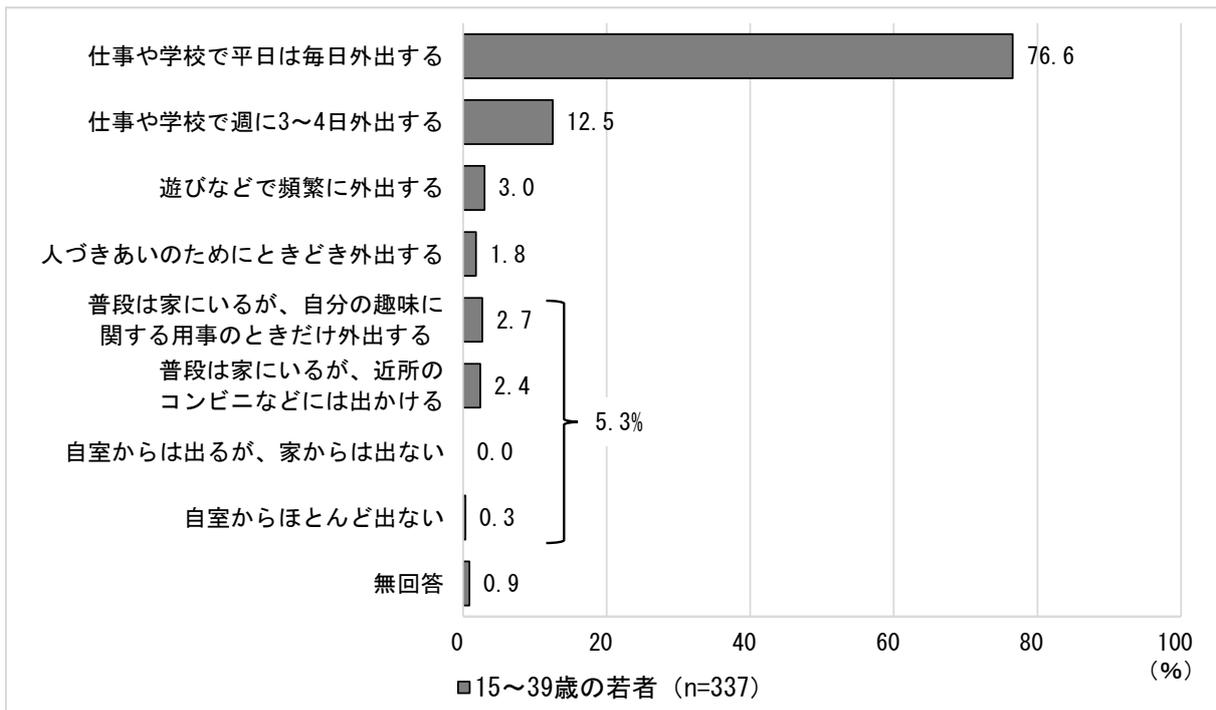
◎休日を家事や家族のケアに使っている若者がみられる

13歳から18歳以下の年齢層の休日の過ごし方として「病気や障がいのある家族のケアをしている」が0.4%（259人中1人）、「家事をしている」が10.0%（259人中26人）みられます。



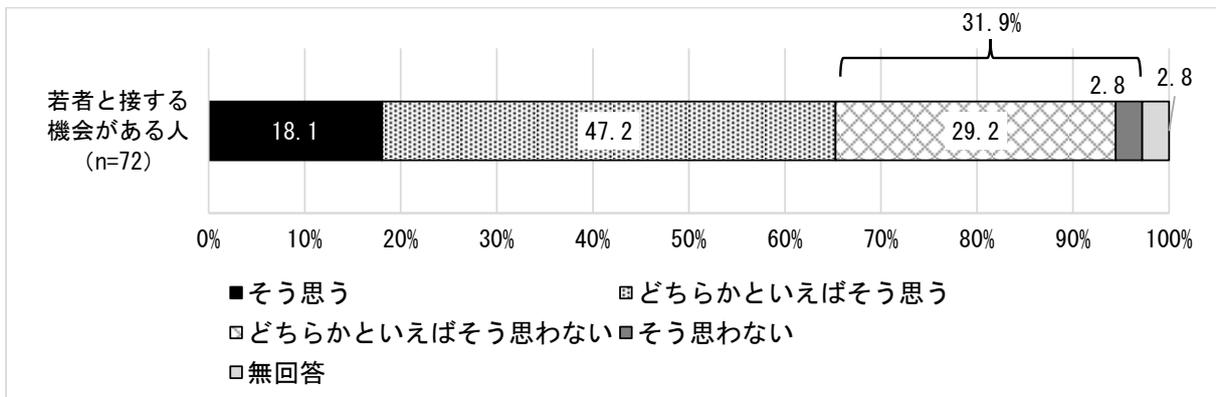
◎引きこもり傾向の若者がみられる

15歳から39歳のこども・若者では、「外出が必要最小限または外出をしない人」の割合は5.3%となっています。



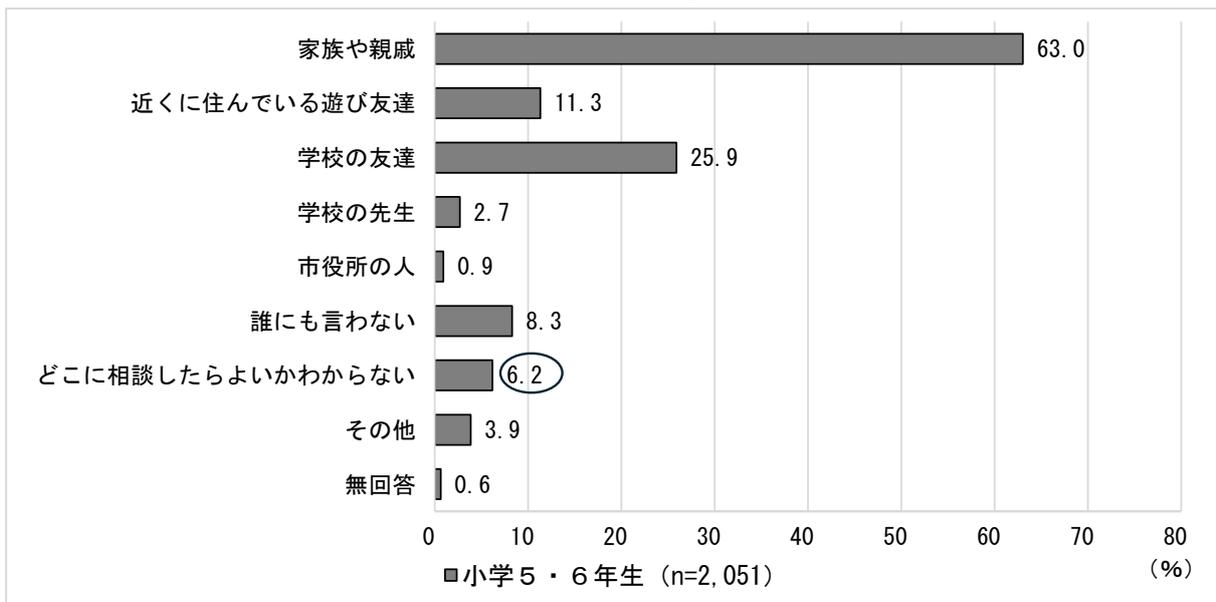
◎子ども・若者に「居心地のいい居場所があると感ぜられない」が3割みられる

15歳から39歳の子ども・若者と接する機会のある関係者では、子ども・若者に「居心地のいい居場所はないと思う」が31.9%となっています。

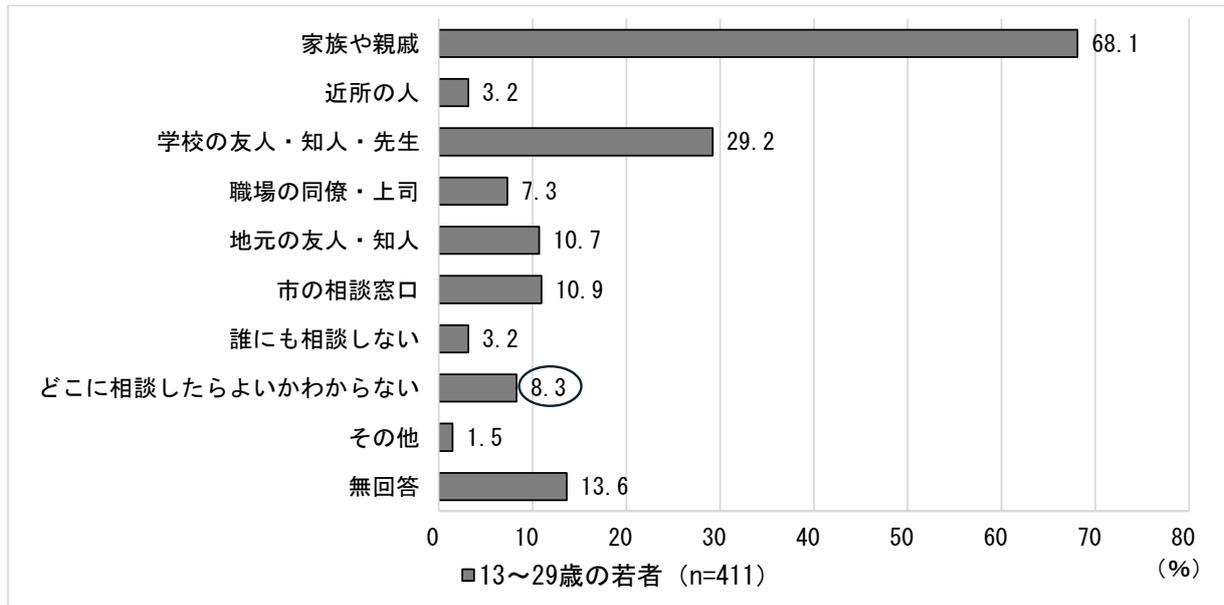


◎困ったときの相談先がわからない子ども・若者がわずかにみられる

困ったときの相談先について、小学5・6年生では「家族や親戚」が63.0%となっていますが、「どこに相談したらよいかわからない」が6.2%みられました。



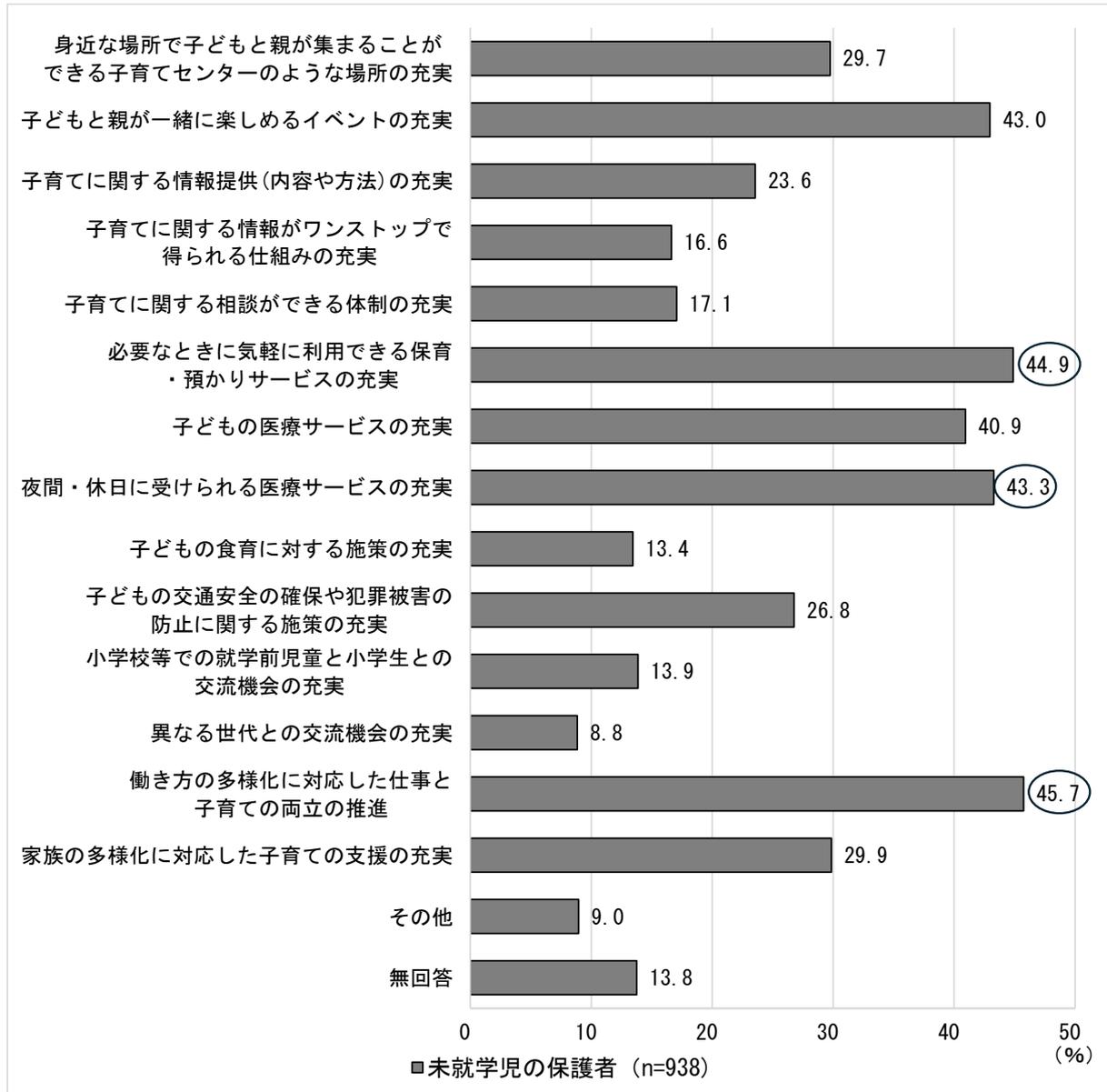
同様に、13歳から29歳でも「家族や親戚」が68.1%となっていますが、「どこに相談したらよいかわからない」が8.3%みられました。



(6) 子育ての環境…子育て支援に関するアンケート調査

◎仕事と子育ての両立の推進への期待が高い

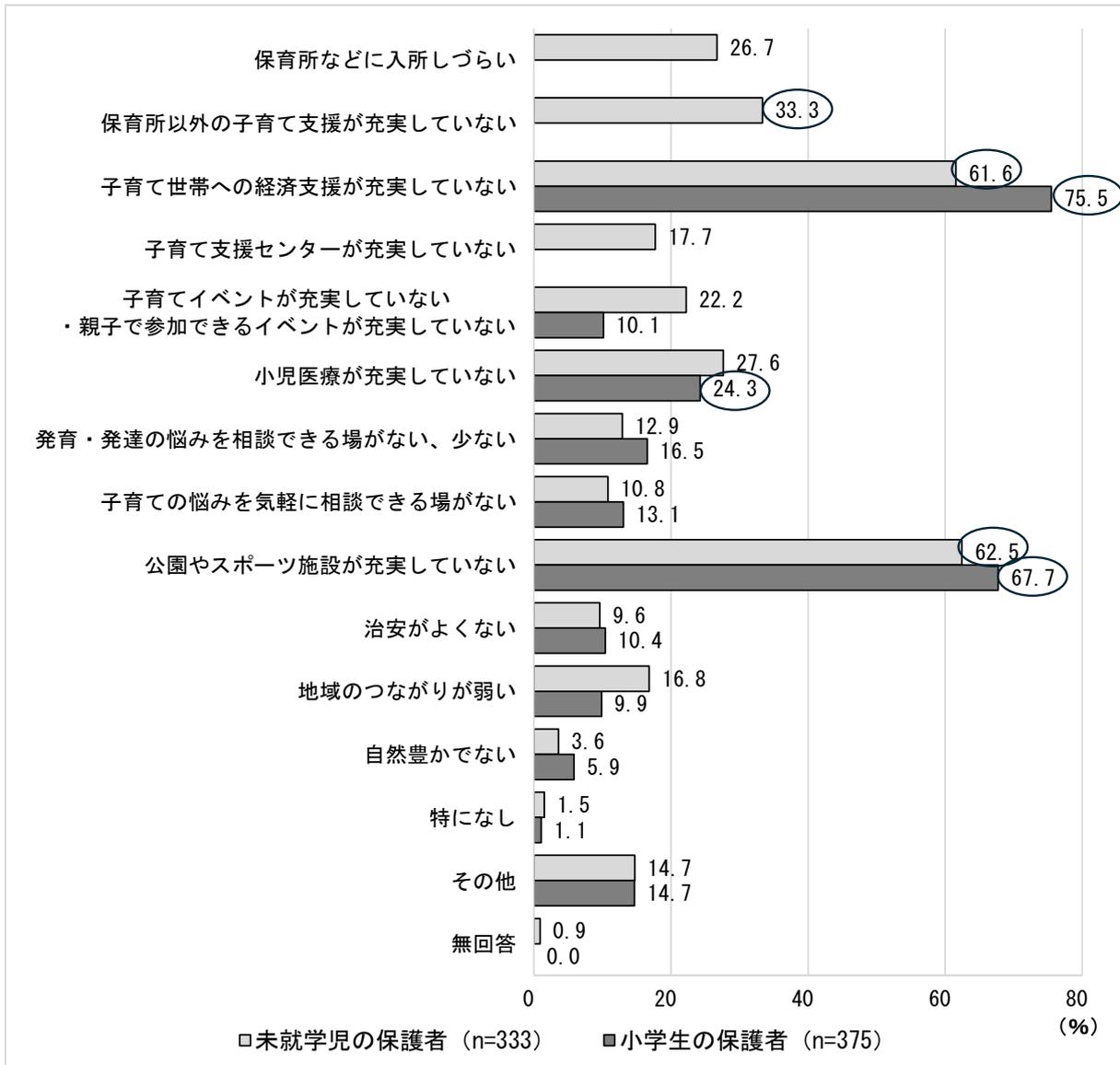
未就学児を持つ保護者では、市に期待する施策として「働き方の多様化に対応した仕事と子育ての両立の推進」が45.7%と最も割合が高く、次いで「必要なときに気軽に利用できる保育・預かりサービスの充実」が44.9%、「夜間・休日に受けられる医療サービスの充実」が43.3%となっています。



◎公園やスポーツ施設の充実への期待が高い

未就学児を持つ保護者では、沼津市が子育てしにくい理由として「公園やスポーツ施設が充実していない」が62.5%と最も割合が高く、次いで「子育て世帯への経済支援が充実していない」が61.6%、「保育所以外の子育て支援が充実していない」が33.3%となっています。

小学生を持つ保護者では、沼津市が子育てしにくい理由として「子育て世帯への経済支援が充実していない」が75.5%と最も割合が高く、次いで「公園やスポーツ施設が充実していない」が67.7%、「小児医療が充実していない」が24.3%となっています。



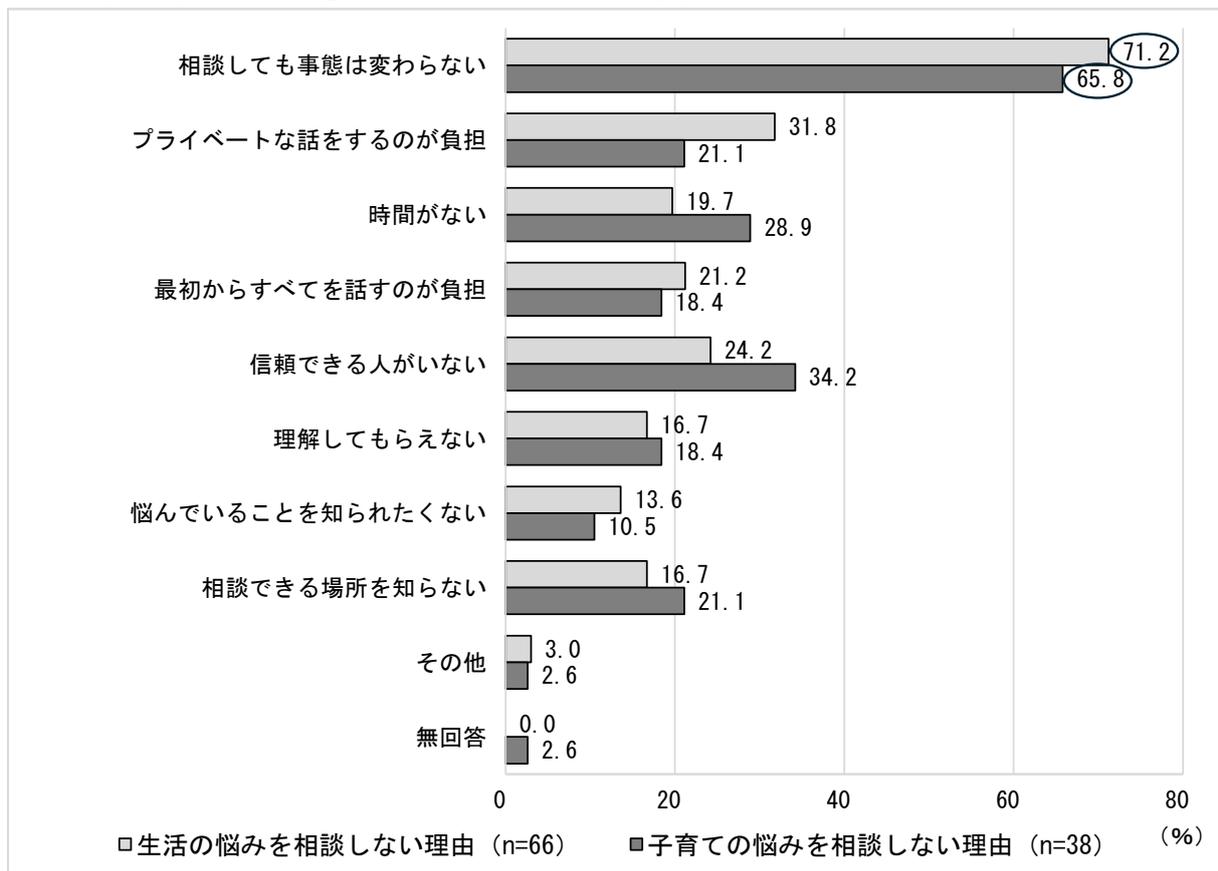
(7) 子育てに関する悩み・不安

…生活実態調査（貧困対策）、子育て支援に関するアンケート調査

◎「相談しても事態が変わらない」と感じている保護者が6割以上

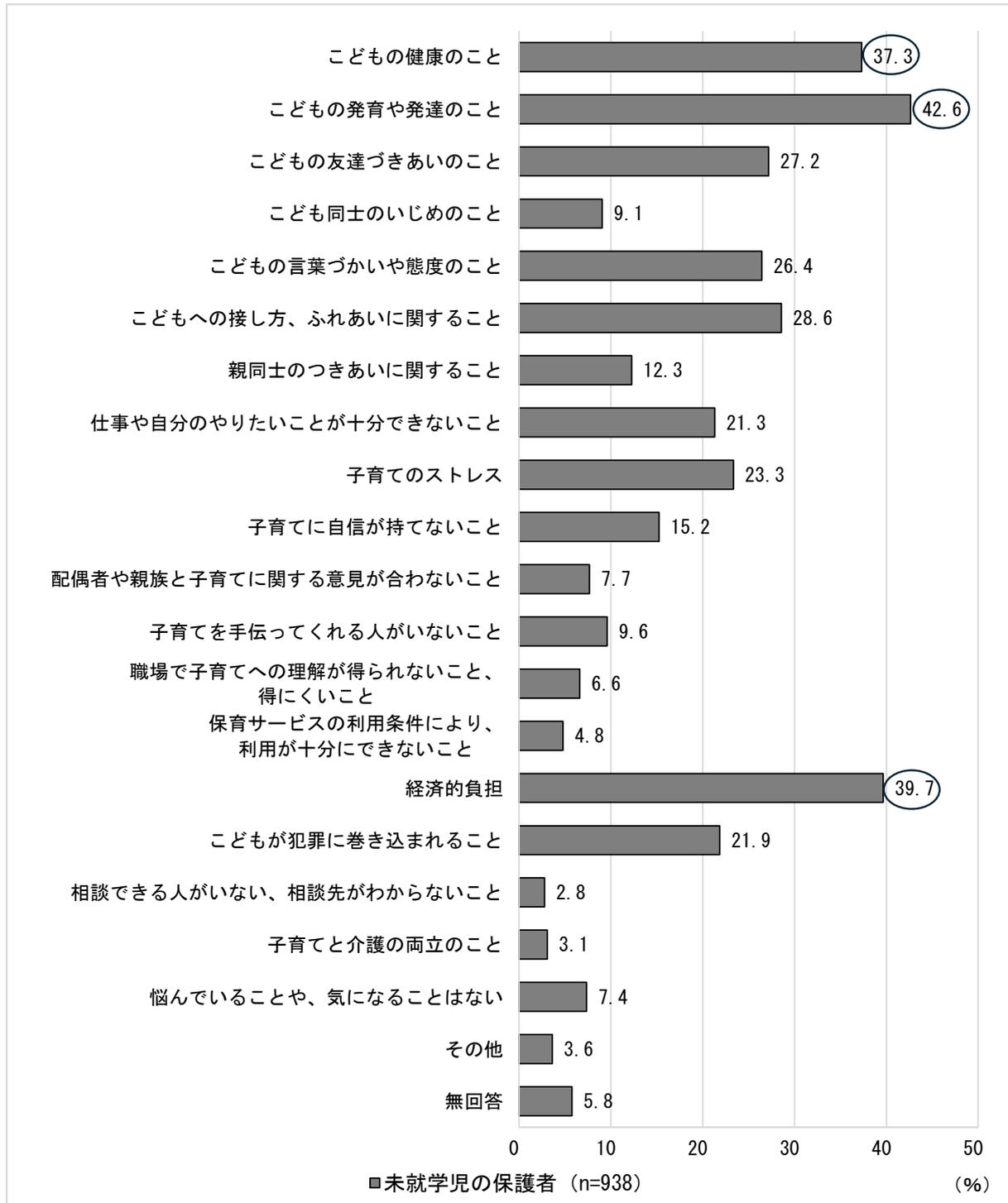
貧困世帯で、生活の悩みを相談しない保護者（22.3%）の理由について、「相談しても事態は変わらない」が71.2%となっています。

貧困世帯で、子育ての悩みを相談しない保護者（12.4%）の理由について、「相談しても事態は変わらない」が65.8%となっています。



◎こどもの発達や障がいに対する不安が大きい

未就学児を持つ保護者の子育ての悩み事について、「こどもの発育や発達のこと」が42.6%と最も割合が高く、次いで「経済的負担」が39.7%、「こどもの健康のこと」が37.3%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画は既存計画である子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援事業計画、子どもの貧困対策等支援事業計画と、新規計画である子ども・若者計画、少子化社会対策基本計画を一元化した計画であり、福祉や教育の幅広い分野を網羅するものになります。

このため、沼津市地域福祉計画の基本目標である「共に支えあい、誰もが安心して元気にいきいき暮らせるまち」や、沼津市教育大綱の目的である「誇り高い沼津を創造する 貴き志を持つ人づくり」に込められた思いを踏襲し、以下のとおり基本理念を定め、計画を推進していきます。

「誰もが未来に夢や希望を持てるまち」

「誰もが未来に夢や希望を持てるまち」とは

- 全ての子ども・若者が、心身の状況や自身の置かれている環境に関わらず、自分を認め、成りたい自分を目指す中で、多様な選択を行い自分の可能性を広げることができるまち
- 全ての子ども・若者が、自立した個人として心豊かに、そして健やかに成長する中で、夢や希望に向かって主体的にチャレンジできるよう、子ども・若者の声に耳を傾けながら、社会全体で支えていくことで、誰もが生き抜く力を育むことができるまち

第2節 基本的視点

本計画の策定、関連施策の立案、実施、改善に当たっては、以下の基本的視点を常に念頭に置きながら、進めていきます。

◎こども・若者の視点

こども・若者を権利の主体として認識し、自立した個人として等しく健やかに成長でき、心身の状況、国籍、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護を図ります。

また、自己肯定感を抱きながら、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送れるよう、ライフステージに応じて切れ目なく支援していくことで、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

◎子育て当事者の視点

子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、心にゆとりと自信を持って、こどもに向き合えるよう、家庭における子育てを支援していきます。

◎社会全体で支える視点

こども・若者の養育の第一義的な責任は保護者にあるという前提のもと、こども・若者の子育てや教育は、本市の未来に関わる問題であるという意識を持ち、「沼津市の未来を担う大切なこどもや若者」を社会全体で見守り、支えていく意識を市民全体が共有し、実現できるよう、取組を進めていきます。

また、誰もがやりがいや充実感を感じながら働く一方で、安心して妊娠・出産・子育てが可能となるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、社会全体での意識醸成に努めます。

第3節 基本方向

基本理念の実現に向けて、こども・若者が明るく健やかに育つ環境を整備し、社会全体で子育てを支援していくため、以下の基本方向に基づき、総合的に施策を展開していきます。

I ライフステージを通じた施策

1 こども・若者が活躍できる支援の充実

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重するとともに、権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図るため、こども基本法やこども大綱、子どもの権利条約等の周知や理解促進を進めていきます。

こども・若者の自主的な社会参画の姿勢を育むため、年齢や発達の程度に応じて、多様な体験の機会を充実させるとともに、妊産婦やこども連れ、障がいの有無、出身・ルーツ等に関わらず、誰もが安全で快適に利用できる施設や設備等を取り入れたまちづくりを推進していきます。

2 こども・若者の状況に応じた適切な支援の充実

こども・若者の状況に応じた保健・医療の提供や家庭の状況に応じた幅広い支援対策を進めます。併せて、支援体制の充実や連携体制の強化を図り、妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない支援を図っていきます。

こどもや家庭の問題を抱え込むことなく、気軽に相談でき、保護者の不安や負担を解消できるよう、また、虐待を受けているこども・若者やヤングケアラーの早期発見・早期対応に向けて、電話や訪問、デジタル機器など、多様な手段を活用するとともに、家庭の状況に適したサービス利用、支援を推進していきます。

こども・若者の健全な心と身体の育成に向けて、社会教育の推進とともに、不登校や引きこもりのこども・若者の支援に努めます。また、犯罪・災害に対する取組を広報、啓発することで、防犯・防災意識の向上を図っていきます。

Ⅱ ライフステージ別の施策

1 こどもの誕生前から幼児期まで

こどもを産み、育て、安心して生活できるよう、妊娠から子育てまで変化する状況に切れ目なく対応できる、ワンストップ相談窓口の設置や、必要に応じた専門職による個別支援体制の充実を推進していきます。

就学前の多くの児童は、保育・教育サービスを利用しており、今後も同様に推移していくと想定されます。そのような中でも、保護者の就労状況の変化により、特に保育サービスのニーズが増加していくと想定されるため、量の確保とともに質の向上や、地域社会が一体となった子育て意識の向上を進めていきます。

2 学童期・思春期（小学生から18歳まで）

学童期は、こどもにとって、身体も心も成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。また、思春期は、大人になる手前の時期として心身ともに変化し、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。このため、心身ともに健全に成長できるよう、学童期・思春期の成長の状況に応じた学校教育や社会教育を進めていくとともに、他人との関係、距離感の悩み、閉塞感等により安心できる環境を必要とする場合には、受け皿としての居場所の整備を進めていきます。また、引きこもりや自殺、いじめ、非行・犯罪については、社会総ぐるみで取り組む必要があるため、学校、家庭、地域とともに専門機関とも連携することにより早期に対応、支援を行っていきます。

3 青年期

青年期において、次のステージとして進学、就職等を選択する際に、家庭の状況に左右されることがないように、経済的な支援を行う体制の充実を図るとともに、地元での就職を希望する若者に対して、希望する仕事が確保できるよう努めます。

結婚・出産を望み、新しい家族を希望する若者に対して、出会いの場、新しい生活の場を確保できるよう支援します。

引きこもり等により自立した生活が困難になった場合でも、自立を促せるよう継続的な相談・支援体制を充実します。

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

1 保護者の悩みや課題に寄り添った支援の充実

子育て当事者が、育児、保育、教育、家庭環境、保護者の心身・経済的な不安や悩み、孤立感などを抱くことがないよう、家庭の根底に潜んでいる問題を総括的に把握できる相談窓口の充実を図るとともに、保護者や子ども同士の交流の場である地域子育て支援拠点施設の充実を図ることで、地域で助け合う子育てを推進していきます。

社会全体で子育て世帯を支えられるようニーズに応じた様々な制度やサービスの情報を提供し、適切な利用を促します。

2 仕事と生活が調和するライフスタイル確立に向けた支援の充実

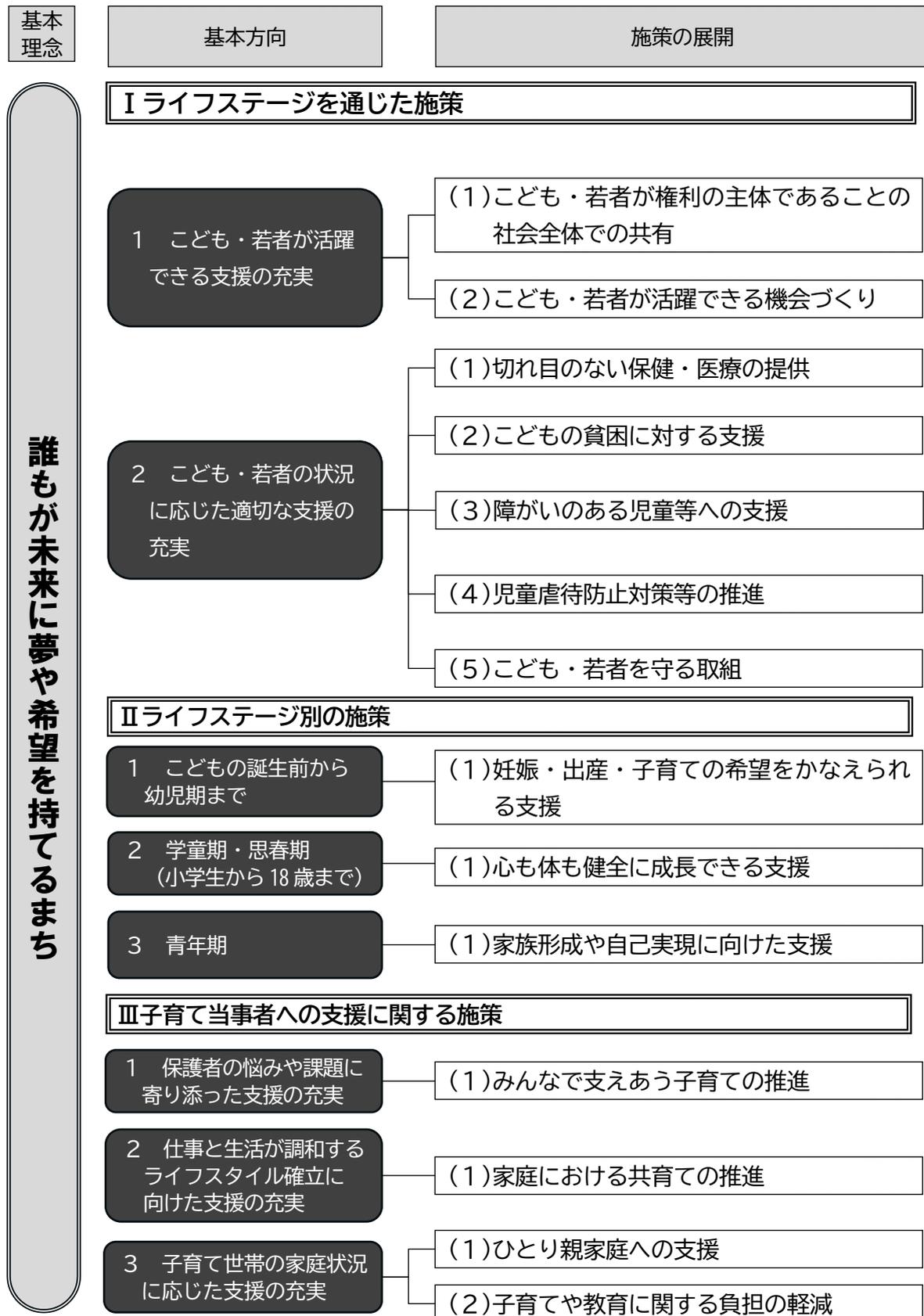
子育て当事者が、仕事と家庭のどちらかに偏ることなく、自身の希望に応じた生活を実現し、維持できるよう、あらゆる立場の人に対して仕事と家庭の両立に関する情報発信や学習機会を提供するなど、社会全体においてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現を推進します。

3 子育て世帯の家庭状況に応じた支援の充実

ひとり親や経済的支援が必要な家庭などの支援については、家庭の状況を的確に把握したうえで、保護者や子ども・若者本人の希望に即した支援の実施に努めていきます。

子育てや教育に関する負担の軽減については、子どもの年齢や家庭の状況に合わせた取組を進めるとともに、制度の利用を促す情報発信に努めていきます。

第4節 計画の体系



第4章 こども施策の展開

I ライフステージを通じた施策

1 こども・若者が活躍できる支援の充実

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

計画の対象となる、こども・若者に限らず、市民全体を対象に、こども基本法やこども大綱、子どもの権利条約等を周知し、こども・若者の権利についての認識の向上を目指します。

具体的な取組

- ・こどもの権利について、学校等での人権教室やこどもまんなか児童福祉週間でのPR活動を通じて社会全体における理解を深め、温かい地域社会の形成を目指します。
- ・こども・若者から幅広く意見を集められるよう、現行の意見聴取方法や会議等の構成員の見直しを行い、主体的な社会参画を図ります。

(2) こども・若者が活躍できる機会づくり

豊かな人間性、社会性、行動力を持ったこども・若者を育成するため、こどもから子育て当事者まで幅広い世代での体験活動の機会の充実を図ります。また、全てのこども・若者が活躍できる環境づくりに向け、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進します。

具体的な取組

- ・こども・若者の健全育成に取り組む団体への支援を通じて、こども・若者の多様な遊びや体験活動の機会の充実を図ります。
- ・様々な体験を通じて学校や地域等の様々な場面において主体的に活躍できる人材の育成を図ります。
- ・学童期及び思春期において、職場体験やまちづくり活動の機会を設けることで、こども・若者の郷土愛を育みます。
- ・性別、年齢、妊産婦やこども連れ、障がいの有無、出身・ルーツ等に関わらず、誰もが安全で快適に利用することができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた都市基盤や施設、設備等のまちづくりを推進します。

2 こども・若者の状況に応じた適切な支援の充実

(1) 切れ目のない保健・医療の提供

こども・若者の健康維持・健康意識の向上のため、妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない保健・医療や食育の充実を図ります。また、相談対応の充実に向けて、市及び医療機関等との協力・連携体制の充実に努めます。

具体的な取組

- ・医師会及び関係機関と連携し、小児医療体制の確保・充実に努め、広報紙やホームページ等で夜間や休日に受診できる医療機関の情報を提供します。
- ・妊産婦・乳幼児、その家族等の健康や子育ての不安に対応できるよう、保健センターや地域での専門家による相談体制の充実に努めます。
- ・学校や幼児食栄養相談等を通じて、「食に関する正しい知識」と「望ましい食習慣」を身につけさせるように努め、食事を通じて健康管理ができるよう指導します。

(2) こどもの貧困に対する支援

「経済的な理由での諦め」を生まず、こども・若者本人が希望する進路を目指せるよう、家庭・こどもの状況に応じた学校での相談や支援体制の強化を図り、孤立化の防止を図ります。また、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯をはじめ、困難を抱えたこどものいる保護者・家庭の本質的な課題を把握し、経済面・生活面の支援とともに就労支援、職業訓練、保護者の学び直しを支援します。

具体的な取組

- ・生活困窮者に対して自立相談支援及び就労準備支援をすることで、それぞれの状況に応じたアドバイス等を行い、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また、生活困窮世帯等のこどもに対し、学習の場の提供及び学習支援を行うとともに、その保護者に対し教育相談を行います。
- ・経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な経費の一部を援助し、教育の機会均等を図ります。

(3) 障がいのある児童等への支援

障がいの特性や個々の生活環境等によって生じる様々な支援ニーズに対応するため、保育所や学校等における障がいのある児童や医療的ケア児の受け入れ体制、サービス提供の充実を図るとともに、障がいの有無に関わらず、できる限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実を目指し、児童生徒が自然に相互理解できる教育の推進に努めます。

具体的な取組

- ・療育が必要な乳幼児を早期に発見し、支援につなげていくため、新生児訪問指導や乳幼児健診等の充実を図ります。また、心身の発達につまずきがみられる幼児に対して、個々にあった療育指導を行うことで、日常生活の適応能力を高め、円滑に就学ができるよう支援します。さらに、保育所等の訪問支援等を通じて発達を支援します。
- ・障がい者基幹相談支援センターにおいて、地域で生活する障がいのある人及びその家族等の相談に応じ、各種サービスの利用など地域生活に必要な支援を行います。
- ・重度の障がいのある児童の健康の増進と生活の安定を図るため、医療費の助成や障がいのある児童に対する補装具の交付・修理・給付・貸与など経済的支援の充実を図ります。
- ・障がいのある人が、地域において、生きがいをもち、ゆとりや潤いのある生活を送れるよう、生涯学習機会の充実を図ります。また、障がいがあっても気軽に文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動等に参加できるような環境づくりや配慮を推進します。

(4) 児童虐待防止対策等の推進

産まれてきた子どもたちが笑顔で健やかに育つよう、日頃から保護者の育児不安を解消し、楽しく子育てができるよう、子育てや虐待、いじめに関する意識の醸成を図るとともに、相談体制の充実や、虐待の発見・通報の意識向上に努め、虐待を把握したときは速やかな対応を図るとともに、再発防止に向けた支援・ケアに努めます。

また、これらの各ケースを速やかに把握し、それぞれの状況に適した対応を行えるよう、関係機関との連携体制の充実に努めます。

具体的な取組

- ・児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、国・県・市の関係機関をはじめ、市自治会連合会、医師会、社会福祉協議会等の 34 機関で構成する要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との連携や支援体制の強化を図ります。
- ・ヤングケアラーへの対応等の見守りや支援活動の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーの認知向上を図ります。

(5) こども・若者を守る取組

こども・若者の状況に応じた支援を行うため、気軽に相談できる体制の充実や相談窓口の情報発信に努めます。また、犯罪や災害に対しては、地域や学校等における防犯教室や防災訓練を実施し、防犯・防災意識の向上を図るとともに、見守りの担い手や防犯設備の充実等に努めます。

具体的な取組

- ・こども・若者が抱えている課題や困難等の早期発見・対応のため、対面、電話、オンライン等様々な手段を活用し、支援を行います。
- ・こども・若者が犯罪に巻き込まれないよう、防犯教育を実施し、正しい知識の普及を図るとともに、広報紙等による保護者への注意喚起に努めます。また、ながら見守り活動の推進により、見守りの担い手の確保を図ります。
- ・各地域の防犯力の向上のため、防犯灯のLED化や通学路への防犯カメラの設置を行う自治会等に対し補助を行うことで、防犯設備の充実を図ります。

Ⅱ ライフステージ別の施策

1 こどもの誕生前から幼児期まで

(1) 妊娠・出産・子育ての希望をかなえられる支援

①妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

こどもを産み、育て、安心して生活できるよう、妊娠から子育てまで変化する状況に切れ目なく対応できる、継続的な相談支援や保健・医療体制などの充実を図ります。

具体的な取組

- ・不妊治療などの支援に加え、全ての妊産婦、子育て世代、こどもに対し、ワンストップ相談窓口を設置することで、切れ目のない支援体制を整備します。
- ・1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査後の必要な児に対し、精密検査を実施し、幼児の疾病の早期発見・治療に努めます。また、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に発達・養育等で継続支援が必要な児については、早期に健診事後指導教室につなげ、必要に応じて専門職種による個別相談を実施していきます。

②教育、保育サービスが受けられる場の充実

未就学児が安心して教育、保育サービスが受けられるよう、こども・家庭の状況やニーズに合った受け入れ態勢の確保、こどもの幸せ、成長を第一とした質の向上を図ります。また、保護者の負担の状況、家庭の状況に応じて、適切なサービスの利用促進に努めます。

具体的な取組

- ・研修・学習会等により保育士の資質の向上に努めるとともに、必要な保育サービスを提供できるよう、保育内容の充実に努めます。また、親とともに子育ての楽しさ・大切さを共感できる保育を目指します。
- ・こどもたちが安全により良い保育サービスを受けることができるよう、施設の整備を進め、保育所環境の向上に努めます。

2 学童期・思春期（小学生から18歳まで）

（1）心も体も健全に成長できる支援

①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の提供

全てのこどもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現に努めます。また、こども自身が学びの主体となり、自分らしい学びを存分に展開させたり、他者と協働し、様々な異なる考えと出会ったりすることで、深い学びを実現できる教育活動に努めます。

具体的な取組

- ・教育のICT化に教職員及び児童生徒が対応できるよう、理解の促進を図るとともに、効率よく学習ができる環境整備に努めます。
- ・支援が必要な児童生徒の把握と適した支援の実施、体罰の禁止、いじめの早期発見・抑止などのために教職員への研修を実施し、資質の向上に努めます。個々の状況に応じた支援を充実させるとともに、教職員の負担を軽減させるため、支援員等を配置します。
- ・中学校部活動の地域移行を進め、スポーツや文化芸術を生涯にわたって親しめる環境を整備します。
- ・児童生徒の心身の発達や、生活上の諸問題に対応できるよう、教育及び福祉の関係機関が連携した教育相談の充実を図ります。
- ・学校と地域が力を合わせた特色のある学校運営の実施に向け、コミュニティスクールの充実を図り、地域総がかりで取り組む教育を推進します。

②こどもの地域での居場所づくり

こどもの居場所についての保護者のニーズを的確に把握し、放課後児童クラブや放課後子ども教室、地域子育て支援センター等、適切な施設の整備や人材の確保を推進します。また、多様な居場所づくりを促進できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、居場所の設立・運営希望者を募ります。

具体的な取組

- ・低所得世帯や共働き等で一人の時間を過ごすこども等の支援のため、地域住民やボランティアなどが実施する放課後の見守りや、食事の提供、学習支援等を利用したこどもの居場所づくりの支援を推進します。
- ・保護者が共働きなどで昼間家庭にいない小学生の居場所づくりに向けて、放課後から夕方までの間や学校が長期休みの間、家庭的な雰囲気のある生活の場となる放課後児童クラブの充実を図ります。

③いじめや不登校への対策や支援

各学校においては、いじめを受けている児童生徒を早期発見・早期対応できる体制を充実させ、いじめの防止に向けた教育、啓発や、被害者が相談しやすい体制の整備等、本質的な解決に向けた取組を推進します。また、児童生徒の不登校の未然防止に向けて、魅力ある学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒に対しては、その気持ちに寄り添いつつ、青少年教育センター等と連携し、学校復帰や将来の社会的自立を目指します。

具体的な取組

- ・学校において児童生徒支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、こどもたちの悩みに寄り添う専門的人材の確保に努めます。
- ・青少年教育センターにおける対面での面接相談や匿名での電話相談、児童生徒に貸与しているタブレット端末等に教育委員会直通の相談サイトへのアイコンを設置する等により、多様な相談窓口の充実を図り、こども個々の状況に応じた支援を行います。

3 青年期

(1) 家族形成や自己実現に向けた支援

①次のステージへの支援

地元での就労を希望する若者に対して、市内の企業の情報を発信し、性別を問わず、企業とマッチングできるよう支援します。

具体的な取組

- ・就職支援サイトにおいて地元の企業と求職者とのマッチングを図るとともに、市内外の求職者の市内企業への就労を促進します。また、関係機関と連携し、企業立地の促進により、雇用の場の確保に努めます。
- ・市内中小企業等に就職し、かつ市内に居住した勤労者に対し、日本学生支援機構の奨学金返還金の一部を補助し、学生の市内企業への就職及び本市への定住を促進します。

②結婚を希望する若者への支援

結婚を希望していながらも相手に巡り合えていない若者を対象に、出会いの場の提供や情報発信を行い、結婚に向けた活動を支援します。

具体的な取組

- ・結婚を希望する人を応援するため、婚活サポーターの紹介や婚活イベントの情報発信を一元化し、出会いの場を提供するなど、結婚・婚活支援に取り組みます。
- ・婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し新生活にかかる費用を助成します。

③悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ニートや引きこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えている若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

具体的な取組

- ・ 青年が抱える様々な不安や悩みに対し、若者やその家族が気軽に相談できるよう、個々の事情に応じた相談機関との連携を深めるなど、相談体制の充実を図ります。

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

1 保護者の悩みや課題に寄り添った支援の充実

(1) みんなで支えあう子育ての推進

育児不安の解消のための相談窓口や地域子育て支援拠点等の体制充実とともに、健康・医療体制の充実や子育て支援等に関する情報発信に努めます。また、家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭の状況やニーズを踏まえ、かつ、こどもの自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習機会を提供するなど、家庭教育に関する学習活動を支援します。

具体的な取組

- ・仕事と育児の両立や子育て支援のため、有償ボランティアにより相互援助活動を行う、ファミリー・サポート・センター事業を通じて、地域で助け合う子育てを推進します。また、保護者や子ども同士の交流を図るとともに、子育ての悩みを解消する場として地域子育て支援拠点施設の充実を図ります。
- ・「沼津市子育てポータルサイト」や子育てアプリ等のSNS、「ぬまづ子育てガイドブック」による情報発信をすることにより、子育て当事者に必要な情報を届けるよう努めます。

2 仕事と生活が調和するライフスタイル確立に向けた支援の充実

(1) 家庭における共育ての推進

家庭、職場、学校、地域をはじめ、あらゆるところで男女共同参画推進に取り組み、子育て当事者が仕事と生活を両立できる環境づくりを推進します。

具体的な取組

- ・子育て当事者自身はもちろんのこと、周囲を取り巻く職場、学校、地域等に対してもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報発信や学習機会を提供し、社会全体における意識啓発に努めます。

3 子育て世帯の家庭状況に応じた支援の充実

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭で暮らす子ども・若者や保護者が社会から孤立せず、地域の中で安心して暮らせるよう、また、生活の安定を確保できるよう、就労・経済支援や相談体制等の充実に努めます。また、生活の安定、子どもの成長や目標の実現のために適切な制度の利用を促す情報発信に努めます。

具体的な取組

- ・ひとり親家庭の自立に向けて母子・父子自立支援員による就労支援や生活相談を行うとともに、子育て世帯訪問支援事業における家事支援や養育支援訪問サポーターの派遣等によるきめ細やかなひとり親家庭への支援などを通して、自立を後押しします。
- ・ひとり親家庭等で児童を扶養している世帯のために、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等就学支援助成、母子・父子家庭自立支援給付金等の支援を実施します。

(2) 子育てや教育に関する負担の軽減

子どもの年齢や家庭の状況に合わせて、子育て世帯の経済的負担を軽減する取組を推進します。

具体的な取組

- ・子ども医療費助成を実施することで、保護者等の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの養育と疾病の早期発見及び早期治療を促進し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援します。
- ・児童手当に加え、幼稚園・保育所・認定子ども園等を利用する3歳～5歳までの子ども及び第3子の利用料の無償化を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

第1節 こども・若者の社会参画・意見反映

1 多様な意見の聴取、施策への反映方法の充実

こども施策を推進するに当たり、計画の当事者となるこども・若者の社会参画・意見聴取が重要となります。

本市では、青少年健全育成の取組として、中学生や高校生、若者を対象とした意見表明の場として、「沼津市わたしの主張大会」や「高校生しゃべり場 in ぬまづ」などを実施するなど、こども・若者が自らの意見を主体的に表明する機会の確保に努めています。

本市には、日本以外の国にルーツを持ち、日本語以外の言語を使用する世帯もあることから、日本語教育の充実を図ることで、日本語での意見発信、コミュニケーションの充実を図り、意見聴取やコミュニケーションがとれるよう、効果的な実施方法を検討します。

貧困、虐待、ヤングケアラー、いじめ、不登校、障がい、医療的ケアなどをはじめ、困難な状況に置かれたこども・若者が安心して意見を表明し、その意見が施策に反映できるよう、十分な配慮や工夫のうえ、個々の状況に応じた手法を検討します。

こども・若者からの意見聴取については、多様なこども・若者が意見交換、共有できるオンラインプラットフォームなどの仕組み等を設けることで、幅広い意見の収集に努めるとともに、主体的な社会参画を促します。

多くのこども・若者から聴取した意見・提案について、市担当課が庁内関係課と連携し、必要性や効果を検証しながら、施策への反映を検討します。

2 こども・若者が主体的に社会に参画しやすい環境の整備

こども・若者が主体的に社会に参画し、社会の創り手となる意識を育成するため、身近な地域コミュニティに参画する意識の醸成等の教育を学校において推進します。

地域におけるこども・若者の主体的な活動を支援する環境を整備することで、活動の更なる充実を図ります。

これらの取組に当たって、市内外の関係機関と連携し、支援体制の整備・充実に努めます。

第2節 こども施策の共通の基盤となる取組

1 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

(1) 教育・福祉等専門職、民生委員・児童委員等の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がいのある児童への支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員等、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上に努めます。

担い手自身が喜びを感じながら、仕事・活動におけるキャリア形成ができる環境づくりに努めるとともに、こどもや家庭との関わりの中でストレスを感じている担い手等に対するメンタルケアに取り組みます。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。

(2) 地域で活動する各種団体の確保・育成・支援

地域で活動する団体やボランティア、NPO等の確保・育成・支援として、新たな団体等の設立支援、既存団体の活動支援、人材確保支援等に努めます。また、職員、担当者の専門性の向上に向けた支援や情報提供に努めます。

各団体への参加を希望する市民に対し、各団体の活動内容や連絡窓口等の情報を提供し、参加者の増加に努めます。

こども・若者の健全育成を目的として地域で活動する団体の活動の充実に向けた支援を行います。

2 地域における包括的な支援体制の構築・強化

こども・若者の育成に関わる関係機関等が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、ライフステージや制度の適用年齢の区切りに関わらず切れ目のない支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、庁内各部局の連携とともに、関係機関や活動団体等との連携体制の構築・強化に努めます。

令和6年度に設置したこども家庭センターについては、全国的な事例を参考にするとともに、教育・保健・福祉等の分野を超えて連携することで、相談支援体制の強化を目指します。

担い手同士での連携を強化し、地域活動の活性化を図ります。

3 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

妊娠期から子育て期にわたる支援のワンストップ相談窓口として「マミーズほっとステーションぬまづ」や「こども家庭センター」の運営、「沼津市子育てポータルサイト」による一元的な情報発信等、保護者の負担軽減に向けた取組を進めます。

今後は、デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を通じて、子育て当事者等の利便性向上や職員等の事務負担の軽減に向けた取組を進めていきます。

4 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こども・若者、子育て当事者が様々な制度や支援メニューを利用できるよう、社会全体で子育て中の方々を応援するための意識改革の推進に向けて、幅広い年齢層を対象にした子育てにやさしい社会づくりに関する講座やセミナー、広報、公共施設への掲示等を活用した情報発信を行います。

妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じて、こどもや子育て当事者を社会全体で支える機運の醸成に努めます。

5 数値目標と指標の設定

第4章各項目における成果指標は以下のとおり設定します。

I ライフステージを通じた施策

1 こども・若者が活躍できる支援の充実

項目	指標	目標	根拠
「こどもは権利の主体である」と感じているこども・若者の割合 (非常に感じる、やや感じる) ※大人などに対して意見を言ったり、一緒に考える機会があった。	42.5%	向上	アンケート調査 (13～29歳)

2 こども・若者の状況に応じた適切な支援の充実

項目	指標	目標	根拠
こども・若者の幸福度 ※自分の置かれている状況などに関わらず、現在の状況に満足しているか。	57.4%	向上	アンケート調査 (13～29歳)
こどもの貧困率	9.5%	低下	子どもの貧困対策推進計画

II ライフステージ別の施策

1 こどもの誕生前から幼児期まで

項目	指標	目標	根拠
沼津市は子育てがしやすいまちだと思う子育て世帯の割合	38.5%	向上	アンケート調査

2 学童期・思春期(小学生から18歳まで)

項目	指標	目標	根拠
遊びや体験の機会が十分にあると感じているこども・若者の割合 (非常に感じる、やや感じる)	39.9%	向上	アンケート調査 (13～29歳)

3 青年期

項目	指標	目標	根拠
自分の将来について考えて生活をしているこども・若者の割合 (よく考えている、ときどき考えている)	74.2%	向上	アンケート調査 (13～29歳)

III 子育て当事者への支援に関する施策

項目	指標	目標	根拠
子育ての相談・支援体制や支えあいが充実していると感じる割合 (気軽に相談できる人がいる・場所がある人の割合)	84.8%	向上	アンケート調査 (未就学児の保護者)

第3節 施策の推進体制

基本理念の実現には、家庭、地域、事業所、教育・保育機関、行政など相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

基本1 家庭の役割

保護者が子育てについての第一義的な責任を有し、家庭が教育の原点となり、出発点となります。

子どもにとって、日常的な安心と学び、経験の場となり、成長の基礎を築く場となります。

地域の一員として、さらには地域の将来を担う人材として、世代を問わず家族ぐるみで地域の人々とつながりを持ちます。

子育てや子どもの自立・生活の問題、家庭の経済の問題等で支援が必要と感じたときは、市の相談窓口や民生委員・児童委員等に相談し、早期の解決を目指します。

基本2 地域の役割

地域住民は、子どもや子育て家庭を理解し、寛容さを持ち、可能な範囲で子育て家庭の支援や見守りに参加します。

地域で虐待を受けている子どもや貧困の可能性のある家庭、ヤングケアラーの可能性のある子ども・若者を把握し、市や関係機関に報告します。

P T A活動や保護者会活動をはじめ、地域における様々な活動主体が連携し、地域コミュニティの中で子どもを育みます。

N P Oやボランティア団体は、自治会や関係機関等と連携・協力しながら、きめ細やかなニーズに対応した支援を行います。

基本3 事業所（企業・店舗など）の役割

事業所は、従業員が結婚、出産に意欲を持てるよう、また、働きながら出産・子育てしやすい環境をつくるように努めます。

母親の出産・育児休暇のみならず、父親も含めた育児休暇をとりやすくなるような仕組みづくり、事業所内保育施設の導入について検討していきます。

産休・育休後に元の職場に安心して復帰できるような体制がとれるようにします。

子どもの病気や学校行事などに参加しやすい環境をつくるよう、有給休暇等を使って柔軟に対応します。

店舗などでは、段差の解消、ベビーカーなどが利用しやすい通路、授乳やオムツ替えの場所などの整備を行うよう努めます。

基本4 教育・保育機関の役割

教育・保育機関は、大切なこどもを預かり、保護者に代わって教育や保育を行うという視点で、子育てに取り組めます。

特に未就学児は発達段階にあり、集団生活になじむよう指導を行うとともに、保育所、幼稚園のそれぞれが持つ特性に合わせて、教育・保育に取り組めます。

なお、園と保護者の連絡体制をとり、子育てを園だけにさせないよう家庭との連携を持って子育てを行えるよう指導を行います。

児童生徒については、学習指導要領に基づいて、こどもが生きる力を学べるように指導を行います。地域での格差がなくなるよう、教師の指導並びにこどもたちの学力の確認を行っていきます。また、道徳教育にも力を入れ、人の心の痛みがわかる子を育てていき、いじめや差別などがなくなるように配慮していきます。さらに、家庭の状況により進学に影響が出る児童生徒については、利用できる制度等を情報提供し、こどもの進学希望を後押しするよう努めます。

乳幼児から、就学児を含め、園や学校などでこどもの様子や変化を注視し、児童虐待、いじめ、ヤングケアラーの可能性がある場合は、速やかに関係機関を通じてこどもの保護に努めます。

基本5 行政の役割

行政は、各種子育て支援サービスや制度・手当等の対応のほか、その他様々な分野において、安心して結婚、出産、子育てができるよう各種支援サービスの充実を図ります。また、教育・保育機関等と分野を超えて連携を図っていきます。

こどもが順調に育っていくよう、健診などを通じて食育や歯の健康づくり等の指導を行います。万が一、障がい疑われる場合については、早期に対応できるよう、発達支援等に対するアドバイスを行っていきます。

子育てに悩む保護者に対し安心して生活できるよう、相談体制の充実を図るとともに、健診や訪問などを通じて、情報提供を行うとともに、心身の負担軽減に向けた支援を継続的に行っていきます。

切れ目のない子育て支援ができるよう、健康と福祉、保育と教育など、行政内での連絡体制、連携強化を図っていきます。

相談者や支援が必要な市民の負担軽減に向けた各種相談窓口のネットワークの強化やコーディネイト機能の導入・充実を検討します。

第4節 数値目標（指標）の設定と進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。このため、「子ども・子育て会議」などの関係機関や庁内組織において、年度ごとにその進捗状況を確認・評価していきます。

施策の実施に当たっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じた改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

第5節 県、関係機関等との連携

本計画の策定、推進に当たって、こども大綱を勘案するとともに、県計画、県の機関との連携が必要なことから、県担当課との連携を図ります。

関連施策の推進に当たって、近隣市町との広域連携や情報収集を図るとともに、県内外の地方自治体の好事例の収集に努めます。

市内の子ども・若者や子育て世帯の支援のため、地域の現状、課題、支援が必要な市民の実態等について、市内で活動している団体やNPO、専門機関等との連携及び情報共有を図ります。

第6節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

幼児教育・保育の両方の機能を持つ認定こども園について、保育の待機児童の発生を防ぐとともに、身近な地域での保育利用が可能となるよう、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行支援に努めます。

また、保護者に各園の特徴・性格をわかりやすく伝えられるよう、広報・PR手段を検討します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方について

保護者のニーズやこどもの状況に応じた教育・保育事業、地域子育て支援事業を適切に行うことで、妊娠・出産から学童期まで切れ目のない子育て支援を行います。

各事業の実施・利用状況について、市が状況を把握し、適切な利用促進やサービスの質の向上に努めます。

各事業の実施・提供に当たっては、年齢に応じたこどもの育成を支援するとともに、保護者の心身の負担軽減等を図るものとします。

(3) 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

地域型保育事業は、2歳児以下を対象にした事業であり、乳幼児期に少人数での保育を行います。満3歳児になったときは各園において連携施設を設けて保育を継続するとともに、3歳以上の児童が幼稚園、保育所、認定こども園に円滑に移行できるよう、施設・事業者間の連携の充実に努めます。

(4) 幼・保・小の連携充実

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携のため、「幼保小連携協議会」を開催し、相互理解を促進するほか、連携の充実に努めます。

幼・保・小の円滑な接続を推進するため、接続期カリキュラムの編成・実施を進めます。

子ども・子育て支援事業計画

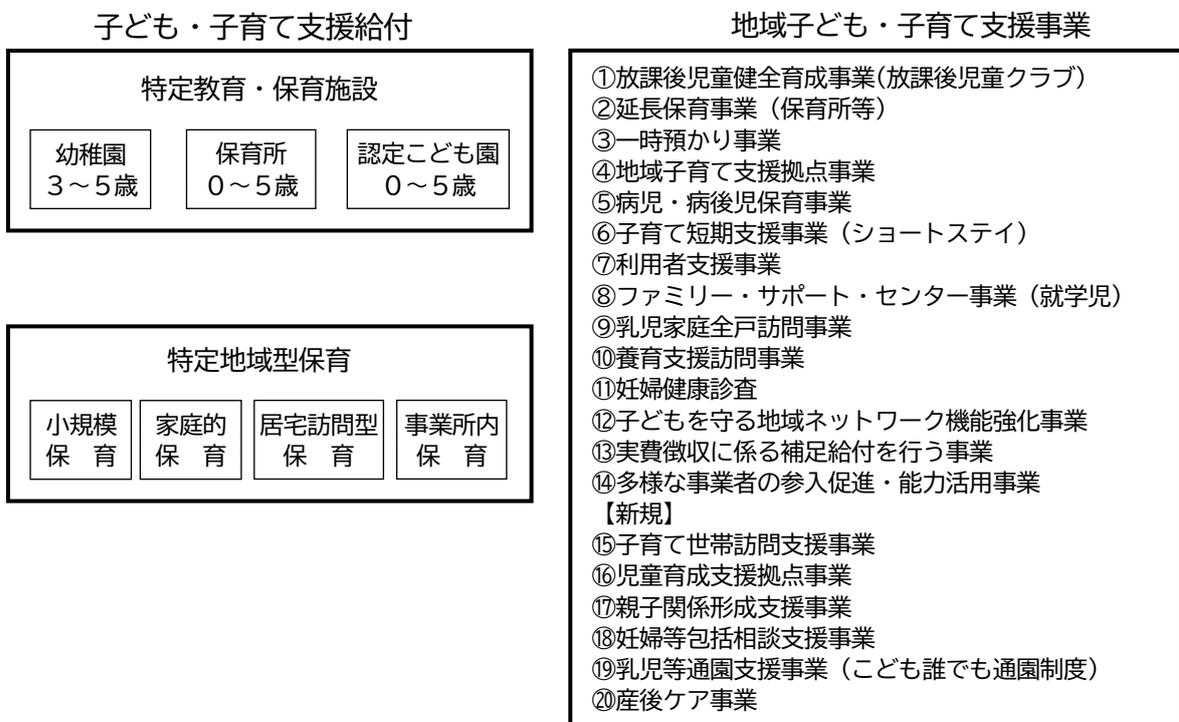
1 子ども・子育て支援事業の概要

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2種類に大別できます。

このうち、「子ども・子育て支援給付」は、幼稚園や保育所、認定こども園など、乳幼児の教育・保育サービスを提供する事業です。また、「地域子ども・子育て支援事業」は幼稚園や保育所、認定こども園で行う教育・保育サービスの補完や、情報提供・相談等の地域の実情に応じて子育て支援を行う事業です。

「子ども・子育て支援事業計画」は、これらの事業を実施するための計画であり、各サービスを確保する目標量や確保の方策を定めます。



(2) 給付を受けるこどもの認定区分

保護者の申請を受け、市ではこどもの年齢や保育の必要性を判断し、次の3区分の認定を行います。教育・保育施設では、認定区分を受けたこどもを対象に、必要な教育・保育を実施します。

認定区分	保育の必要性	該当年齢	提供機関
1号認定	なし	3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号認定	あり	3～5歳	保育所、認定こども園
3号認定	あり	0歳、1歳、2歳	保育所、認定こども園、地域型保育

(3) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項では、国が定める基本指針のもと市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の幼児教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を設定する必要があるとされています。

本市では、上位計画である沼津市総合計画が地理的条件、地域特性などを考慮し市内を 6 つの地域に区分していることから、本計画の教育・保育、一時預かり事業、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業の提供区域として、下図（表）のとおり設定します。

なお、放課後児童健全育成事業については小学校区ごと、その他の地域子ども・子育て支援事業については、市全域設定とします。

この区域の設定については、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域外の各施設・事業等の利用を制限するものではありません。

区分	地域区分	小学校区
西部	原	原小学校
		原東小学校
	浮島	浮島小学校
	愛鷹	愛鷹小学校
中央西	今沢	今沢小学校
	片浜	片浜小学校
		第二小学校
	第二	千本小学校
中央	第一	第一小学校
	第五	第五小学校
		開北小学校
東部	大岡	大岡小学校
		大岡南小学校
	金岡	金岡小学校
		沢田小学校
	門池	門池小学校
	中央南	第三
香貫小学校		
第四		第四小学校
大平		大平小学校
南部	静浦	静浦小学校
	内浦	長井崎小中一貫学校
	西浦	
	戸田	戸田小学校



■事業別の教育・保育提供区域一覧

事業	区域	設定の考え方
教育・保育	6区域	幼児教育・保育サービス等、身近な地域で利用できることを勘案して設定
一時預かり事業		
延長保育事業		
地域子育て支援拠点事業		
放課後児童健全育成事業	23小学校区	設置を小学校区としているため
病児・病後児保育事業	市全域	全地域総合的に利用が可能であり、広域利用も多く想定されることから設定
子育て短期支援事業		
利用者支援事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
妊婦健康診査		
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
実費徴収に係る補足給付を行う事業		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
子育て世帯訪問支援事業		
児童育成支援拠点事業		
親子関係形成支援事業		
妊婦等包括相談支援事業		
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		
産後ケア事業		

2 こども・若者の推計人口

本計画期間（令和7年度～令和11年度）のこども・若者の推計は、平成31年～令和6年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基にコーホート変化率法により、以下のとおり算出しました。

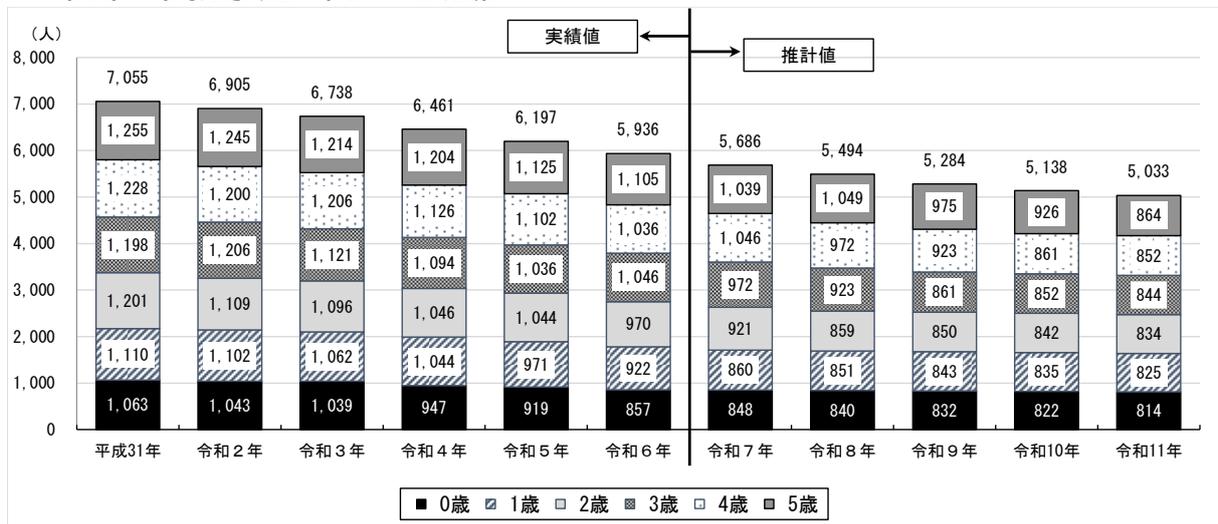
全体の傾向として、これまでの出生者数の減少、出産する母親の年齢層の人口減少等により、こどもの減少傾向が続くものと想定します。

コーホート変化率法

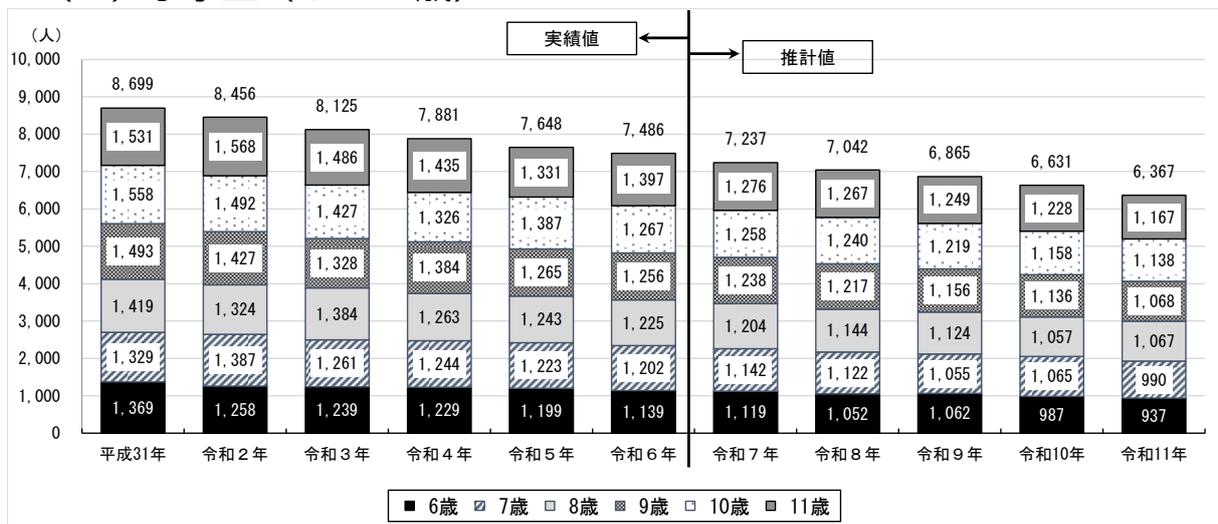
「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計目標が比較的近い将来の人口であり、過去の変化率が近い将来も継続することが予想される場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

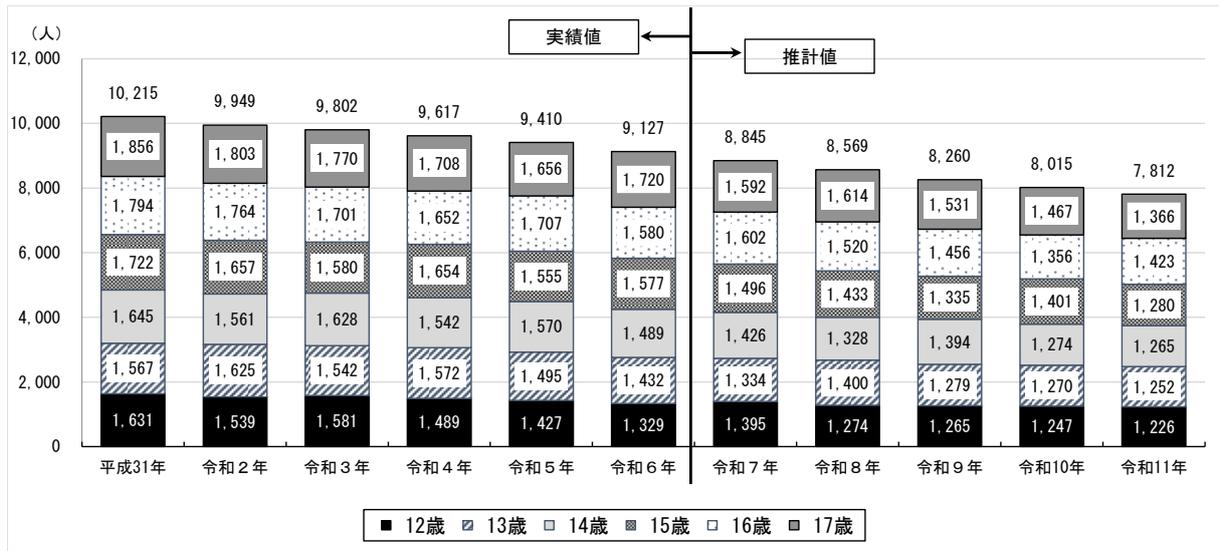
(1) 未就学児（0～5歳）



(2) 小学生（6～11歳）



(3) 中学・高校生該当年齡層（12～17歳）



3 子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 認定区分ごとの教育・保育事業の状況

① 1号認定（幼稚園・認定こども園（教育部））

幼稚園・認定こども園（教育部）の利用者数は、令和4年度に2,000人を下回って推移しており、令和6年度には1,830人となっています。

■ 1号認定の推移（幼稚園・認定こども園（教育部））

単位：人

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	2,135	2,082	1,934	1,974	1,830
②確保の方策	3,006	2,922	2,851	2,475	2,497
特定教育・保育施設（幼稚園）	600	600	600	735	725
確認を受けない幼稚園	1,055	1,055	1,055	1,094	1,099
特定教育・保育施設（認定こども園）	1,351	1,267	1,196	646	673
差し引き ②-①	871	840	917	501	667

資料：沼津市

② 2号認定（保育所・認定こども園（保育部））

保育所・認定こども園（保育部）の利用者数は、令和5年度まで1,600人台で推移しており、令和6年度には1,713人となっています。

■ 2号認定の推移（保育所・認定こども園（保育部））

単位：人

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	1,674	1,668	1,653	1,677	1,713
②確保の方策	1,975	1,926	1,949	1,931	1,936
特定教育・保育施設（認定こども園）	520	498	540	546	561
特定教育・保育施設（保育所）	1,451	1,424	1,405	1,381	1,371
企業主導型保育施設	4	4	4	4	4
差し引き ②-①	301	258	296	254	223

資料：沼津市

③3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育）（0歳児）

保育所・認定こども園・地域型保育の0歳児の利用者数は、増減を繰り返して推移しており、令和6年度には146人となっています。

■3号認定の推移（保育所・認定こども園・地域型保育）（0歳児）

単位：人

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	164	158	135	151	146
②確保の方策	305	300	302	317	311
特定教育・保育施設（認定こども園）	44	45	48	54	54
特定教育・保育施設（保育所）	219	213	212	212	212
特定地域型保育	21	21	26	30	24
認可外保育施設	21	21	16	21	21
差し引き ②-①	141	142	167	166	165

資料：沼津市

④3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育）（1・2歳児）

保育所・認定こども園・地域型保育の1・2歳児利用者数は、令和4・5年度に1,000人を上回っており、その他の年度では900人台で推移しています。

■3号認定の推移（保育所・認定こども園・地域型保育）（1・2歳児）

単位：人

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	970	964	1,008	1,020	972
②確保の方策	979	986	1,028	1,057	1,049
特定教育・保育施設（認定こども園）	165	179	207	217	210
特定教育・保育施設（保育所）	708	701	701	705	705
特定地域型保育	47	47	62	76	75
認可外保育施設	59	59	58	59	59
差し引き ②-①	9	22	20	37	77

資料：沼津市

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

年間利用者数は、増減を繰り返して推移しており、令和6年度には1,397人となっています。また、実施か所数は令和3年度に40か所となっています。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実績値

単位：人、か所

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	1,316	1,387	1,375	1,402	1,397
1年生	431	481	468	467	498
2年生	449	370	437	422	414
3年生	278	345	268	334	334
4年生	123	137	165	130	123
5年生	29	47	34	34	24
6年生	6	7	3	15	4
確保の方策					
②利用者数	1,547	1,593	1,591	1,600	1,611
実施か所数	39	40	40	40	40
差し引き ②-①	231	206	216	198	214

資料：沼津市

②延長保育事業

年間利用者数は、令和4年度まで減少が続いていましたが、令和5年度には増加して1,421人となっています。

■延長保育の実績値

単位：人

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	1,324	1,267	1,228	1,421	
②確保の方策	1,324	1,267	1,228	1,421	
差し引き ②-①	0	0	0	0	

資料：沼津市

③一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園在園児対象型預かり保育）の利用人日は、確保の方策を大きく下回って推移しています。

■一時預かり事業（幼稚園在園児対象型預かり保育）の実績値

単位：人日

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	28,822	30,778	28,299	29,952	
②確保の方策	142,050	142,050	142,050	142,050	
差し引き ②-①	113,228	111,272	113,751	112,098	

資料：沼津市

一時預かり事業（幼稚園在園児対象型預かり以外）の利用人日は、確保の方策を大きく下回って推移しています。

■一時預かり事業（幼稚園在園児対象型預かり以外）の実績値

単位：人日

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	4,628	4,502	4,387	4,266	
②確保の方策	27,493	27,493	27,493	27,493	
ファミサポ事業（就学前児童）	1,290	1,290	1,290	1,290	
トワイライトステイ事業	171	171	171	171	
一時預かり事業（在園児外）	26,032	26,032	26,032	26,032	
差し引き ②-①	22,865	22,991	23,106	23,227	

資料：沼津市

④地域子育て支援拠点事業

利用者数は、確保の方策を大きく下回っているものの、年々増加傾向にあり、令和5年度には51,792人回となっています。

■地域子育て支援拠点事業の実績値

単位：人回

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	29,012	32,735	40,872	51,792	
②確保の方策	80,246	78,736	77,424	76,211	
差し引き ②-①	51,234	46,001	36,552	24,419	

資料：沼津市

⑤病児・病後児保育事業

利用人日は、確保の方策を大きく下回っているものの、年々増加傾向にあり、令和5年度には957人日となっています。

■病児・病後児保育事業の実績値

単位：人日

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	269	482	543	957	
②確保の方策	7,008	7,008	7,008	7,158	
病児病後児対応型	4,508	4,508	4,508	4,508	
体調不良児対応型	2,500	2,500	2,500	2,650	
非施設型（訪問型）	0	0	0	0	
差し引き ②-①	6,739	6,526	6,465	6,201	

資料：沼津市

⑥利用者支援事業

利用者支援事業（基本型）の実施か所数は、令和5年度に2か所となっています。

■利用者支援事業（基本型）の実績値

単位：か所

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	1	1	1	2	2
②確保の方策	1	1	1	2	2
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

資料：沼津市

利用者支援事業（母子健康型）の実施か所数は、令和5年度まで1か所で推移していましたが、令和6年度には0か所となっています。

■利用者支援事業（母子保健型）の実績値

単位：か所

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	1	1	1	1	0
②確保の方策	1	1	1	1	0
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

資料：沼津市

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

契約件数は、令和4年度まで400～500人日台で推移しており、令和5年度には950人日と大幅に増加しています。

■ファミリー・サポート・センター事業（就学児）の実績値

単位：人日

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	566	450	551	950	
②確保の方策	1,350	1,350	1,350	1,350	
差し引き ②-①	784	900	799	400	

資料：沼津市

⑧乳児家庭全戸訪問事業

年間訪問者数は、令和3年度に1,000人を下回って推移しており、令和6年度には900人となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業の実績値

単位：人

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	1,075	998	997	871	900

資料：沼津市

⑨養育支援訪問事業

年間訪問数は、令和4・5年度に1,000人を上回ったものの、令和6年度には900人となっています。

■養育支援訪問事業の実績値

単位：人

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	847	934	1,081	1,024	900

資料：沼津市

⑩妊婦健康診査

年間受診者数は、令和4・5年度は12,000人回を下回っており、その他の年度では12,000人回台となっています。

■妊婦健康診査の実績値

単位：人回

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	12,473	12,098	11,279	10,590	12,911

資料：沼津市

※第2期子ども・子育て支援事業計画における、各基本方向で展開する施策・事業の評価については第2章第2節1「第2期子ども・子育て支援事業計画」に記載。

4 教育・保育施設の量の見込み・確保の方策

(1) 幼児教育

満3歳以上で就学前の教育を希望する子どもを対象に、幼児教育を提供します。

教育・保育を提供する施設・事業は、特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）、確認を受けない幼稚園（従来の幼稚園）になります。

【量の見込み】

コロナ禍の影響を受けない令和5年度から令和6年度（各年度当初）の利用率（利用者数÷3～5歳の児童数）の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

提供区域の見込みについては、市全体の量の見込みの推計を基に、6地域の当該年齢の児童数の推移を加味し、各年度の利用者数の割合を算出し設定しています。

【確保の方策】

令和7年度より大平幼稚園、大平保育所が統廃合して大平認定こども園に転換されることに伴い、中央南地域の確保の方策（利用定員）が減少しますが、希望する児童全員の受け入れが可能とみられ、現在想定している体制で実施するものとします。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1,661	1,509	1,330	1,191	1,076
②確保の方策	2,173	2,173	2,173	2,173	2,173
特定教育・保育施設 (幼稚園)	420	420	420	420	420
確認を受けない幼稚園	553	553	553	553	553
特定教育・保育施設 (認定こども園)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
差し引き ②-①	512	664	843	982	1,097

■量の見込みと確保の方策（教育・保育提供区域別）

単位：人

区域 区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
西部 地域	①量の見込み	432	393	346	310	280
	②確保の方策	478	478	478	478	478
	特定教育・保育施設 (幼稚園)	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	478	478	478	478	478
差し引き②-①	46	85	132	168	198	
中央 西部 地域	①量の見込み	105	96	84	75	68
	②確保の方策	170	170	170	170	170
	特定教育・保育施設 (幼稚園)	15	15	15	15	15
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	155	155	155	155	155
差し引き②-①	65	74	86	95	102	
中央 地域	①量の見込み	236	214	189	169	153
	②確保の方策	291	291	291	291	291
	特定教育・保育施設 (幼稚園)	45	45	45	45	45
	確認を受けない幼稚園	149	149	149	149	149
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	97	97	97	97	97
差し引き②-①	55	77	102	122	138	
東部 地域	①量の見込み	593	538	475	426	384
	②確保の方策	804	804	804	804	804
	特定教育・保育施設 (幼稚園)	190	190	190	190	190
	確認を受けない幼稚園	404	404	404	404	404
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	210	210	210	210	210
差し引き②-①	211	266	329	378	420	
中央 南部 地域	①量の見込み	190	172	152	136	123
	②確保の方策	265	265	265	265	265
	特定教育・保育施設 (幼稚園)	170	170	170	170	170
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	95	95	95	95	95
差し引き②-①	75	93	113	129	142	
南部 地域	①量の見込み	105	96	84	75	68
	②確保の方策	165	165	165	165	165
	特定教育・保育施設 (幼稚園)	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	165	165	165	165	165
差し引き②-①	60	69	81	90	97	

(2) 保育

I 2号認定

満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、定期的な保育を提供します。定期的な保育を提供する施設は、本市においては特定教育・保育施設（認定こども園、認可保育所）、認可外保育施設になります。

【量の見込み】

コロナ禍の影響を受けない令和5年度から令和6年度（各年度当初）の利用率（利用者数÷3～5歳の児童数）の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

提供区域の見込みについては、市全体の量の見込みの推計を基に、6地域の当該年齢の児童数の推移を加味し、各年度の利用者数の割合を算出し設定しています。

【確保の方策】

令和7年度より大平幼稚園、大平保育所が統廃合して大平認定こども園に転換されることに伴い、中央南地域の確保の方策（利用定員）が増加するため、希望する児童全員の受け入れが可能とみられ、現在想定している体制で実施するものとします。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（2号認定）	1,715	1,721	1,678	1,667	1,677
②確保の方策	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951
特定教育・保育施設 (認定こども園)	606	606	606	606	606
特定教育・保育施設 (保育所)	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341
企業主導型保育施設	4	4	4	4	4
差し引き②-①	236	230	273	284	274

■量の見込みと確保の方策（教育・保育提供区域別）

単位：人

区域区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
西部地域	①量の見込み（2号認定）	465	466	454	453	454
	②他地域からの流入・流出	-	-	-	-	-
	③確保の方策	492	492	492	492	492
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	252	252	252	252	252
	特定教育・保育施設 (保育所)	240	240	240	240	240
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	差し引き③-②-①	27	26	38	39	38

区域区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
中央 西 地域	①量の見込み(2号認定)	276	277	270	268	270
	②他地域からの流入・流出	-	-	-	-	-
	③確保の方策	324	324	324	324	324
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	141	141	141	141	141
	特定教育・保育施設 (保育所)	183	183	183	183	183
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
差し引き③-②-①	48	47	54	56	54	
中央 地 域	①量の見込み(2号認定)	214	215	209	207	209
	②他地域からの流入・流出	-	-	-	-	-
	③確保の方策	252	252	252	252	252
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	72	72	72	72	72
	特定教育・保育施設 (保育所)	180	180	180	180	180
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
差し引き③-②-①	38	37	43	45	43	
東 部 地 域	①量の見込み(2号認定)	366	367	359	356	358
	②他地域からの流入・流出	-	-	-	-	-
	③確保の方策	418	418	418	418	418
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	40	40	40	40	40
	特定教育・保育施設 (保育所)	374	374	374	374	374
	企業主導型保育施設	4	4	4	4	4
差し引き③-②-①	52	51	59	62	60	
中 央 南 地 域	①量の見込み(2号認定)	316	317	309	307	309
	②他地域からの流入・流出	-	-	-	-	-
	③確保の方策	354	354	354	354	354
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	69	69	69	69	69
	特定教育・保育施設 (保育所)	285	285	285	285	285
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
差し引き③-②-①	38	37	45	47	45	
南 部 地 域	①量の見込み(2号認定)	78	79	77	76	77
	②他地域からの流入・流出	-	-	-	-	-
	③確保の方策	111	111	111	111	111
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	32	32	32	32	32
	特定教育・保育施設 (保育所)	79	79	79	79	79
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
差し引き③-②-①	33	32	34	35	34	

II 3号認定〈0歳児〉

保育の必要性があると認定された0歳児が対象となります。

定期的な保育を提供する施設・事業は、特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業、認可外保育施設になります。

【量の見込み】

コロナ禍の影響を受けない令和5年度から令和6年度（各年度当初）の利用率（利用者数÷0歳の児童数）の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

提供区域の見込みについては、市全体の量の見込みの推計を基に、6地域の当該年齢の児童数の推移を加味し、各年度の利用者数の割合を算出し設定しています。

【確保の方策】

令和7年度より大平幼稚園、大平保育所が統廃合して大平認定こども園に転換されることに伴い、中央南地域の確保の方策（利用定員）が減少する見込みです。その一方で、東部地域に小規模保育所が新設され、6人の受け入れ体制が整備される見込みのため、希望する児童全員の受け入れが可能とみられます。そのため、現在想定している体制で実施するものとします。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (3号認定0歳児)	150	153	157	160	163
②確保の方策	314	314	314	314	314
特定教育・保育施設 (認定こども園)	57	57	57	57	57
特定教育・保育施設 (保育所)	206	206	206	206	206
特定地域型保育	30	30	30	30	30
認可外保育施設	21	21	21	21	21
差し引き②-①	164	161	157	154	151

■量の見込みと確保の方策（教育・保育提供区域別）

単位：人

区域 区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
西部 地域	①量の見込み (3号認定0歳児)	37	37	40	40	41
	②確保の方策	77	77	77	77	77
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	36	36	36	36	36
	特定教育・保育施設 (保育所)	38	38	38	38	38
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	3	3	3	3	3
	差し引き②-①	40	40	37	37	36
中央 西 地域	①量の見込み (3号認定0歳児)	16	16	16	17	17
	②確保の方策	37	37	37	37	37
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	14	14	14	14	14
	特定教育・保育施設 (保育所)	23	23	23	23	23
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	差し引き②-①	21	21	21	20	20
中央 地 域	①量の見込み (3号認定0歳児)	14	15	15	15	16
	②確保の方策	40	40	40	40	40
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	3	3	3	3	3
	特定教育・保育施設 (保育所)	32	32	32	32	32
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	5	5	5	5	5
	差し引き②-①	26	25	25	25	24
東 部 地 域	①量の見込み (3号認定0歳児)	50	51	52	53	54
	②確保の方策	86	86	86	86	86
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (保育所)	53	53	53	53	53
	特定地域型保育	20	20	20	20	20
	認可外保育施設	13	13	13	13	13
	差し引き②-①	36	35	34	33	32

区域 区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
中央 南 地 域	①量の見込み (3号認定0歳児)	29	30	30	31	31
	②確保の方策	53	53	53	53	53
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	3	3	3	3	3
	特定教育・保育施設 (保育所)	40	40	40	40	40
	特定地域型保育	10	10	10	10	10
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	差し引き②-①	24	23	23	22	22
南 部 地 域	①量の見込み (3号認定0歳児)	4	4	4	4	4
	②確保の方策	21	21	21	21	21
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	1	1	1	1	1
	特定教育・保育施設 (保育所)	20	20	20	20	20
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	差し引き②-①	17	17	17	17	17

Ⅲ 3号認定〈1歳児〉

保育の必要性があると認定された1歳児が対象となり、教育・保育を提供する施設・事業は特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業、認可外保育施設になります。

【量の見込み】

コロナ禍の影響を受けない令和5年度から令和6年度（各年度当初）の利用率（利用者数÷1歳の児童数）の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

提供区域の見込みについては、市全体の量の見込みの推計を基に、6地域の当該年齢の児童数の推移を加味し、各年度の利用者数の割合を算出し設定しています。

【確保の方策】

令和7年度より大平幼稚園、大平保育所が統廃合して大平認定こども園に転換されることに伴い、中央南地域の確保の方策（利用定員）が減少する見込みです。その一方で、東部地域に小規模保育所が新設され、6人の受け入れ体制が整備される見込みのため、希望する児童全員の受け入れが可能とみられます。そのため、現在想定している体制で実施するものとします。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (3号認定1歳児)	409	407	404	402	398
②確保の方策	475	475	475	475	475
特定教育・保育施設 (認定こども園)	100	100	100	100	100
特定教育・保育施設 (保育所)	310	310	310	310	310
特定地域型保育	40	40	40	40	40
認可外保育施設	25	25	25	25	25
差し引き ②-①	66	68	71	73	77

■量の見込みと確保の方策（教育・保育提供区域別）

単位：人

区域区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
西部地域	①量の見込み (3号認定1歳児)	103	104	103	101	101
	②他地域からの流入・流出	0	0	0	0	0
	③確保の方策	125	125	125	125	125
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	55	55	55	55	55
	特定教育・保育施設 (保育所)	65	65	65	65	65
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	5	5	5	5	5
差し引き③-②-①	22	21	22	24	24	
中央 西部 地域	①量の見込み (3号認定1歳児)	54	53	53	53	52
	②他地域からの流入・流出	0	0	0	0	0
	③確保の方策	63	63	63	63	63
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	25	25	25	25	25
	特定教育・保育施設 (保育所)	38	38	38	38	38
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差し引き③-②-①	9	10	10	10	11	
中央 地域	①量の見込み (3号認定1歳児)	55	54	54	54	53
	②他地域からの流入・流出	0	0	0	0	0
	③確保の方策	68	68	68	68	68
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	13	13	13	13	13
	特定教育・保育施設 (保育所)	45	45	45	45	45
	特定地域型保育	5	5	5	5	5
	認可外保育施設	5	5	5	5	5
差し引き③-②-①	13	14	14	14	15	
東 部 地 域	①量の見込み (3号認定1歳児)	104	104	103	103	102
	②他地域からの流入・流出	0	0	0	0	0
	③確保の方策	116	116	116	116	116
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (保育所)	78	78	78	78	78
	特定地域型保育	23	23	23	23	23
	認可外保育施設	15	15	15	15	15
差し引き③-②-①	12	12	13	13	14	

区域 区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
中央 南 地域	①量の見込み (3号認定1歳児)	81	81	80	80	79
	②他地域からの流入・流出	0	0	0	0	0
	③確保の方策	82	82	82	82	82
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	5	5	5	5	5
	特定教育・保育施設 (保育所)	65	65	65	65	65
	特定地域型保育	12	12	12	12	12
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差し引き③-②-①	1	1	2	2	3	
南 部 地 域	①量の見込み (3号認定1歳児)	12	11	11	11	11
	②他地域からの流入・流出	0	0	0	0	0
	③確保の方策	21	21	21	21	21
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	2	2	2	2	2
	特定教育・保育施設 (保育所)	19	19	19	19	19
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差し引き③-②-①	9	10	10	10	10	

IV 3号認定〈2歳児〉

保育の必要性があると認定された2歳児が対象となり、教育・保育を提供する施設・事業は特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業、認可外保育施設になります。

【量の見込み】

コロナ禍の影響を受けない令和5年度から令和6年度（各年度当初）の利用率（利用者数÷2歳の児童数）の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

提供区域の見込みについては、市全体の量の見込みの推計を基に、6地域の当該年齢の児童数の推移を加味し、各年度の利用者数の割合を算出し設定しています。

【確保の方策】

令和7年度より東部地域に小規模保育所が新設され、6人の受け入れ体制が整備される見込みのため、希望する児童全員の受け入れが可能とみられます。そのため、現在想定している体制で実施するものとします。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (3号認定2歳児)	520	497	504	510	517
②確保の方策	576	576	576	576	576
特定教育・保育施設 (認定こども園)	120	120	120	120	120
特定教育・保育施設 (保育所)	374	374	374	374	374
特定地域型保育	48	48	48	48	48
認可外保育施設	34	34	34	34	34
差し引き②-①	56	79	72	66	59

■量の見込みと確保の方策（教育・保育提供区域別）

単位：人

区域区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
西部地域	①量の見込み (3号認定2歳児)	135	128	130	132	133
	②他地域からの流入・流出	0	0	0	0	0
	③確保の方策	151	151	151	151	151
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	67	67	67	67	67
	特定教育・保育施設 (保育所)	77	77	77	77	77
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	7	7	7	7	7
差し引き③-②-①	16	23	21	19	18	
中央 西 地域	①量の見込み (3号認定2歳児)	68	65	66	67	68
	②他地域からの流入・流出	0	0	0	0	0
	③確保の方策	76	76	76	76	76
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	30	30	30	30	30
	特定教育・保育施設 (保育所)	46	46	46	46	46
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差し引き③-②-①	8	11	10	9	8	
中央 地 域	①量の見込み (3号認定2歳児)	69	66	67	69	71
	②他地域からの流入・流出	0	0	0	0	0
	③確保の方策	84	84	84	84	84
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	15	15	15	15	15
	特定教育・保育施設 (保育所)	53	53	53	53	53
	特定地域型保育	7	7	7	7	7
	認可外保育施設	9	9	9	9	9
差し引き③-②-①	15	18	17	15	13	
東 部 地 域	①量の見込み (3号認定2歳児)	132	128	129	130	132
	②他地域からの流入・流出	0	0	0	0	0
	③確保の方策	138	138	138	138	138
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (保育所)	94	94	94	94	94
	特定地域型保育	26	26	26	26	26
	認可外保育施設	18	18	18	18	18
差し引き③-②-①	6	10	9	8	6	

区域区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
中央 南 地域	①量の見込み (3号認定2歳児)	101	96	98	98	98
	②他地域からの流入・流出	0	0	0	0	0
	③確保の方策	102	102	102	102	102
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	5	5	5	5	5
	特定教育・保育施設 (保育所)	82	82	82	82	82
	特定地域型保育	15	15	15	15	15
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差し引き③-②-①	1	6	4	4	4	
南 部 地 域	①量の見込み (3号認定2歳児)	15	14	14	14	15
	②他地域からの流入・流出	0	0	0	0	0
	③確保の方策	25	25	25	25	25
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	3	3	3	3	3
	特定教育・保育施設 (保育所)	22	22	22	22	22
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差し引き③-②-①	10	11	11	11	10	

V 保育利用率

前述のⅡからⅣにおいて設定した3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所、地域型保育事業に該当する子どもの利用定員数の割合（保育利用率）は以下のとおりです。

■保育利用率

単位：人、%

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①推計児童数	2,629	2,550	2,525	2,499	2,473
0歳	848	840	832	822	814
1歳	860	851	843	835	825
2歳	921	859	850	842	834
②保育利用者数	1,079	1,057	1,065	1,072	1,078
0歳	150	153	157	160	163
1歳	409	407	404	402	398
2歳	520	497	504	510	517
保育利用率②/①	41.0	41.5	42.2	42.9	43.6

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など、留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業です。

【量の見込み】

令和2年度から令和6年度（各年度当初）の5年間の利用率（利用者数÷小学生児童数）の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

また、各小学校の児童数の状況を勘案しながら、小学校別の数値を設定しました。

【確保の方策】

学校の余裕教室の活用、学校敷地内への施設設置を原則とし、その他近隣の施設の活用も検討します。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人、か所

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1,458	1,480	1,502	1,508	1,504
1年生	520	528	536	537	536
2年生	432	439	445	447	446
3年生	349	354	359	361	360
4年生	128	130	132	133	132
5年生	25	25	26	26	26
6年生	4	4	4	4	4
確保の方策					
②利用者数	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580
実施か所数	40	40	40	40	40
差し引き ②-①	122	100	78	72	76

I 西部地域

単位：人、か所

小学校区	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
原小学校	①量の見込み	117	120	120	120	120
	低学年	93	96	96	96	96
	高学年	24	24	24	24	24
	確保の方策					
	②利用者数	120	120	120	120	120
	実施か所数	3	3	3	3	3
	差し引き ②-①	3	0	0	0	0
原東小学校	①量の見込み	40	40	40	40	40
	低学年	34	34	34	34	34
	高学年	6	6	6	6	6
	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
浮島小学校	①量の見込み	40	40	40	40	40
	低学年	35	35	35	35	35
	高学年	5	5	5	5	5
	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
愛鷹小学校	①量の見込み	119	120	120	120	120
	低学年	111	112	112	112	112
	高学年	8	8	8	8	8
	確保の方策					
	②利用者数	120	120	120	120	120
	実施か所数	3	3	3	3	3
	差し引き ②-①	1	0	0	0	0

II 中央西地域

単位：人、か所

小学校区	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
今沢小学校	①量の見込み	40	40	40	40	40
	低学年	40	40	40	40	40
	高学年	0	0	0	0	0
	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
片浜小学校	①量の見込み	40	40	40	40	40
	低学年	37	37	37	37	37
	高学年	3	3	3	3	3
	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
第二小学校	①量の見込み	31	33	35	36	36
	低学年	30	32	34	35	35
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	9	7	5	4	4
千本小学校	①量の見込み	10	15	17	18	20
	低学年	6	11	13	14	16
	高学年	4	4	4	4	4
	確保の方策					
	②利用者数	20	20	20	20	20
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	10	5	3	2	0

Ⅲ 中央地域

単位：人、か所

小学校区	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一小学校	①量の見込み	40	40	40	40	40
	低学年	39	39	39	39	39
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
第五小学校	①量の見込み	75	77	80	80	80
	低学年	64	65	68	68	68
	高学年	11	12	12	12	12
	確保の方策					
	②利用者数	80	80	80	80	80
	実施か所数	2	2	2	2	2
	差し引き ②-①	5	3	0	0	0
開北小学校	①量の見込み	79	79	80	80	80
	低学年	59	59	59	58	59
	高学年	20	20	21	22	21
	確保の方策					
	②利用者数	80	80	80	80	80
	実施か所数	2	2	2	2	2
	差し引き ②-①	1	1	0	0	0

IV 東部地域

単位：人、か所

小学校区	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
金岡小学校	①量の見込み	160	160	160	160	160
	低学年	143	142	142	142	142
	高学年	17	18	18	18	18
	確保の方策					
	②利用者数	160	160	160	160	160
	実施か所数	4	4	4	4	4
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
沢田小学校	①量の見込み	50	57	67	70	66
	低学年	44	51	60	63	60
	高学年	6	6	7	7	6
	確保の方策					
	②利用者数	80	80	80	80	80
	実施か所数	2	2	2	2	2
	差し引き ②-①	30	23	13	10	14
大岡小学校	①量の見込み	40	40	40	40	40
	低学年	40	40	40	40	40
	高学年	0	0	0	0	0
	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
大岡南小学校	①量の見込み	80	80	80	80	80
	低学年	67	67	67	67	67
	高学年	13	13	13	13	13
	確保の方策					
	②利用者数	80	80	80	80	80
	実施か所数	2	2	2	2	2
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
門池小学校	①量の見込み	200	200	200	200	200
	低学年	184	184	184	184	184
	高学年	16	16	16	16	16
	確保の方策					
	②利用者数	200	200	200	200	200
	実施か所数	5	5	5	5	5
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0

V 中央南地域

単位：人、か所

小学校区	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第三小学校	①量の見込み	40	40	40	40	40
	低学年	37	37	37	37	37
	高学年	3	3	3	3	3
	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
香貫小学校	①量の見込み	80	80	80	80	80
	低学年	80	80	80	80	80
	高学年	0	0	0	0	0
	確保の方策					
	②利用者数	80	80	80	80	80
	実施か所数	2	2	2	2	2
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
第四小学校	①量の見込み	76	77	78	78	78
	低学年	71	72	73	73	73
	高学年	5	5	5	5	5
	確保の方策					
	②利用者数	80	80	80	80	80
	実施か所数	2	2	2	2	2
	差し引き ②-①	4	3	2	2	2
大平小学校	①量の見込み	39	40	40	40	40
	低学年	35	36	36	36	36
	高学年	4	4	4	4	4
	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	1	0	0	0	0

VI 南部地域

単位：人、か所

小学校区	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
静浦小学校	①量の見込み	33	33	34	34	35
	低学年	27	27	27	27	27
	高学年	6	6	7	7	8
	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	7	7	6	6	5
長井崎小中一貫学校	①量の見込み	26	26	28	29	26
	低学年	23	23	25	26	23
	高学年	3	3	3	3	3
	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	14	14	12	11	14
戸田小学校	①量の見込み	3	3	3	3	3
	低学年	2	2	2	2	2
	高学年	1	1	1	1	1
	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②-①	37	37	37	37	37

(2) 延長保育事業（保育所等）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に保育所等にて保育を実施する事業です。

【量の見込み】

令和2年度から令和5年度の4年間の利用率（利用者数÷保育の利用者数）の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

提供区域の見込みについては、市全体の量の見込みの推計を基に、6地域の当該年齢の児童数の推移を加味し、各年度の利用者数の割合を算出し設定しています。

【確保の方策】

今後、保護者の働き方の多様化や女性の社会進出等により、利用者数の増加が想定されます。

利用を希望する各園に対して、ニーズに合った受け入れ体制の確保を要請します。

なお、定員を設定していない事業であるため、量の見込みと同数で設定しています。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1,113	1,132	1,126	1,136	1,156
②確保の方策	1,113	1,132	1,126	1,136	1,156
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保の方策（教育・保育提供区域別）

単位：人

区域 区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
西部 地域	①量の見込み	323	328	328	330	336
	②確保の方策	323	328	328	330	336
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
中央 西地 域	①量の見込み	121	123	122	123	125
	②確保の方策	121	123	122	123	125
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
中央 地域	①量の見込み	181	184	183	185	188
	②確保の方策	181	184	183	185	188
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
東部 地域	①量の見込み	251	256	254	257	261
	②確保の方策	251	256	254	257	261
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
中央 南地 域	①量の見込み	206	210	208	210	214
	②確保の方策	206	210	208	210	214
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
南部 地域	①量の見込み	31	31	31	31	32
	②確保の方策	31	31	31	31	32
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0

(3) 一時預かり事業

I 幼稚園在園児型

通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休暇期間中に幼稚園、認定こども園が行う事業です。

【量の見込み】

令和2年度から令和6年度の5年間の利用率（利用者数÷幼児教育の利用者数）の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

提供区域の見込みについては、市全体の量の見込みの推計を基に、6地域の当該年齢の児童数の推移を加味して各年度の利用者数の割合を算出し、計画期間各年度の幼児教育の利用者数に乗じて設定しています。

【確保の方策】

今後の3～5歳の人口の減少、近年の利用動向の推移により、既存の体制により対応するものとします。なお、定員を設定していない事業であるため、量の見込みと同数で設定しています。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人日

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	26,952	25,221	22,877	21,066	19,556
②確保の方策	26,952	25,221	22,877	21,066	19,556
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保の方策（教育・保育提供区域別）

単位：人日

区域 区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
西部 地域	①量の見込み	3,929	3,676	3,334	3,070	2,851
	②確保の方策	3,929	3,676	3,334	3,070	2,851
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
中央 西 地域	①量の見込み	7,506	7,024	6,372	5,867	5,447
	②確保の方策	7,506	7,024	6,372	5,867	5,447
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
中央 東 地域	①量の見込み	1,194	1,117	1,014	933	866
	②確保の方策	1,194	1,117	1,014	933	866
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
東 部 地 域	①量の見込み	2,970	2,780	2,521	2,322	2,155
	②確保の方策	2,970	2,780	2,521	2,322	2,155
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0

区域 区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
中央 南 地域	①量の見込み	6,452	6,037	5,476	5,043	4,681
	②確保の方策	6,452	6,037	5,476	5,043	4,681
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
南 部 地 域	①量の見込み	4,901	4,587	4,160	3,831	3,556
	②確保の方策	4,901	4,587	4,160	3,831	3,556
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0

II 幼稚園在園児以外の預かり保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園、子育て支援センター、その他の場所において、一時的に保育を行う事業です。

【量の見込み】

令和2年度から令和5年度の4年間の利用率（利用者数÷就学前の児童数）の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

提供区域の見込みについては、市全体の量の見込みの推計を基に、6地域の当該年齢の児童数の推移を加味して各年度の利用者数の割合を算出し、計画期間各年度の就学前の児童数に乗じて設定しています。

【確保の方策】

今後の就学前児童数の減少、近年の利用動向の推移により、既存の体制により対応するものとします。なお、定員を設定していない事業であるため、量の見込みと同数で設定しています。

また、ファミリー・サポート・センター事業やトワイライトステイ事業の活用を図ります。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人日

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	2,635	2,553	2,462	2,401	2,358
②確保の方策	27,493	27,493	27,493	27,493	27,493
ファミサポ事業 (就学前児童)	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290
トワイライトステイ事業	171	171	171	171	171
一時預かり事業 (在園児外)	26,032	26,032	26,032	26,032	26,032
差し引き ②-①	24,858	24,940	25,031	25,092	25,135

■量の見込みと確保の方策（教育・保育提供区域別）

単位：人日

区域 区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
西部 地域	①量の見込み	646	626	603	588	578
	②確保の方策	6,331	6,331	6,331	6,331	6,331
	ファミサポ事業 (就学前児童)	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ事業	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 (在園児外)	6,331	6,331	6,331	6,331	6,331
差し引き ②-①	5,685	5,705	5,728	5,743	5,753	
中央 西 地域	①量の見込み	289	280	270	263	258
	②確保の方策	2,449	2,449	2,449	2,449	2,449
	ファミサポ事業 (就学前児童)	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ事業	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 (在園児外)	2,449	2,449	2,449	2,449	2,449
差し引き ②-①	2,160	2,169	2,179	2,186	2,191	
中央 地域	①量の見込み	760	736	710	694	681
	②確保の方策	6,998	6,998	6,998	6,998	6,998
	ファミサポ事業 (就学前児童)	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290
	トワイライトステイ事業	171	171	171	171	171
	一時預かり事業 (在園児外)	5,537	5,537	5,537	5,537	5,537
差し引き ②-①	6,238	6,262	6,288	6,304	6,317	
東 部 地 域	①量の見込み	395	383	369	360	353
	②確保の方策	6,265	6,265	6,265	6,265	6,265
	ファミサポ事業 (就学前児童)	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ事業	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 (在園児外)	6,265	6,265	6,265	6,265	6,265
差し引き ②-①	5,870	5,882	5,896	5,905	5,912	
中央 南 地 域	①量の見込み	525	509	491	478	470
	②確保の方策	4,595	4,595	4,595	4,595	4,595
	ファミサポ事業 (就学前児童)	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ事業	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 (在園児外)	4,595	4,595	4,595	4,595	4,595
差し引き ②-①	4,070	4,086	4,104	4,117	4,125	
南 部 地 域	①量の見込み	20	19	19	18	18
	②確保の方策	855	855	855	855	855
	ファミサポ事業 (就学前児童)	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ事業	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 (在園児外)	855	855	855	855	855
差し引き ②-①	835	836	836	837	837	

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

コロナ禍の影響を受けた事業であり、令和4年度から令和5年度にかけて利用率（利用者数÷0～2歳児の児童数）が大きく変化したため、コロナ禍前の令和2年度から令和3年度の利用率の推移が令和6年度以降に続くものと想定して算出しました。

提供区域の見込みについては、市全体の量の見込みの推計を基に、6地域の当該年齢の児童数の推移を加味して各年度の利用者数の割合を算出し、計画期間各年度の0～2歳児の児童数に乗じて設定しています。

【確保の方策】

令和7年度より、今沢小学校内の「ふれあいプラザこあら」を廃止し、市内9か所の施設でイベントや育児相談等に対応します。

また、施設だけではなく、移動式ふれあいプラザとして「子育てサポートキャラバン ぴよぴよ」にて、職員が地区センター、公園等に出向くなど、多様な事業の実施に努めます。なお、今沢地区では「ふれあいプラザこあら」に代わって今沢地区センターにおいて「子育てサポートキャラバン ぴよぴよ」を実施します。

なお、定員を設定していない事業であるため、量の見込みと同数で設定しています。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人回

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	53,367	55,138	57,939	60,650	63,292
②確保の方策	53,367	55,138	57,939	60,650	63,292
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

※実施箇所には、移動式の「子育てサポートキャラバン ぴよぴよ」は含みません。

■量の見込みと確保の方策（教育・保育提供区域別）

単位：人回

区域 区分	年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
西部 地域	①量の見込み	4,042	4,176	4,389	4,594	4,794
	②確保の方策	4,042	4,176	4,389	4,594	4,794
	差し引き②-①	0	0	0	0	0
中央 西 地域	①量の見込み	8,774	9,065	9,526	9,971	10,406
	②確保の方策	8,774	9,065	9,526	9,971	10,406
	差し引き②-①	0	0	0	0	0
中央 地域	①量の見込み	30,705	31,724	33,335	34,896	36,416
	②確保の方策	30,705	31,724	33,335	34,896	36,416
	差し引き②-①	0	0	0	0	0
東 部 地 域	①量の見込み	2,946	3,044	3,198	3,348	3,494
	②確保の方策	2,946	3,044	3,198	3,348	3,494
	差し引き②-①	0	0	0	0	0
中 央 南 地 域	①量の見込み	6,777	7,002	7,358	7,702	8,037
	②確保の方策	6,777	7,002	7,358	7,702	8,037
	差し引き②-①	0	0	0	0	0
南 部 地 域	①量の見込み	123	127	133	139	145
	②確保の方策	123	127	133	139	145
	差し引き②-①	0	0	0	0	0

(5) 病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもを一時的に保育する事業です。

【量の見込み】

令和2年度から令和5年度の4年間の利用率（利用者数÷保育利用者数）の推移が今後も続くものと想定して各年度の利用者数の割合を算出し、計画期間各年度の保育利用者数に乗じて設定しています。

【確保の方策】

現在、病児保育2施設、病後児保育2施設において実施されています。なお、体調不良児対応型保育は令和5年度に1施設が新設され、令和7年度にも新設が予定されています。

今後は、現在の実施体制を維持し、必要とする病児・病後児の受け入れを行うものとしてします。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人日

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1,304	1,520	1,700	1,900	2,115
②確保の方策	7,158	7,158	7,158	7,158	7,158
病児病後児対応型	4,508	4,508	4,508	4,508	4,508
体調不良児対応型	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
非施設型（訪問型）	0	0	0	0	0
差し引き ②-①	5,854	5,638	5,458	5,258	5,043

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、社会的事由等で、一時的に養育が困難な場合、その児童を母子生活支援施設、里親等で短期的に預かる事業です。

【量の見込み】

令和2年度から令和6年度の5年間（令和6年度は見込み値）の利用率（利用者数÷就学前の児童数）の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

【確保の方策】

今後の就学前児童数の減少、近年の利用動向の推移により、既存の体制により対応するものとします。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人日

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	52	52	53	53	55
②確保の方策	52	52	53	53	55
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

(7) 利用者支援事業（基本型）

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援拠点施設等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、幼稚園、保育所、認定こども園など連絡調整等を行う事業です。

【量の見込み、確保の方策】

本事業は、こども未来創造課の窓口において実施しています。

今後もこの体制を維持し、事業利用の相談・助言を行います。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：か所

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の方策	2	2	2	2	2
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する子育て中の保護者と、支援を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。なお、本項目においては就学児を対象とした事業のみ、数値目標を設定します。

【量の見込み】

コロナ禍の影響を受けた事業であり、令和4年度から令和5年度にかけて利用率（利用者数÷児童数）が大きく変化したため、コロナ禍前の令和2年度から令和3年度の利用率の推移が令和6年度以降に続くものと想定して、各年度の低学年、高学年別の利用者数の割合を算出し、計画期間各年度の児童数に乗じて設定しています。

【確保の方策】

近年の利用動向の推移により、既存の体制により対応可能と考えられますが、必要な人材の確保・育成に努めるものとします。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人日

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1,004	1,028	1,052	1,065	1,068
低学年	945	967	990	1,002	1,005
高学年	59	61	62	63	63
確保の方策②	1,050	1,050	1,100	1,100	1,100
差し引き ②-①	46	22	48	35	32

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象としています。

【量の見込み】

令和2年度から令和5年度までの4年間の実施率（実施児童数÷0歳児人口）の推移が今後も続くものと想定して実施児童の割合を算出し、計画期間各年度の0歳児の児童数に乗じて設定しています。

【確保の方策】

今後も、健康づくり課の保健師・助産師による訪問対応を継続していきます。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	800	779	759	737	717
②確保の方策	800	779	759	737	717
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児や発達に関する支援を行い、養育上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

【量の見込み】

令和2年度から令和5年度までの4年間の実施率（実施児童数÷就学前の児童数）の推移が今後も続くものと想定して実施児童の割合を算出し、計画期間各年度の就学前の児童数に乗じて設定しています。

【確保の方策】

健康づくり課、こども未来創造課が連携し、保健師、保育士、相談員の訪問により対応に努めます。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1,176	1,227	1,273	1,314	1,352
②確保の方策	1,176	1,227	1,273	1,314	1,352
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

安全な出産と健康な児の出産のため、委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診査について、費用の一部を公費負担する事業です。

妊婦健康診査 16 回、超音波検査 4 回及び血液検査等 3 回を上限として助成します。

【量の見込み】

令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間の受診率（受診者数 ÷ 0 歳児の人口）の推移が今後も続くものと想定して、実施児童の割合を算出し、計画期間各年度の 0 歳児の児童数に乗じて設定しています。

【確保の方策】

今後も、健康づくり課の保健師・助産師を中心に受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人回

年度	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
①量の見込み	10,088	9,971	9,842	9,713	9,585
②確保の方策	10,088	9,971	9,842	9,713	9,585
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、保護者が支払うべき副食費、日用品・文房具その他必要な物品の購入費用、または行事への参加費用等を助成する事業です。今後も国の動向や「子ども・子育て会議」を踏まえ実施していきます。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業で、今後も国の動向や「子ども・子育て会議」を踏まえ実施していきます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込み】

事業が制度化された令和4年度から令和6年度までの3年間（令和6年度は見込み値）の訪問時間の割合（訪問時間÷17歳以下の人口）の推移が今後も続くものと想定して訪問時間の割合を算出し、計画期間各年度の17歳以下の人口に乗じて設定しています。

【確保の方策】

支援を必要とする世帯を把握したときは、こども家庭センターを中心に訪問支援員による家事・子育ての支援を行います。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：時間

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	229	276	319	360	398
②確保の方策	229	276	319	360	398
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込み、確保の方策】

現段階では量の見込みを設定せず、支援を必要とする児童を把握したときは居場所となる場所を確保し、必要な対応を行います。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場の設置、その他必要な支援を行う事業です。

【量の見込み、確保の方策】

現段階では量の見込みを設定せず、世帯の状況に応じて必要な支援を行います。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等を対象に、妊娠期から産後の育児期まで、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【量の見込み】

令和5年度、令和6年度の妊娠届出数と各年度の0歳児の人口を基に、計画期間各年度の妊娠届出数を算出し、伴走型相談支援の平均値（2回/件）を乗じて算出しています。

【確保の方策】

実施体制を整え、相談対応を行います。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：件、回

年度		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	妊娠届出数（件）	820	812	804	795	787
	1組当たり 面談回数（回）	2	2	2	2	2
	①面談実施 合計回数（回）	1,640	1,624	1,608	1,590	1,574
確保の方策		1,640	1,640	1,640	1,640	1,640
差し引き ②-①		0	16	32	50	66

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子ども（未就園児）を対象に、毎月一定時間の範囲内で、保護者の就労の有無に関わらず時間単位で保育サービスを利用できる事業です。

【量の見込み】

令和6年度に先行実施している保育所の月当たり利用者数の平均値を、満3歳未満の未就園児の人数で除し、その割合が今後も続くものと想定して利用者の割合を算出し、計画期間各年度の対象年齢の児童数に乗じて設定しています。

【確保の方策】

実施可能な保育所、認定こども園を確保し、受け入れ体制の充実を図ります。

■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人日

年度		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0 歳 児	①量の見込み	324	312	300	300	300
	②確保の方策	324	312	300	300	300
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
1 歳 児	①量の見込み	204	204	204	192	192
	②確保の方策	204	204	204	192	192
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0
2 歳 児	①量の見込み	180	168	156	156	144
	②確保の方策	180	168	156	156	144
	差し引き ②-①	0	0	0	0	0

(20) 産後ケア事業

出産直後の母親や新生児・乳児のうち、母親の身体的、心理的、社会的な面から支援が必要であり、かつ、新生児・乳児が自宅で養育が可能な世帯を対象に、地域におけるニーズや社会資源の状況から「宿泊型」、「アウトリーチ型」「デイサービス型」の支援を行う事業です。

【量の見込み】

令和2年度から令和5年度までの4年間の実施率（実施児童数÷0歳児人口）の推移が今後も続くものと想定して実施児童の割合を算出し、計画期間各年度の0歳児の児童数に乗じて設定しています。

【確保の方策】

支援を必要とする母子を把握したときは、こども家庭センターを中心に、状況に応じた支援を行います。

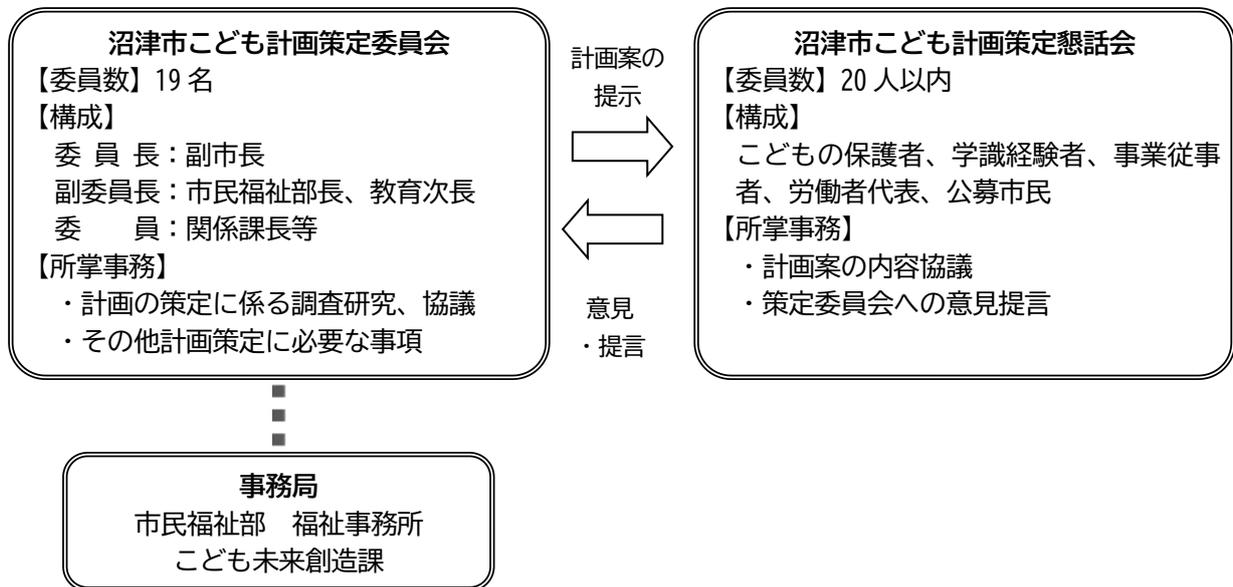
■量の見込みと確保の方策（市全域）

単位：人日

年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	47	50	53	55	58
②確保の方策	47	50	53	55	58
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

資料編

1 計画の策定体制



2 計画策定に関わる会議の開催経過

月日	会議・協議事項等
令和6年6月28日	第1回子ども計画策定委員会 ・沼津市子ども計画の概要等について ・策定スケジュールについて
令和6年8月29日	第2回子ども計画策定委員会 ・沼津市の子ども・子育て、若者を取り巻く環境について ・沼津市子ども計画の骨子案について
令和6年9月3日	第1回子ども計画策定懇話会 ・沼津市子ども計画の概要等について ・沼津市の子ども・子育て、若者を取り巻く環境について ・沼津市子ども計画の骨子案について ・策定スケジュールについて
令和6年10月10日	第3回子ども計画策定委員会 ・沼津市子ども計画の素案について ・「沼津市子ども計画」施策の確認について
令和6年10月16日	第2回子ども計画策定懇話会・第1回子ども・子育て会議 ・沼津市子ども計画の素案について
令和6年11月13日	第4回子ども計画策定委員会 ・沼津市子ども計画の素案について
令和6年11月20日	第3回子ども計画策定懇話会・第2回子ども・子育て会議 ・沼津市子ども計画の素案について

3 用語解説

用語	概要
アセスメント	対象を客観的に評価・分析すること。
核家族	夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のこと。ただし夫婦のみの世帯や一人親も含まれる。都市化や高度経済成長とともに、3世代同居などの大家族世帯が減少し、核家族化が進行したと言われる。
確保の方策	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（ニーズ量）」に対する提供体制の確保の内容。
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。
次世代育成支援対策推進法	平成 15 年（2003）7月に公布された法律で、各地方公共団体においては、「地域における子育て支援の充実」等を図るための地域行動計画の策定を、常時雇用する労働者が 101 人以上の企業においては「企業における働き方の見直し」等を推進するための一般事業主行動計画の策定を義務づけている。
児童委員	児童福祉法に基づき、市町村に置かれる民間の奉仕者。児童委員は、県知事の指揮監督を受け、市町村の担当区域において児童及び妊産婦の生活及び環境の状況を把握し、その保護、保健その他福祉に関し、必要な情報の提供その他の援助及び指導を行う。民生委員がこれに充てられる。
スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。学校において、不登校や問題行動などに対応するため、相談業務や心理専門の仕事を行う。
スクールソーシャルワーカー	福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者のこと（社会福祉士、精神保健福祉士等）。学校において、児童生徒の福祉に関する支援を行う。
待機児童	保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設等の利用の申込がされているが、利用していない児童。ただし、他に利用可能な特定教育・保育施設等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的理由により待機している場合は除く。
男女共同参画（社会）	「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）

用語	概要
認可保育所	保育室の面積、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された保育所。児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設を、認可外保育施設、無認可保育所と呼び区別される。
放課後児童クラブ	保護者が就労や病気などの理由により、放課後家にいない家庭の児童の健全育成を図るために、放課後の一定時間預かる施設。沼津市が設置し、地域に設置された運営委員会により運営されている。
民生委員	民生委員法に基づき、市町村に置かれる民間の奉仕者。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。（民生委員法第1条）。なお、民生委員は児童福祉法の「児童委員」を兼ねる。
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。
余裕教室	児童・生徒の減少に伴い、「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。
ロールプレイ	実際の場面を想定し、自分の役割を演じて学ぶ方法。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

沼津市こども計画
令和7年3月発行

発行：沼津市

編集：沼津市 市民福祉部 こども未来創造課

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

Tel : 055-934-4842

Fax : 055-934-0345

E-mail : kosodate@city.numazu.lg.jp



沼津市

